

第 660 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 5 年 7 月 3 日(月) 10:00～

場所：神戸クリスタルタワー16階

第 3 共用会議室

(神戸市中央区東川崎町 1-1-3)

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 兵庫県最低賃金の改正諮問について
- (2) 兵庫県最低賃金専門部会の設置及び決議の取り扱いについて
- (3) 兵庫県最低賃金の発効日等について
- (4) 兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について
- (5) その他

3. 閉 会

資 料 目 次

資料N o . 1 : 説明資料 (地域別最低賃金編)

資料N o . 2 : 説明資料 (特定最低賃金編)

資料N o . 3 : 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表 (地賃)

資料N o . 4 : 兵庫県最低賃金の改正諮問関係資料

地方最低賃金審議会委員 説明資料 ＜地域別最低賃金編＞

兵庫労働局 賃金室

令和5年6月

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

○ 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

○ 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

○ 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
改定額(円)	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
目安額(円)	0	示さ ず※ ₁	3	3	14	15 (12)※ ₂	7~9 (示さず) ※ _{1,2}	15 (10)※ ₂	6 (2)※ ₂	7 (4)※ ₂	14 (14)※ ₂	16 (16)※ ₂	18	24	25	26	27	示さ ず※ ₃	28	31
対前年度引上げ額 (円)	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31
対前年度引上げ率	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%

(※1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。

(※2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)

(※3) 「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3. 地域別最低賃金の決定基準

○ 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

○ 最低賃金法 第四十条

第四条第一項※の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。※使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

目安制度

目安制度とは何か

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、47都道府県を4つのランクに分け、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとした。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

令和4年8月2日 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）（抄）

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

令和4年8月1日 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解（抄）

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。
令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

都道府県		金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30円

令和4年度 地域別最低賃金額改定の目安について

○ 令和4年8月3日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、A～Bランクにおいて31円、C～Dランクにおいて30円」とし、「地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされた。

<ランク別の目安額>

ランク	都道府県		令和4年度	(令和3年度)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪		31円	28円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島		31円	28円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡		30円	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄		30円	28円

<参考>最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
最高額と最低額の比率	76.2%	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%	79.6%
最高額－最低額	211円	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円	219円

令和4年度 中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

- 本年の春季生活闘争における賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべき。
- 昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしており、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。
- 本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要である。

使用者側

- 中小企業を取り巻き経営環境は、企業規模や業種により回復基調の格差が生じ、さらに、感染症の影響による景気の低迷、ウクライナ侵攻に対する金融制裁、エネルギー問題などの影響を大きく受け、予断を許さない状況である。
- 各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づき慎重な審議を行うべき。
- 今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべき。

公益委員見解

- 賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率は、平成14年以降最大である。
- 労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。
- 通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

令和4年度 地域別最低賃金額一覽

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日	ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	発効年月日
A	東 京	1072 (1041)	令和4年10月1日	C	和 歌 山	889 (859)	令和4年10月1日
	神 奈 川	1071 (1040)	令和4年10月1日		福 井	888 (858)	令和4年10月2日
	大 阪	1023 (992)	令和4年10月1日		山 口	888 (857)	令和4年10月13日
	埼 玉	987 (956)	令和4年10月1日		宮 城	883 (853)	令和4年10月1日
	愛 知	986 (955)	令和4年10月1日		香 川	878 (848)	令和4年10月1日
	千 葉	984 (953)	令和4年10月1日		徳 島	855 (824)	令和4年10月6日
	京 都	968 (937)	令和4年10月9日		福 島	858 (828)	令和4年10月6日
	兵 庫	960 (928)	令和4年10月1日		青 森	853 (822)	令和4年10月5日
	静 岡	944 (913)	令和4年10月5日		岩 手	854 (821)	令和4年10月20日
	三 重	933 (902)	令和4年10月1日		山 形	854 (822)	令和4年10月6日
B	広 島	930 (899)	令和4年10月1日	D	愛 媛	853 (821)	令和4年10月5日
	滋 賀	927 (896)	令和4年10月6日		熊 本	853 (821)	令和4年10月1日
	栃 木	913 (882)	令和4年10月1日		長 崎	853 (821)	令和4年10月8日
	茨 城	911 (879)	令和4年10月1日		鹿 児 島	853 (821)	令和4年10月6日
	長 野	908 (877)	令和4年10月1日		宮 崎	853 (821)	令和4年10月6日
	富 山	908 (877)	令和4年10月1日		秋 田	853 (822)	令和4年10月1日
	山 梨	898 (866)	令和4年10月20日		島 根	857 (824)	令和4年10月5日
	北 海 道	920 (889)	令和4年10月2日		鳥 取	854 (821)	令和4年10月6日
	岐 阜	910 (880)	令和4年10月1日		高 知	853 (820)	令和4年10月9日
	福 岡	900 (870)	令和4年10月8日		佐 賀	853 (821)	令和4年10月2日
C	奈 良	896 (866)	令和4年10月1日	大 分	854 (822)	令和4年10月5日	
	群 馬	895 (865)	令和4年10月8日	沖 縄	853 (820)	令和4年10月6日	
	岡 山	892 (862)	令和4年10月1日	全国加重平均額 (930)			
	石 川	891 (861)	令和4年10月8日				
	新 潟	890 (859)	令和4年10月1日				

※ 括弧書きは、令和3年度地域別最低賃金額

目安制度

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、**ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。**

平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。

これを受け、**令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告**をとりまとめた。

中央最低賃金
審議会

※本審は議事・
議事録ともに公開

目安に関する
小委員会

※議事は非公開、議
事録は3者が揃った
場面のみに追って公開

目安制度の
在り方に関する
全員協議会

※議事は非公開、議
事録は追って公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

※昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。

※目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の在り方について調査審議すること。

※昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方

(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。

2. 地方最低賃金審議会に関する事項

(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	<ul style="list-style-type: none">○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。○ 47都道府県の総合指数(※)の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 <p>※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする等の考え方を総合的に勘案し、決定。

(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
--------	---

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目的に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

目安制度

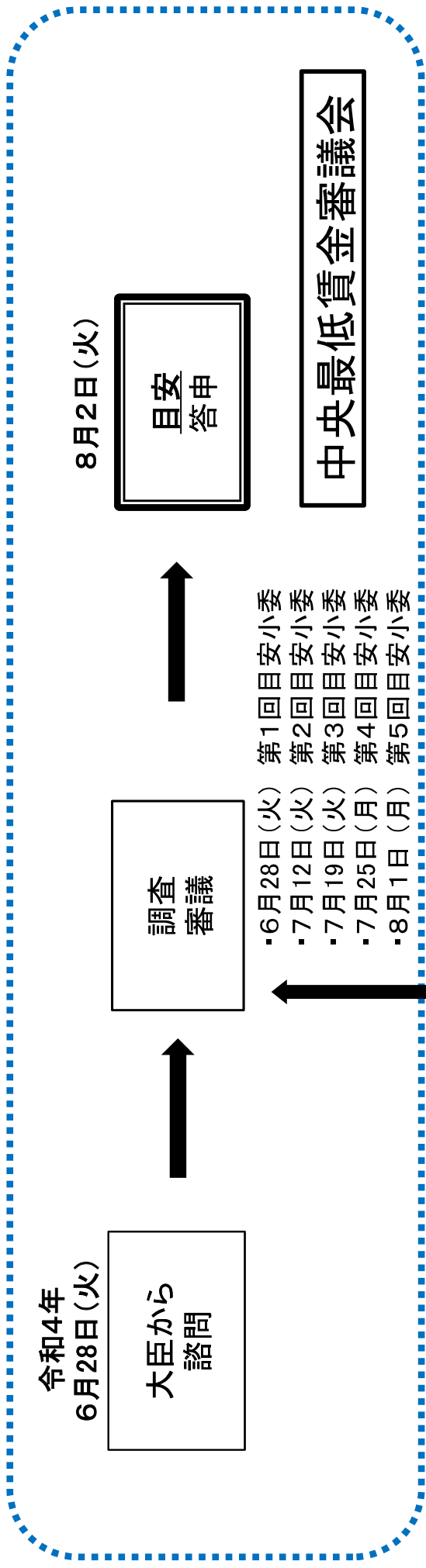
令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考)平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道府県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出

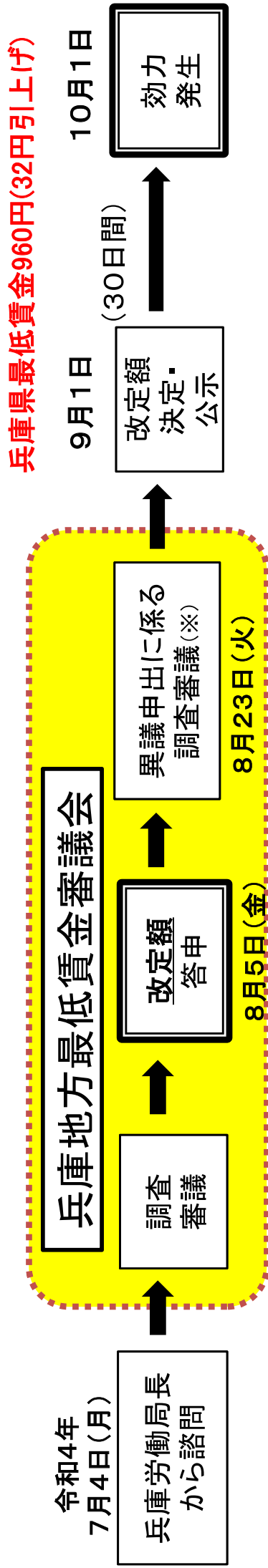
地域別最低賃金額の改正決定の手順



<中央最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金受給状況、未満率・影響率の推移、日銀短尺による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、最低賃金に関する実態調査結果、県民所得、標準生計費など

※中央最低賃金審議会は、全都道府県をA・B・C・Dの4つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰め審議が行われる。



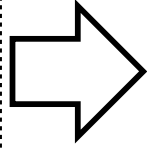
・7月29日～8月5日 専門部会

(※)各地域の労使は答申があった日から15日間 異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

地方最低賃金審議会での流れ（参考例）

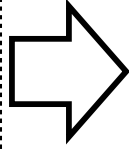
第1回 地方最低賃金審議会（7月上旬～）

- 労働局長による改正諮問
- 審議会令第6条第5項の議決（※）の有無
（※専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、同議決をもって、本審の議決とみなすという議決。）



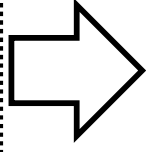
第2回 地方最低賃金審議会（7月下旬頃）

- 中央最低賃金審議会での目安伝達
- 労使の主張



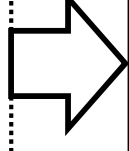
第1回 専門部会（7月下旬頃）

- 部会長・同代理の選出
- 事務方からの関連資料の説明
- 関係労使からの意見聴取の実施の有無（※）
（※法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどうかを諮ること）



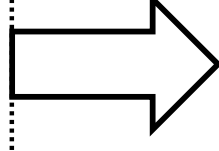
第2回～第4回 専門部会（7月下旬～8月上旬）

- 金額審議
- 部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会（8月上旬）

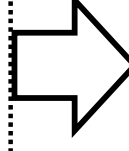
- 部会報告についての審議
- 答申文の決定



答申文の公示（15日間）
答申文に意見のある者は、異議申し立てを行うことができる。

第4回 地方最低賃金審議会（8月下旬）

- 異議内容についての審議
- 答申文の決定



労働局長への答申

労働局長による改正決定



官報公示（30日間以上）

発効（効力発生）

政労使の意見交換の場（令和5年3月15日）の岸田総理発言

本日は、春季労使交渉の集中回答日であり、今後の中小企業や小規模事業者の賃金交渉に向けて、労使の代表の皆さんと意見交換の場を持ちました。

賃上げは、新しい資本主義の最重要課題です。

本日も、経団連会長から、多くの大手企業が高い支給水準の回答を出すなど積極的な対応が表明されたとの御報告がありました。

また、日本商工会議所会頭から、大企業における賃上げの動きが中小企業、小規模事業者に広がっていくために、取引適正化などが不可欠であるとの御発言がありました。

政府としても、政策を総動員して、環境整備に取り組みます。

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、基本的に合意がありました。政府としても、公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめまいります。また、業界団体にも、これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえ、自主行動計画の改定・徹底を求めます。

また、男女間賃金格差の是正や、非正規労働者の方々の賃金引上げは極めて重要です。

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となりましたが、今年も、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただきたいと思います。

また、地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げることにも必要です。

この夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても議論を行っていききたいと思います。

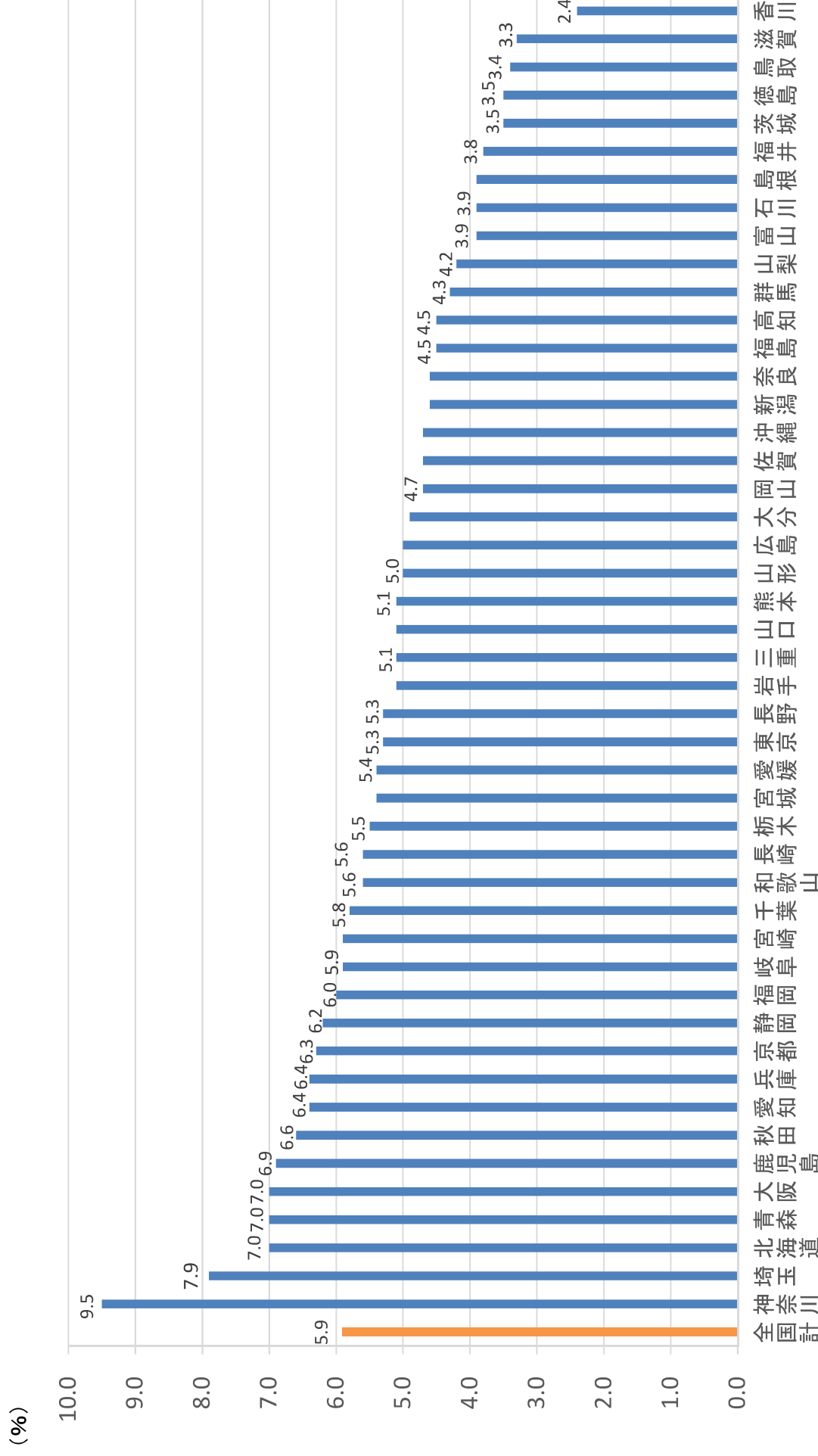
さらに、同一労働同一賃金の徹底について、今月から本格的に取り組み、全国321か所の労働基準監督署による調査を踏まえ、年内に格差の状況をフォローアップし、その後の進め方を検討していきます。

成長と分配の好循環の実現のための転換点がこの春の賃金交渉であり、本日お集まりの皆様の御協力をお願いいたします。

また、リスキリングによる能力向上、職務に応じた適正なスキルの評価、自らの選択による労働移動の円滑化、この三位一体の労働市場改革を実施することにより、さらにその先に、構造的な賃金引上げを目指してまいります。

都道府県別の影響率(令和3年)

- Aランクの神奈川が最も高い。同じAランクでは、神奈川のほか埼玉、愛知、大阪などが高いが、東京は全国平均を下回っている。
- Dランクでは青森、鹿児島などは高いが、島根、沖縄、長崎などは全国平均を下回っている。

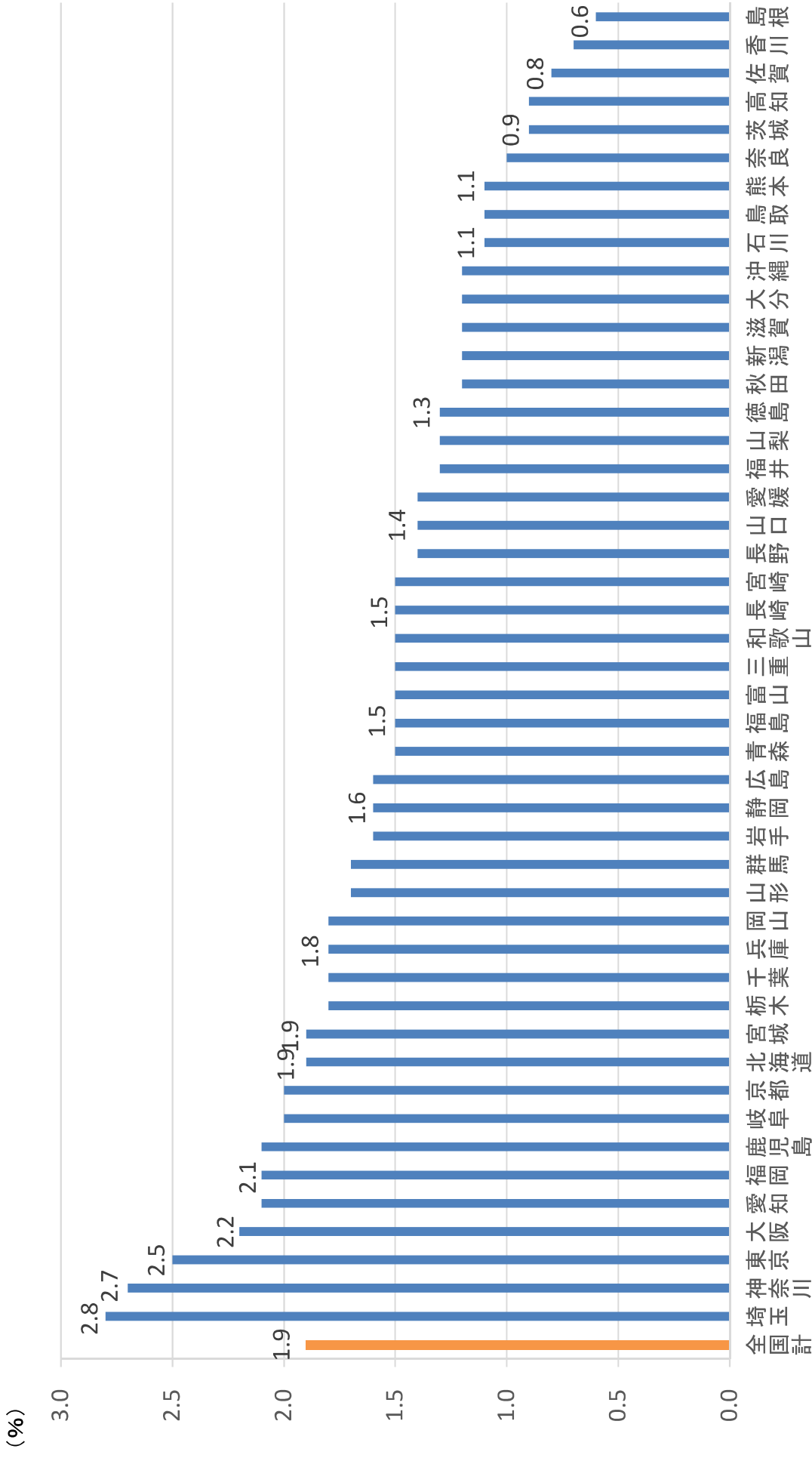


出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和3年)

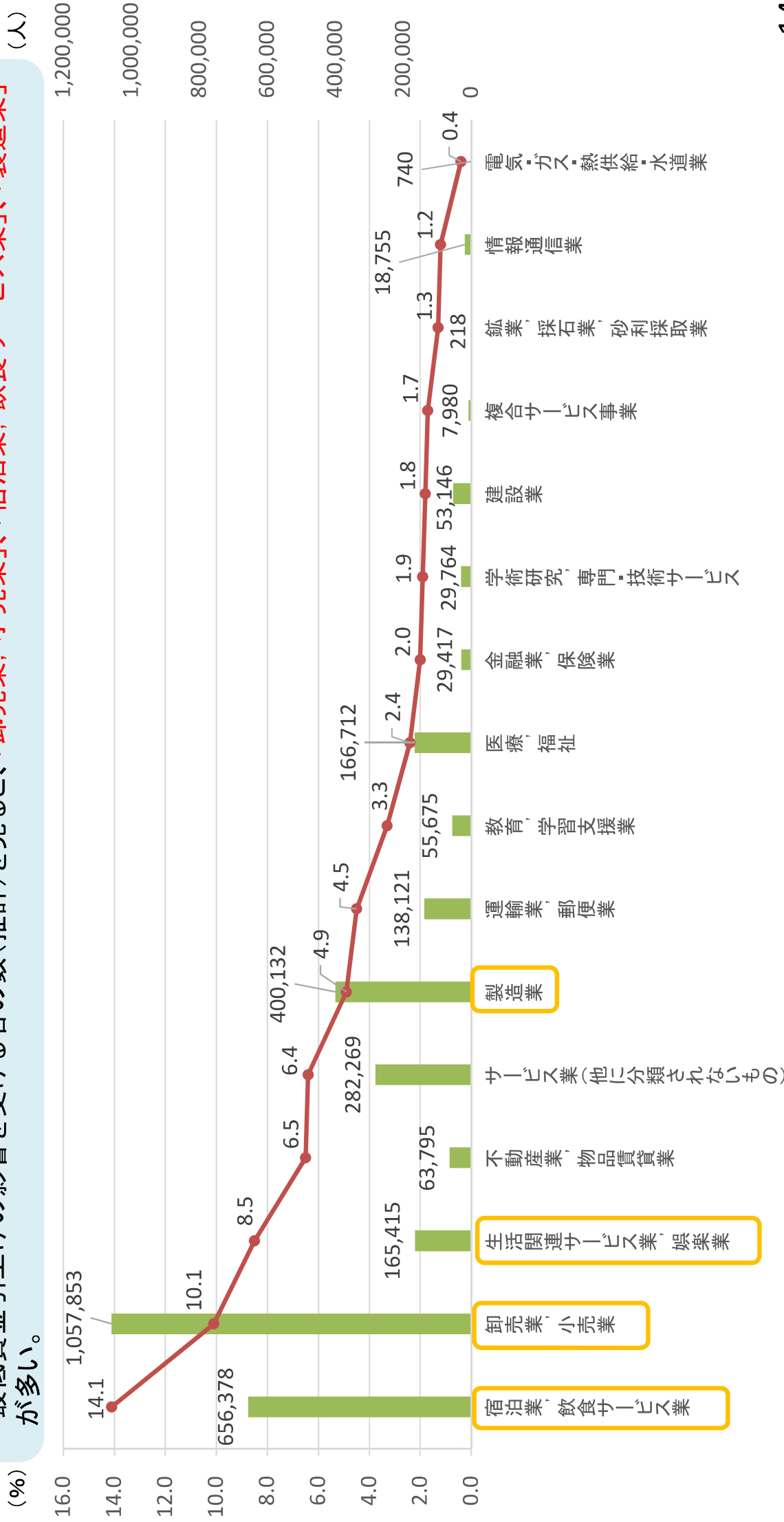
- 埼玉、神奈川、東京、大阪、愛知の順に高く、Dランクでは鹿児島が平均を上回っている。



出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」
 (注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

業種別の影響率(令和3年)

- 賃金構造基本統計調査(常用労働者数5人以上)により、業種別に影響率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が高い。
- 最低賃金引上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」が多い。



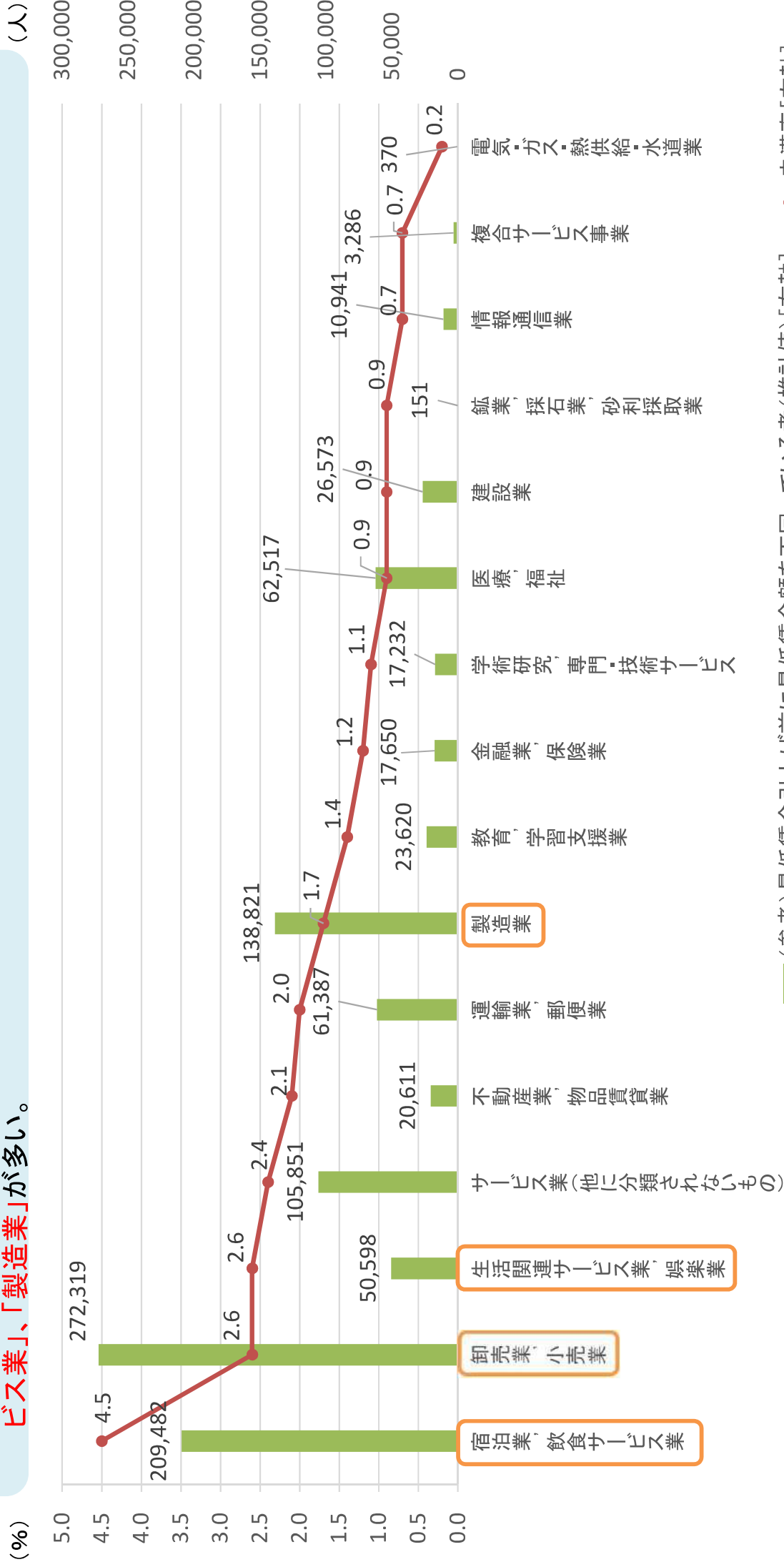
出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)1. 影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除いたものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス活動調査」による。)

業種別の未満率(令和3年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」が多い。



出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)1. 未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。

2. 最低賃金引上げの影響を受ける者は、未満率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス活動調査」による。)

地方最低賃金審議会 委員説明資料

<特定最低賃金編>

ダイジ工ス卜版

兵庫労働局 賃金室

令和5年6月

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業内の賃金水準を設定する際の<u>労使の取組を補完するもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する<u>セーフティネット</u>
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>産業又は職業ごとに適用</u> ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ <u>その産業の「基幹的労働者」に適用</u> ※ 基幹的労働者：当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者（基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>関係労使の申出により新設、改正又は廃止</u> ○ <u>新設、改廃は労使のイニシアティブによる</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関に決定を義務付け（全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>刑事的な効力は、最低賃金法にはない。</u> ※労働基準法第24条違反（30万円以下の罰金） ○ <u>民事的な効力（最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 刑事的な効力（50万円以下の罰金） ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力（同左）

◆ 特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

- 労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

<具体例>

○労働者X → 時間額960円

(兵庫県勤務労働者)

○労働者Y → 時間額1000円

(兵庫県在勤かつ塗料製造業に従事する労働者)

兵庫県
最低賃金
(960円/時)

ⓧ

兵庫県塗料製造業
最低賃金
(1000円/時)

Ⓨ

- 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある
 - ※ 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある
 - これらの特定最低賃金は、現状のまま据え置るか、地域別最低賃金を上回る額で改正するか、廃止するかを選択することとなる。
(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。)
 - この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。
(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)

- 派遣労働者には、**派遣先の事業場**が所在する都道府県の最低賃金が適用される

◆ 特定最低賃金の決定・改正までのプロセス

(令和4年7月5・6日)

関係労使
からの申出

〔兵庫労働局長〕
諮問
(必要性)

(7月15日)

- ①労働協約ケース
- ②公正競争ケース(詳細は8頁参照)

兵庫地方最低賃金審議会

〔必要性〕
調査審議

〔必要性〕
答申

(8月18日～8月30日)

必要性
あり

※全会一致に限る

兵庫では、令和2年以降必要性審議のために設置
した専門部会で審議(各1～2回開催)

兵庫地方最低賃金審議会

(専門部会)

〔金額〕
調査審議

(9月12日～9月26日)

〔改定額〕
決議

〔改定額〕
答申

(15日間)(10月19日)

異議審

〔兵庫労働局長〕
改定額
決定

兵庫では、1～2回程度専門部会
で審議

関係労使による
異議申立

※最低賃金審議会令第
6条第5項の適用があれば、専門部会の決議が
審議会の決議となる。

異議申立が出
ない場合が多い

官報公示

(30日以上)

効力発生

(12月1日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)

兵庫県最低賃金改正の必要性について

1 賃金水準（兵庫県）

兵庫県毎月勤労統計調査(事業所規模5人以上、令和5年3月分)では、1人平均の現金給与総額は273,090円で対前年同月比5.1%増であった。

現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、257,985円で2.9%増、うち所定内給与は、238,199円で2.7%増であった。

実質賃金は、現金給与総額で前年同月比0.0%同水準、きまって支給する給与で2.2%減であった。

(資料1 毎月勤労統計調査地方調査月報(令和5年4月)P2)

※Pは通しページ 以下同じ

2 生計費

① 標準生計費（総務省）

総務省統計局 家計調査報告によると、1世帯当たり1か月間の消費支出(単身世帯・全国)は令和5年1～3月期159,241円であり、前年同期比名目9.0%増加、実質4.5%増加している(資料2 総務省家計調査報告—2023年(令和5年)1～3月期平均 P20)。

② 消費者物価指数（神戸市）

令和5年5月の神戸市の消費者物価指数(総合指数)は、2020年を100とした総合指数で104.4となり、前年同月比は3.6%の上昇、前月比は0.3%の上昇となっている。

生鮮食品を除く総合指数は104.1となり、前年同月比は3.6%の上昇、前月比は0.2%の上昇となっている。(資料3 神戸市の消費者物価指数 令和5年6月27日公表 P22)。

③ 消費動向調査（内閣府）

令和5年5月の消費者態度指数(二人以上の世帯、季節調整値)は、前月差0.6ポイント上昇し36.0であり、消費者態度指数の動きから見た5月の消費者マインドの基調判断は、持ち直している。(資料4 消費動向調査(令和5(2023)年5月実施分) 調査結果の要点 P23)

3 経営状況

① 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店）

管内の景気は、持ち直している。

個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。設備投資は、増加してい

る。住宅投資は、概ね横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、弱めの動きとなっている。輸出は、増勢が鈍化している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回って推移している。（資料5 令和5年6月7日 日本銀行神戸支店 管内金融経済概況 P27）。

② 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県）

4月の鉱工業指数（季節調整済）は、生産指数は前月比8.1%増で3か月ぶりに上昇、出荷指数は同4.4%増で3か月ぶりに上昇、在庫指数は同0.2%減で2か月連続低下。

原指数は、生産指数は前年同月比3.5%減で9か月ぶりに低下、出荷指数は同4.3%減で2か月ぶりに低下、在庫指数は同1.3%増で5か月ぶりに上昇した。

生産指数の上昇した主な業種は、化学工業、電気・情報通信機械工業、生産用機械工業。

総じてみれば兵庫県の生産活動は、一進一退で推移している

（資料6 兵庫県鉱工業指数月報 令和5年4月（速報）P29）

③ 兵庫県景気総合指数（兵庫C I）と兵庫県景気動向指数（兵庫D I）

令和5年3月の兵庫C Iと兵庫D Iについて

兵庫C Iは、

先行指数 **86.9**（前月差 **2.8** ポイント減、3か月連続で前月差減）

一致指数 **85.9**（前月差 **5.0** ポイント減、2か月ぶりに前月差減）

遅行指数 **95.2**（前月差 **1.0** ポイント減、2か月連続で前月差減）

兵庫D Iは、

先行指数 **28.6%**（3か月連続で**50%**を下回る）

一致指数 **11.1%**（5か月連続で**50%**を下回る）

遅行指数 **42.9%**（2か月連続で**50%**を下回る）

となっている。

兵庫C Iによる景気の基調判断

兵庫C I一致指数は、横ばい局面（下方への局面変化）を示している。

（資料7 兵庫県景気総合指数（兵庫C I）兵庫県景気動向指数（兵庫D I）令和5年3月分（速報） 関係部分抜粋 P35）

④ 兵庫県の経済・雇用情勢

本県の経済・雇用情勢（全体の概況）

本県の経済・雇用情勢は、持ち直している。

景況等…企業の業況判断は、足もと改善し、先行きは悪化すると見込んでいる。

需 要…個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。

輸出は増加している。設備投資は、減少計画にあるものの、堅調である。

生 産…生産は、一部に弱い動きがみられる。

雇 用…有効求人倍率は、前月を上回った。雇用者所得は、弱めの動きとなっている。

金 融…倒産件数は、前年を上回った。

(資料 8 兵庫県経済・雇用情勢 令和 5 年 6 月 9 日 兵庫県産業労働部政策労働局産業政策課 P37)

4-1 全国における賃金改定状況

① 日本労働組合総連合会による調査結果 ()は前年数値

ア 全体 集計数 4,475 組合 2,729,728 人 (加重平均)
引上げ額 10,807 円 (6,049 円)、賃上げ率 3.66%(2.09%)

イ 内 300 人未満 集計数 3,144 組合 308,148 人 (加重平均)
引上げ額 8,328 円 (4,857 円)、賃上げ率 3.36 % (1.97%)

(資料 9 日本労働組合総連合会 2023 春季生活闘争 第 6 回回答集計結果 令和 5 年 6 月 5 日公表 P42)

② 日本経済団体連合会による調査結果 (加重平均)

500 人未満 集計数 17 業種 754 社
引き上げ額 7,864 円 (5,219 円)、アップ率 2.94%(1.97%)

()内は前年数値

(資料 10 日本経済団体連合会 2023 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況〔了承・妥結含〕(加重平均) 令和 5 年 6 月 23 日公表 P45)

4-2 兵庫県の賃金改定状況 ()内は前年数値

① 連合兵庫による調査結果(加重平均)

全体 集計数 157 組合 43,694 人
引上げ額 9,339 円 (5,399 円)、賃上げ率 3.35%(1.94%)

内 300 人未満 集計数 112 組合 90,690 人
引上げ額 8,610 円 (5,131 円)、賃上げ率 3.44%(1.98%)

(資料 11 連合兵庫 2023 春季生活闘争第 6 回回答集計 6 月 1 日時点)

② 兵庫県経営者協会における調査結果（単純平均）

全体 集計数 82 社
引上げ額 8,545 円(5,581 円)、賃上げ率 3.04%(2.03%)

（資料 12 兵庫県経営者協会 2023 年度春季賃上げ状況 6 月 21 日 P48）

5 雇用情勢の推移

一般職業紹介状況（令和 5 年 4 月分 兵庫労働局）

概況としては、「県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。」

- (1) 4 月の新規求人数（原数値）は前年同月比 4.6%減となり、2 か月連続して前年同月より減少した。
- (2) 4 月の新規求職（原数値）は前年同月 2.7%減となり、2 か月連続して前年同月より減少した。
- (3) 4 月の正社員の有効求人倍率は 0.76 倍となり、前年同月を 0.04 倍上回った。

（資料 13 一般職業紹介状況（令和 5 年 4 月分）関係部分抜粋 P49、52、53）

6 最低賃金を取り巻く動き

- (1) 最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を 4 つから 3 つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。（資料 14 「経済財政運営と改革の基本方針 2023 P59」、資料 15 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 P62」令和 5 年 6 月 16 日閣議決定 関係部分抜粋）
- (2) 令和 5 年 6 月 30 日、中央最低賃金審議会において、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について、調査審議を求める旨の諮問が行われた。

以上 1～6 を総合的に判断し、令和 5 年度における兵庫県最低賃金の改正審議を行う必要があると考えられ、兵庫地方最低賃金審議会に対し、最低賃金法第 12 条に基づく改正諮問を行うこととしたい。

兵庫県最低賃金の改正諮問関係資料

	ページ
1 兵庫県毎月勤労統計地方調査月報（令和5年4月） 関係部分抜粋 R5. 6. 26付	1
2 総務省家計調査報告（令和5年3月分及び1～3月期平均） R5. 5. 9付	6
3 消費者物価指数 神戸市（令和5年5月分） R5. 6. 27付	22
4 消費動向調査（令和5年5月実施分 内閣府） 調査結果の要点 R5. 5. 31付	23
5 管内金融経済概況 日本銀行神戸支店（2023年6月7日）	27
6 兵庫県鉱工業指数月報（令和5年4月速報） 関係部分抜粋 R5. 6. . 20付	29
7 兵庫県景気総合指数（兵庫CI）・兵庫県景気動向指数（兵庫DI） 令和5年3月分（速報） 関係部分抜粋 R5. 5. 31付	33
8 兵庫県の経済・雇用情勢 関係部分抜粋 R5. 6. 9付	36
9 連合 2023春季生活闘争 第6回回答集計結果 R5. 6. 1 時点	40
10 日本経団連 2023春季労使交渉・中小企業業種別回答状況 R5. 6. 23付	45
11 連合兵庫 2023春季生活闘争 第6回回答集計 R5. 6. 1 時点	46
12 兵庫県経営者協会 2023年度春季賃上げ状況 R5. 6. 21付	48
13 一般職業紹介状況（令和5年4月分）兵庫労働局 関係部分抜粋 R5. 5. 30付	49
14 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 関係部分抜粋	55
15 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 （令和5年6月16日閣議決定） 関係部分抜粋	61

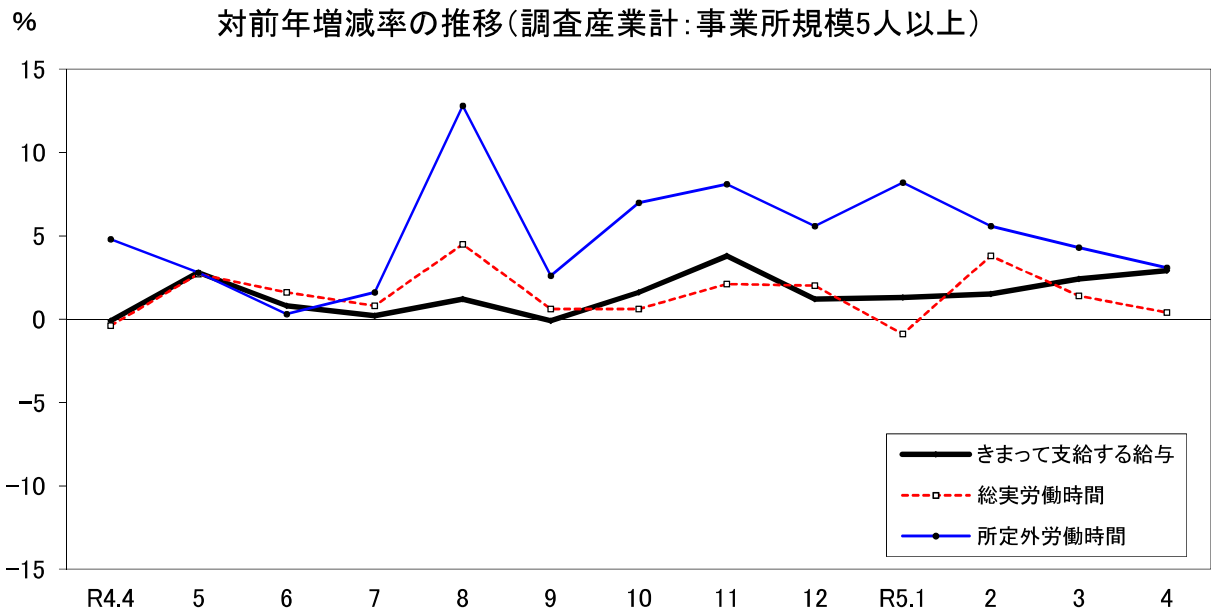
毎月勤労統計調査地方調査月報

—賃金、労働時間及び雇用の動き—

令和5年4月

主な動き（事業所規模：5人以上）

「きまって支給する給与」は、前年同月比	2.9%増加
「総実労働時間」は、前年同月比	0.4%増加
「所定外労働時間」は、前年同月比	3.1%増加



兵 庫 県

I 調査結果の概要

<事業所規模：5人以上>

1 賃金の動き

1人平均の月間の現金給与総額は、273,090円で前年同月比5.1%増であった。
現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、257,985円で2.9%増、うち所定内給与は、238,199円で2.7%増であった。特別に支払われた給与は、15,105円であった。(図1)

実質賃金は、現金給与総額で前年同月比0.0%同水準、きまって支給する給与で2.2%減であった。

なお、常用労働者のうち一般労働者の現金給与総額は367,048円、パートタイム労働者は、99,808円であった。

2 労働時間の動き

総実労働時間は、136.7時間で前年同月比0.4%増であった。

総実労働時間のうち、所定内労働時間は、126.9時間で0.2%増、所定外労働時間は、9.8時間で3.1%増となった。(図2)

また、製造業の所定外労働時間は、13.8時間で11.0%減であった。

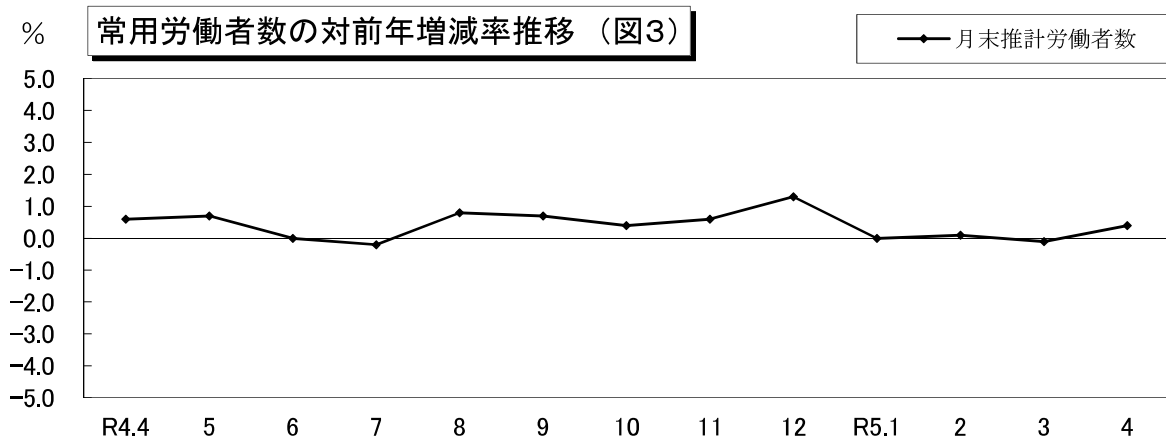
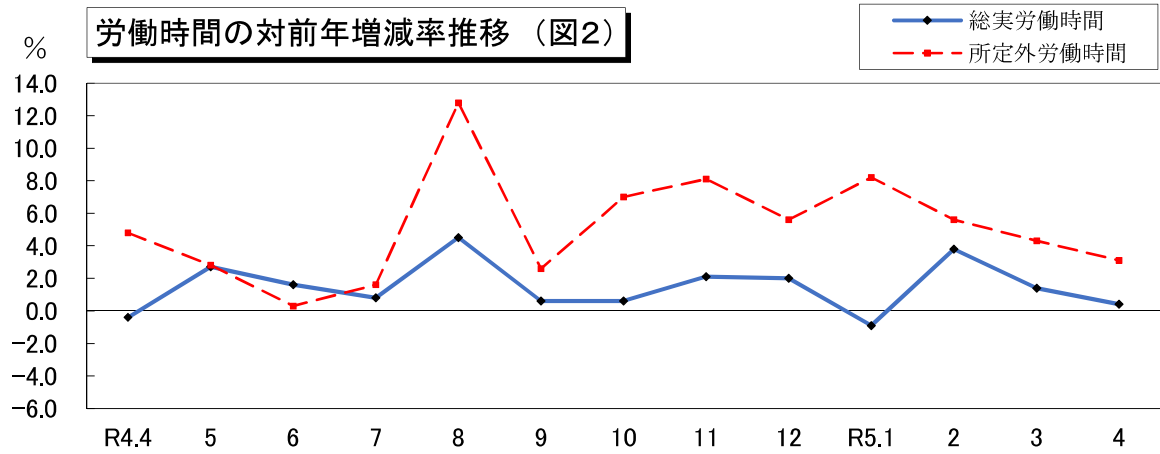
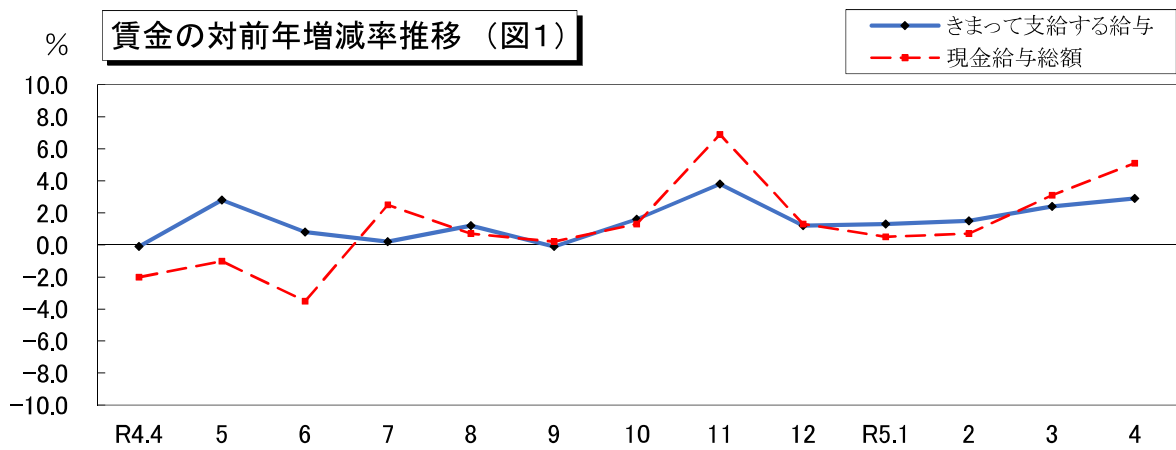
なお、常用労働者のうち、一般労働者の総実労働時間は、167.3時間、パートタイム労働者は、80.1時間であった。

3 雇用の動き

推計常用労働者数は、1,827,294人で前年同月比0.4%増であった。(図3)

主要な産業についてみると、製造業は1.7%増、卸売業、小売業は0.6%減、宿泊業、飲食サービス業は4.6%増、医療、福祉は1.8%増であった。

また、労働異動率のうち入職率は5.45%、離職率は4.38%、推計常用労働者中のパートタイム労働者の割合は、35.0%であった。



常用労働者の賃金(規模5人以上・令和5年4月)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与				特別に支払われた給与	
	実数	前年同月比	実数	前年同月比	うち 所定内給与	うち 所定外給与	実数	前年同月差
調査産業計	273,090	5.1	257,985	2.9	238,199	19,786	15,105	5,989
調査産業計(一般労働者)	367,048	4.7	344,240	2.1	315,089	29,151	22,808	9,144
調査産業計(パートタイム労働者)	99,808	1.9	98,908	2.1	96,392	2,516	900	△ 114
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	390,919	△ 0.9	358,637	△ 4.0	332,318	26,319	32,282	11,934
製造業	347,099	6.1	318,202	1.7	287,119	31,083	28,897	14,883
電気・ガス・熱供給・水道業	452,745	1.3	404,296	△ 7.2	365,214	39,082	48,449	36,856
情報通信業	359,019	△ 2.8	354,342	△ 2.3	329,611	24,731	4,677	△ 2,162
運輸業, 郵便業	330,624	8.2	305,953	2.3	265,170	40,783	24,671	17,865
卸売業, 小売業	232,576	7.0	220,564	4.9	207,954	12,610	12,012	4,770
金融業, 保険業	389,783	23.5	370,393	18.9	351,890	18,503	19,390	15,295
不動産業, 物品賃貸業	298,012	△ 2.1	287,185	△ 4.6	254,112	33,073	10,827	7,260
学術研究, 専門・技術サービス業	381,854	△ 3.3	350,726	△ 7.8	317,572	33,154	31,128	16,718
宿泊業, 飲食サービス業	112,797	3.7	112,204	3.3	103,929	8,275	593	336
生活関連サービス業, 娯楽業	191,436	20.3	186,937	17.6	181,328	5,609	4,499	4,260
教育, 学習支援業	256,612	7.0	244,147	5.1	237,866	6,281	12,465	4,873
医療, 福祉	270,869	2.3	263,421	4.5	247,867	15,554	7,448	△ 5,235
複合サービス事業	359,266	15.5	322,765	9.5	306,682	16,083	36,501	20,519
サービス業(他に分類されないもの)	246,632	2.2	239,971	2.3	218,148	21,823	6,661	△ 402

(注)「現金給与総額」=「きまって支給する給与」+「特別に支払われた給与」
「きまって支給する給与」=「所定内給与」+「所定外給与(超過労働給与)」
前年同月比は、指数をもとに計算している。

常用労働者の労働時間(規模5人以上・令和5年4月)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月差
調査産業計	136.7	0.4	126.9	0.2	9.8	3.1	17.8	△ 0.1
調査産業計(一般労働者)	167.3	△ 0.3	153.1	△ 0.6	14.2	3.6	20.0	△ 0.1
調査産業計(パートタイム労働者)	80.1	0.4	78.5	1.0	1.6	△ 23.8	13.8	△ 0.2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	160.6	△ 8.5	146.9	△ 6.7	13.7	△ 23.5	20.2	△ 0.4
製造業	162.6	△ 1.2	148.8	△ 0.2	13.8	△ 11.0	19.7	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	149.9	△ 2.9	137.9	0.3	12.0	△ 29.4	18.6	△ 0.3
情報通信業	160.2	△ 3.0	148.7	△ 1.8	11.5	△ 15.4	19.4	△ 0.2
運輸業, 郵便業	168.8	6.7	146.3	4.9	22.5	19.7	19.5	0.8
卸売業, 小売業	129.9	△ 0.2	122.1	△ 0.5	7.8	5.4	17.9	△ 0.1
金融業, 保険業	150.0	3.9	138.1	1.7	11.9	40.0	18.8	0.5
不動産業, 物品賃貸業	158.0	3.7	138.9	△ 3.7	19.1	132.9	18.8	△ 0.5
学術研究, 専門・技術サービス業	158.4	0.4	142.4	△ 0.5	16.0	8.1	18.9	△ 0.1
宿泊業, 飲食サービス業	86.6	5.1	82.0	3.7	4.6	39.4	13.4	△ 0.1
生活関連サービス業, 娯楽業	117.6	0.8	114.4	2.6	3.2	△ 37.3	17.0	0.7
教育, 学習支援業	117.9	1.2	111.6	△ 2.5	6.3	200.3	15.5	△ 1.6
医療, 福祉	126.4	0.8	121.8	1.4	4.6	△ 14.8	17.3	△ 0.1
複合サービス事業	145.8	0.4	137.5	△ 2.5	8.3	97.6	17.3	△ 1.6
サービス業(他に分類されないもの)	141.8	△ 1.0	130.2	△ 0.9	11.6	△ 0.8	18.1	0.0

(注)「総実労働時間」=「所定内労働時間」+「所定外労働時間」
前年同月比は、指数をもとに計算している。

常用労働者数(規模5人以上・令和5年4月)

産 業	月末推計労働者数		パートタイム労働者比率		労働異動率	
	実数	前年同月比	比率	前年同月差	入職率	離職率
調査産業計	1,827,294	0.4	35.0	△ 0.8	5.45	4.38
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	66,996	△ 0.4	6.5	△ 2.2	3.13	2.27
製造業	339,807	1.7	13.8	△ 0.1	2.42	1.49
電気・ガス・熱供給・水道業	4,657	△ 18.4	10.6	4.4	5.63	6.69
情報通信業	15,199	△ 0.2	6.7	2.7	4.82	4.53
運輸業, 郵便業	126,332	△ 0.5	15.4	△ 5.3	4.53	2.81
卸売業, 小売業	352,918	△ 0.6	49.5	0.5	4.22	3.88
金融業, 保険業	36,885	△ 2.6	5.1	△ 3.9	6.27	5.65
不動産業, 物品賃貸業	26,871	1.4	21.9	△ 2.9	4.68	2.20
学術研究, 専門・技術サービス業	49,080	1.1	16.1	3.5	6.11	5.84
宿泊業, 飲食サービス業	179,726	4.6	73.6	△ 4.0	10.41	7.94
生活関連サービス業, 娯楽業	62,688	△ 6.9	54.8	△ 7.0	2.45	3.07
教育, 学習支援業	104,625	△ 4.4	42.7	△ 1.8	12.51	12.47
医療, 福祉	321,516	1.8	36.8	△ 0.6	6.63	4.42
複合サービス事業	13,083	△ 3.5	22.2	9.9	10.36	9.72
サービス業(他に分類されないもの)	126,911	1.2	35.2	4.5	4.17	3.91

(注)入職(離職)率とは、前月末労働者数に対する月間の増加(減少)労働者の割合(%)である。
パートタイム労働者比率とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合(%)である。
前年同月比は、指数をもとに計算している。

賃金指数(現金給与総額・規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年平均 月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
令和2年 平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	99.5	—	88.4	103.0	87.0	90.8	104.3	93.0	112.0	114.4	111.2	105.1	104.3	83.1	104.3	98.2	102.3
4年	100.2	—	87.4	102.9	90.7	93.9	102.9	102.8	107.5	106.8	114.2	120.4	99.0	84.9	104.9	112.7	103.5
令和4年 4月	86.1	—	80.1	85.1	68.8	74.0	91.9	86.0	83.5	108.4	90.7	111.5	93.4	75.3	91.0	87.0	92.2
5年 1月	86.1	—	78.6	81.6	61.6	72.3	94.3	86.5	98.9	108.0	100.0	113.5	100.1	76.7	92.2	83.7	88.9
2月	84.2	—	73.9	82.5	62.4	72.8	94.0	86.7	91.2	103.8	79.5	108.9	100.5	73.6	88.8	82.9	90.7
3月	91.0	—	82.1	88.4	63.8	82.0	100.1	90.4	102.7	118.7	83.7	111.8	101.6	80.8	101.2	92.6	94.9
4月	90.5	—	79.4	90.3	69.7	71.9	99.4	92.0	103.1	106.1	87.7	115.6	112.4	80.6	93.1	100.5	94.2
対前年同月増減率	5.1	—	△ 0.9	6.1	1.3	△ 2.8	8.2	7.0	23.5	△ 2.1	△ 3.3	3.7	20.3	7.0	2.3	15.5	2.2

労働時間指数(総実労働時間・規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年平均 月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
令和2年 平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	99.9	—	97.6	101.5	98.8	97.0	99.5	99.1	103.9	99.1	102.1	103.9	102.6	88.6	100.9	100.5	102.1
4年	101.2	—	96.7	101.0	97.9	98.8	99.1	102.2	98.2	102.7	98.7	116.8	106.5	102.4	102.1	101.3	102.3
令和4年 4月	105.1	—	104.0	106.9	101.8	104.4	101.3	104.6	101.8	110.4	103.5	115.4	111.4	113.2	103.5	104.2	106.5
5年 1月	94.9	—	83.6	91.4	90.9	92.9	100.0	97.3	96.2	108.8	85.0	116.2	101.4	92.3	96.9	97.2	93.9
2月	100.3	—	98.3	102.6	89.3	99.4	103.3	99.9	95.8	107.2	100.9	110.8	104.0	101.0	99.7	95.6	99.4
3月	101.9	—	94.5	102.7	101.8	98.3	103.9	99.6	101.1	117.9	98.8	115.5	102.8	110.9	101.2	110.4	103.9
4月	105.5	—	95.2	105.6	98.8	101.3	108.1	104.4	105.8	114.5	103.9	121.3	112.3	114.6	104.3	104.6	105.4
対前年同月増減率	0.4	—	△ 8.5	△ 1.2	△ 2.9	△ 3.0	6.7	△ 0.2	3.9	3.7	0.4	5.1	0.8	1.2	0.8	0.4	△ 1.0

常用雇用指数(規模5人以上)

(令和2年平均=100)

年平均 月	調査産業計	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
令和2年 平均	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3年	99.0	—	99.0	93.5	99.7	99.5	102.8	103.3	99.2	96.5	99.7	100.5	99.2	98.2	99.3	103.4	97.6
4年	99.7	—	99.9	96.4	84.6	83.9	104.3	102.0	95.1	95.0	97.1	107.7	98.0	96.6	100.6	99.7	95.5
令和4年 4月	99.6	—	100.9	96.6	92.7	81.4	105.8	101.8	96.7	94.7	98.0	104.6	101.4	96.2	100.6	99.2	94.8
5年 1月	99.9	—	99.5	97.3	76.5	80.2	103.7	101.5	94.2	93.7	97.2	110.4	95.3	95.9	101.0	96.7	97.8
2月	99.9	—	99.2	97.2	76.3	81.2	103.8	102.1	93.7	93.4	97.2	111.1	96.6	94.4	101.0	97.0	96.8
3月	98.9	—	99.7	97.3	76.4	80.9	103.5	100.9	93.7	93.6	98.8	106.7	95.0	91.9	100.2	95.1	95.7
4月	100.0	—	100.5	98.2	75.6	81.2	105.3	101.2	94.2	96.0	99.1	109.4	94.4	92.0	102.4	95.7	95.9
対前年同月増減率	0.4	—	△ 0.4	1.7	△ 18.4	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.6	△ 2.6	1.4	1.1	4.6	△ 6.9	△ 4.4	1.8	△ 3.5	1.2

(注) 令和4年1月分調査結果において、平成28年7月を調査期日とする「平成28年経済センサス-活動調査」の常用労働者数を新しい労働者数推計のベンチマーク(母集団労働者数)とすることに伴い、常用雇用指数を適及改訂しました。

家計調査報告

—2023年(令和5年)3月分及び1～3月期平均—

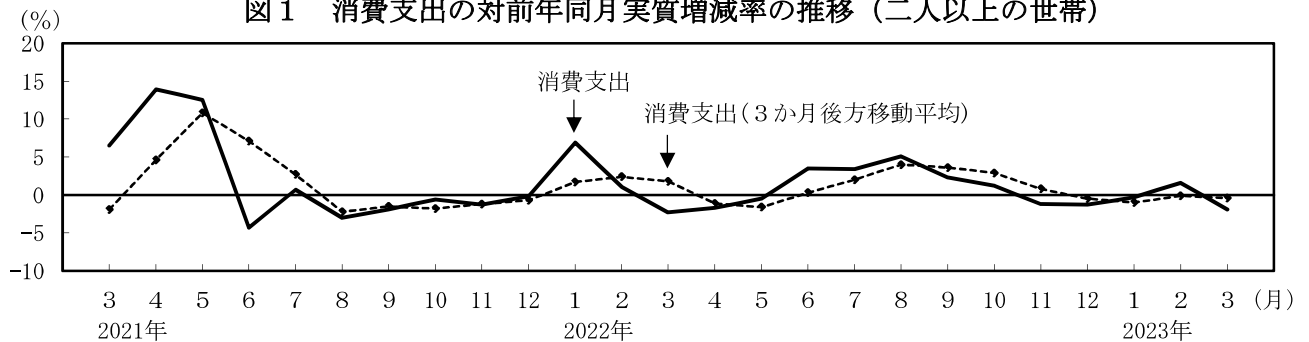
【I 2023年3月分】

消費支出

消費支出(二人以上の世帯)は、1世帯当たり 312,758 円
 前年同月比 実質 1.9%の減少 名目 1.8%の増加
 前月比(季節調整値) 実質 0.8%の減少

1 消費支出の推移

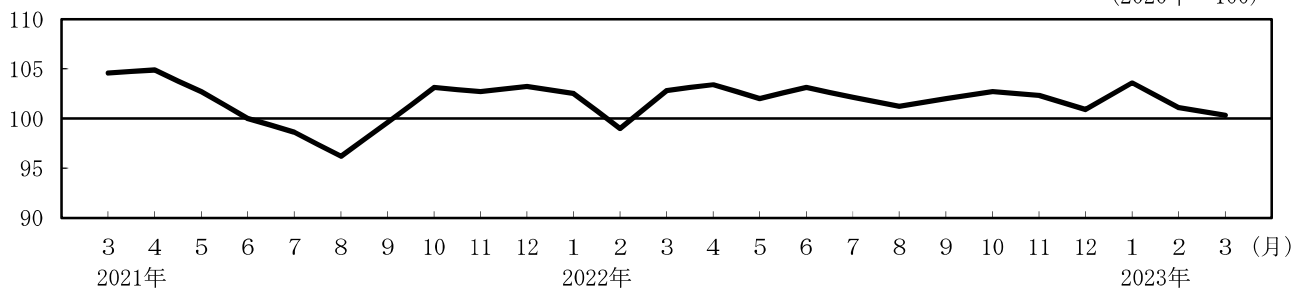
図1 消費支出の対前年同月実質増減率の推移(二人以上の世帯)



	2022年												2023年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
消費支出(%)	-2.3	-1.7	-0.5	3.5	3.4	5.1	2.3	1.2	-1.2	-1.3	-0.3	1.6	-1.9		
(参考)3か月後方移動平均(%)	1.8	-1.1	-1.6	0.3	2.0	4.0	3.6	2.9	0.8	-0.5	-1.0	-0.1	-0.4		

注 3か月後方移動平均は、さう勢的な動向を見るため、当月を含む直近3か月間の金額を平均した値である。

図2 消費支出(季節調整済実質指数)の推移(二人以上の世帯) (2020年=100)



	2022年												2023年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
消費支出	102.8	103.4	102.0	103.1	102.1	101.2	102.0	102.7	102.3	100.9	103.6	101.1	100.3		
対前月変化率(%)	3.8	0.6	-1.4	1.1	-1.0	-0.9	0.8	0.7	-0.4	-1.4	2.7	-2.4	-0.8		

注 季節調整の方法は、センサス局法(X-12-ARIMA)を用いた。季節調整値は、例年1月分公表時に、過去に遡って改定している。

2 消費支出とその内訳

表1 消費支出の内訳（2023年3月- 二人以上の世帯）

費目 (品目分類 ^{注1})	金額 (円)	対前年同月増減率(%)		実質増減率への寄与度 (%)	摘要 ^{注2}	備考
		名目	実質			
消費支出	312,758	1.8	-1.9	-		2か月ぶりの実質減少
食料	84,743	6.0	-1.7	-0.45	<減少> 魚介類、調理食品など	6か月連続の実質減少
住居	17,315	-1.0	-5.5	-0.31	<減少> 家賃地代、設備修繕・維持	2か月ぶりの実質減少
光熱・水道	32,022	3.7	6.7	0.67	<増加> 電気代、ガス代	4か月連続の実質増加
家具・家事用品	11,801	4.8	-4.2	-0.15	<減少> 家事用消耗品、家事雑貨など	3か月連続の実質減少
被服及び履物	11,097	5.2	1.5	0.05	<増加> シャツ・セーター類、履物類など	4か月連続の実質増加
保健医療	15,748	6.1	4.7	0.23	<増加> 保健医療サービス、医薬品	2か月連続の実質増加
交通・通信	48,448	4.6	3.0	0.45	<増加> 自動車等関係費、交通	2か月連続の実質増加
教育	10,731	-16.0	-16.7	-0.70	<減少> 補習教育、授業料など	3か月連続の実質減少
教養娯楽	31,775	12.9	10.4	0.95	<増加> 教養娯楽サービス	12か月連続の実質増加
その他の消費支出 ^{注3}	49,077	-10.8	(-14.1)	(-2.53)	<減少> 仕送り金、諸雑費など	5か月連続の実質減少
消費支出 (除く住居等*)	271,001	3.6	-0.2	-		4か月ぶりの実質減少

※ 「住居」のほか、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」（いずれも用途分類の金額）を除いている。
また、実質化には消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を用いた。

注1 2018年1月分から、「交際費」のうち他の世帯への贈答品やサービスの支出を「その他の消費支出」に含める用途分類から、各費目に含める品目分類に変更した。

2 「摘要」欄は、消費支出の実質増減率への寄与度の大きい項目を掲載した。

3 「その他の消費支出」の（ ）内は、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を用いて実質化した。

消費支出の実質増減率に寄与した主な中分類項目及び品目

中分類	実質寄与度		品目	実質寄与度
<増加項目>				実質寄与度
教養娯楽サービス	[1.27]	宿泊料	[0.49]
			国内パック旅行費	[0.28]
外食	[0.85]	飲酒代	[0.30]
			和食	[0.10]
<減少項目>				実質寄与度
通信	[-0.49]	携帯電話通信料	[-0.19]
			運送料	[-0.09]
補習教育	[-0.36]	高校補習教育・予備校	[-0.28]
			中学校補習教育	[-0.05]
魚介類	[-0.23]	さけ	[-0.04]
			まぐろ	[-0.02]

注 主な中分類項目を寄与度順に掲載した。

実 収 入

勤労者世帯の実収入(二人以上の世帯)は、 1世帯当たり 498,581 円

前年同月比

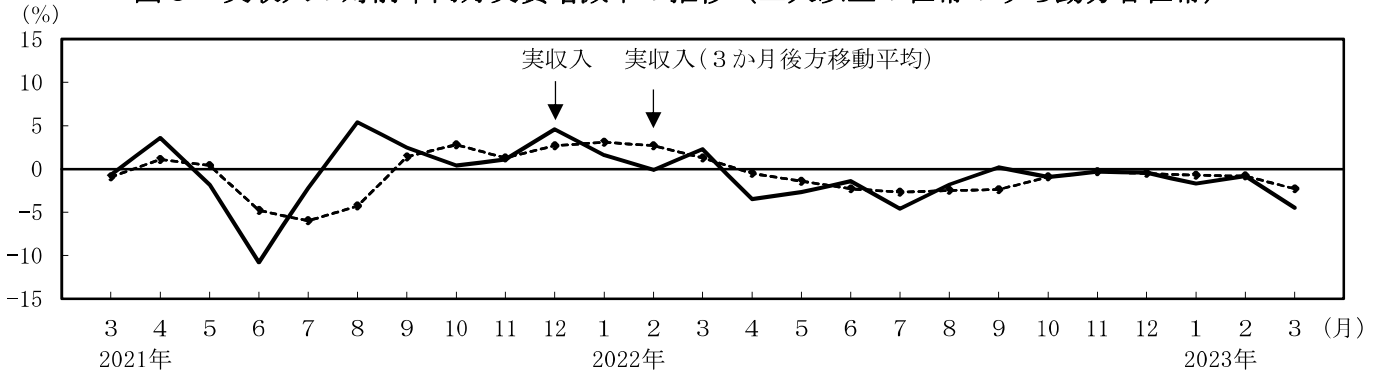
実質 4.5%の減少

名目 0.9%の減少

3 勤労者世帯の収支

(1) 勤労者世帯の実収入の推移

図3 実収入の対前年同月実質増減率の推移(二人以上の世帯のうち勤労者世帯)



	2022年											2023年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実収入(%)	2.3	-3.5	-2.7	-1.4	-4.6	-1.8	0.2	-0.9	-0.3	-0.4	-1.7	-0.8	-4.5	
(参考)3か月後方移動平均(%)	1.3	-0.5	-1.4	-2.3	-2.7	-2.5	-2.4	-0.9	-0.3	-0.5	-0.7	-0.8	-2.3	

(2) 勤労者世帯の収支の内訳

表2 収支の内訳(2023年3月-二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

項目	金額 (円)	対前年同月増減率(%)		実質増減率への寄与度(%)	備考
		名目	実質		
実収入	498,581	-0.9	-4.5	-	6か月連続の実質減少
世帯主収入	377,401	-1.5	-5.1	-3.90	3か月連続の実質減少
定期収入	357,671	0.0	-3.7	-2.62	12か月連続の実質減少
配偶者の収入	84,923	10.4	6.4	0.98	14か月連続の実質増加
他の世帯員収入	13,402	17.1	12.8	0.29	7か月連続の実質増加
非消費支出	91,396	1.2	-	-	11か月連続の増加
可処分所得	407,185	-1.4	-5.0	-	6か月連続の実質減少
消費支出	340,016	-1.1	-4.7	-	3か月ぶりの実質減少
平均消費性向(%)	83.5	(前年同月) 83.3	(ポイント差) 0.2	-	季節調整値でみると63.6%で、前月に比べ0.4ポイントの上昇となった。

注1 「非消費支出」とは、税金や社会保険料など、世帯の自由にならない支出である。
「可処分所得」とは、実収入から非消費支出を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことである。
「平均消費性向」とは、可処分所得に対する消費支出の割合である。

2 実収入には、勤め先収入(世帯主収入、配偶者の収入及び他の世帯員収入)のほか、事業・内職収入、社会保障給付、財産収入などが含まれる。

第2表 1世帯当たり1か月間の

2023年3月分

項目 (消費支出の内訳は品目分類)	二人以上の世帯											
	実数			対前年同月増減率			うち勤労者世帯			うち無職世帯		
				実質			実数			実数		
	寄与度			実質			実質			寄与度		
集計世帯数	7,240	**	7,369	-	3,928	**	4,042	-	2,539	**	2,562	-
世帯数分布(抽出率調整)	10,000	**	10,000	-	5,398	**	5,471	-	3,479	**	3,428	-
世帯人員(人)	2.90	**	2.92	-	3.23	**	3.26	-	2.36	**	2.33	-
有業人員(人)	1.33	**	1.33	-	1.78	**	1.77	-	0.43	**	0.42	-
世帯主の配偶者のうち女の有業率(%)	40.7	**	40.6	-	54.5	**	54.7	-	12.9	**	11.7	-
世帯主の年齢(歳)	60.4	**	60.1	-	50.7	**	50.4	-	75.1	**	75.0	-
持家率(%)	86.7	**	84.4	-	82.7	**	79.2	-	92.2	**	91.1	-
実収入	円	%	%		円	%	%		円	%	%	
経常収入	-	-	-		498,581	-4.5	-4.5		55,480	-7.1	-7.1	
勤め先収入	-	-	-		486,644	-3.2	-3.07		44,591	2.1	1.52	
世帯主収入	-	-	-		475,725	-2.8	-2.63		28,788	5.0	2.30	
うち男子	-	-	-		377,401	-5.1	-3.90		-	-	-	
うち女子	-	-	-		357,256	-4.7	-3.36		-	-	-	
定期収入	-	-	-		357,671	-3.7	-2.62		-	-	-	
臨時収入・賞与	-	-	-		19,730	-25.3	-1.29		-	-	-	
世帯主の配偶者の収入	-	-	-		84,923	6.4	0.98		11,299	14.7	2.42	
うち女子	-	-	-		83,249	6.4	0.96		11,196	14.4	2.36	
他の世帯員収入	-	-	-		13,402	12.8	0.29		17,489	-0.4	-0.13	
事業・内職収入	-	-	-		3,892	-9.5	-0.08		5,954	-8.7	-0.95	
他の経常収入	-	-	-		7,026	-20.9	-0.36		9,849	1.1	0.17	
うち社会保障給付	-	-	-		5,460	-20.6	-0.27		5,858	-6.7	-0.71	
うち公的年金給付	-	-	-		224	-69.4	-0.10		3,615	28.4	1.34	
特別収入	-	-	-		11,937	-39.0	-1.46		10,889	-32.2	-8.64	
実収入以外の受取(繰入金を除く)	-	-	-		460,377	*	2.9	-	314,217	*	-0.5	-
うち預貯金引出	-	-	-		337,322	*	-1.3	-	235,369	*	-3.1	-
実支出	-	-	-		431,413	*	-0.6	-	283,561	*	8.1	-
消費支出	312,758	-1.9	-1.9		340,016	-4.7	-4.7		270,557	5.0	5.0	
(特掲)消費支出(除く住居等*)	271,001	-0.2	-		297,936	-1.4	-		225,000	1.6	-	
食料	84,743	-1.7	-0.45		86,584	-2.1	-0.50		78,979	-1.5	-0.43	
穀類	6,521	-6.3	-0.13		6,744	-7.8	-0.16		6,155	-4.9	-0.12	
米	1,535	-5.8	-0.03		1,508	-8.4	-0.04		1,568	-7.7	-0.05	
パン	2,954	-4.4	-0.04		3,099	-6.2	-0.06		2,718	-1.2	-0.01	
麺類	1,585	-11.1	-0.06		1,673	-11.2	-0.05		1,444	-10.5	-0.06	
他の穀類	447	-4.1	-0.01		465	-6.6	-0.01		425	3.6	0.01	
魚介類	6,178	-11.7	-0.23		5,177	-10.4	-0.15		7,479	-12.7	-0.38	
生鮮魚介	3,444	-13.7	-0.15		2,901	-11.7	-0.10		4,083	-15.3	-0.26	
塩干魚介	1,115	-9.1	-0.03		935	-9.1	-0.02		1,372	-9.9	-0.05	
魚肉練製品	696	-7.5	-0.02		562	-5.5	-0.01		902	-11.6	-0.04	
他の魚介加工品	923	-9.5	-0.03		779	-10.4	-0.02		1,123	-7.1	-0.03	
肉類	7,821	-6.4	-0.16		8,131	-8.5	-0.20		6,891	-1.6	-0.04	
生鮮肉	6,345	-7.6	-0.16		6,568	-9.8	-0.19		5,599	-2.4	-0.05	
加工肉	1,476	-1.0	0.00		1,563	-2.4	-0.01		1,292	1.9	0.01	
乳卵類	4,190	-8.3	-0.11		4,015	-9.1	-0.10		4,360	-5.9	-0.10	
牛乳品	1,242	-8.5	-0.03		1,115	-12.4	-0.04		1,405	-0.8	0.00	
乳製品	1,877	-10.9	-0.07		1,867	-10.1	-0.06		1,843	-12.2	-0.09	
卵	1,071	-3.2	-0.01		1,033	-3.6	-0.01		1,112	-0.8	0.00	

注1 *印は対前年同月名目増減率を示す。

2 **印は前年同月の実数を示す。

3 ※は「住居」のほか、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」(いずれも用途分類の金額)を除いている。

また、増減率の実質化には消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いた。

4 内訳は主要項目を掲げたため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しない。

5 二人以上の世帯には、「勤労者世帯」、「無職世帯」のほか、世帯主が個人経営者、法人経営者、自由業者などの世帯が含まれる。

収入と支出 - 二人以上の世帯

項目 (消費支出の内訳は品目分類)	二人以上の世帯								
	二人以上の世帯			うち勤労者世帯			うち無職世帯		
	実数	対前年同月増減率		実数	対前年同月増減率		実数	対前年同月増減率	
		実質	寄与度		実質	寄与度		実質	寄与度
円	%	%	円	%	%	円	%	%	
野菜・海藻	8,771	-3.3	-0.09	7,971	-3.0	-0.07	9,851	-3.1	-0.12
生鮮野菜	5,801	-3.3	-0.07	5,404	-2.6	-0.04	6,315	-3.3	-0.09
乾物・海藻	722	-4.5	-0.01	631	-5.4	-0.01	862	-2.9	-0.01
大豆加工品	1,133	-3.9	-0.01	990	-6.3	-0.02	1,318	-2.3	-0.01
他の野菜・海藻加工品	1,116	-0.8	0.00	946	1.3	0.00	1,355	-2.9	-0.02
果物	3,185	-3.2	-0.03	2,509	-4.6	-0.03	4,172	-2.9	-0.05
生鮮果物	2,878	-3.3	-0.03	2,238	-3.4	-0.02	3,821	-4.1	-0.06
果物加工品	307	-0.9	0.00	271	-11.4	-0.01	350	12.2	0.02
油脂・調味料	3,863	-11.1	-0.14	3,768	-12.5	-0.14	3,847	-9.9	-0.16
油脂	437	-24.5	-0.04	385	-30.9	-0.04	505	-16.5	-0.03
調味料	3,426	-8.7	-0.10	3,383	-9.5	-0.10	3,343	-8.7	-0.12
菓子類	8,798	-2.1	-0.06	9,596	-2.3	-0.06	7,421	-4.4	-0.13
調理食品	12,131	-5.1	-0.20	12,461	-4.8	-0.17	11,361	-6.2	-0.28
主食的調理食品	5,455	-3.5	-0.06	5,592	-5.5	-0.09	5,158	-0.1	0.00
他の調理食品	6,676	-6.4	-0.13	6,869	-4.0	-0.08	6,202	-10.7	-0.27
飲料	5,015	-3.8	-0.06	5,219	-4.5	-0.07	4,486	-5.3	-0.10
茶	1,113	-3.7	-0.01	1,122	-2.4	-0.01	1,090	-3.0	-0.01
コーヒー・ココア	1,115	0.1	0.00	1,151	-3.1	-0.01	1,013	4.7	0.02
他の飲料	2,788	-5.2	-0.05	2,946	-5.8	-0.05	2,383	-9.9	-0.10
酒類	3,513	-5.1	-0.06	3,367	-10.9	-0.11	3,475	3.8	0.05
外食	14,756	23.4	0.85	17,625	19.7	0.79	9,482	39.0	1.00
一般外食	14,289	24.0	0.84	16,832	20.6	0.78	9,471	38.4	0.98
学校給食	467	4.4	0.01	793	6.1	0.01	11	-41.1	0.00
住居	17,315	-5.5	-0.31	18,195	-19.1	-1.19	17,280	35.4	1.74
家賃	7,630	-6.5	-0.17	10,454	-8.1	-0.27	3,239	-12.5	-0.19
設備修繕・維持	9,685	-4.2	-0.13	7,741	-29.3	-0.86	14,041	52.9	1.80
設備材料	4,168	3.0	0.04	3,108	-37.4	-0.50	6,320	145.9	1.41
工事その他のサービス	5,517	-8.8	-0.16	4,633	-22.2	-0.35	7,720	16.6	0.41
光熱・水道	32,022	6.7	0.67	32,030	7.8	0.69	31,491	5.8	0.72
電気	17,228	15.7	0.83	17,323	16.5	0.78	16,784	15.8	1.01
ガス	7,891	1.5	0.04	8,047	4.2	0.09	7,404	-1.8	-0.05
他の光熱	1,813	-14.6	-0.10	1,374	-19.4	-0.10	2,497	-13.2	-0.16
上下水道	5,090	-2.2	-0.04	5,286	-2.0	-0.03	4,805	-0.8	-0.02
家具・家事用品	11,801	-4.2	-0.15	14,504	1.1	0.04	8,389	-10.7	-0.37
家庭用耐久財	3,658	-4.8	-0.05	4,641	0.4	0.00	2,649	-11.4	-0.13
家事用耐久財	2,420	-2.0	-0.02	3,224	9.6	0.08	1,542	-20.9	-0.15
冷暖房用具	720	-14.8	-0.04	827	-14.0	-0.04	692	-14.7	-0.04
一般家具	518	0.9	0.00	590	-16.5	-0.03	415	88.3	0.07
室内装備・装飾品	1,473	135.1	0.26	2,278	216.5	0.43	525	20.8	0.03
寝具	542	-34.2	-0.09	677	-41.8	-0.13	340	2.7	0.00
家事雑貨	2,275	-15.1	-0.12	2,789	-13.0	-0.11	1,462	-18.8	-0.12
家事用消耗品	3,223	-11.9	-0.13	3,536	-11.0	-0.11	2,686	-13.8	-0.16
家事サ	631	-10.0	-0.02	583	-14.3	-0.03	726	-1.1	0.00

第2表 1世帯当たり1か月間の

2023年3月分

項目 (消費支出の内訳は品目分類)	二人以上の世帯								
	対前年同月増減率			うち勤労者世帯			うち無職世帯		
	実数	増減率		実数	増減率		実数	増減率	
		実質	寄与度		実質	寄与度		実質	寄与度
	円	%	%	円	%	%	円	%	%
被服及び履物	11,097	1.5	0.05	14,325	0.1	0.00	5,397	7.6	0.15
和服	65	-8.7	0.00	114	8.7	0.00	8	-62.6	-0.01
洋服	4,995	-0.4	-0.01	6,761	-1.5	-0.03	1,836	3.3	0.02
男子用洋服	1,677	-9.2	-0.05	2,344	-10.0	-0.07	442	-26.7	-0.06
婦人用洋服	2,717	2.7	0.02	3,569	2.1	0.02	1,202	13.4	0.06
子供用洋服	602	15.6	0.03	849	11.3	0.02	192	68.8	0.03
シャツ・セーター類	2,101	11.1	0.07	2,583	12.5	0.08	1,175	18.9	0.07
男子用シャツ・セーター類	606	-6.7	-0.01	759	-7.2	-0.02	359	28.4	0.03
婦人用シャツ・セーター類	1,286	22.2	0.07	1,512	26.2	0.09	765	13.1	0.03
子供用シャツ・セーター類	209	11.2	0.01	313	12.2	0.01	52	57.6	0.01
下着類	750	0.1	0.00	861	3.0	0.01	567	-0.8	0.00
男子用下着類	211	6.3	0.00	204	4.5	0.00	203	0.0	-
婦人用下着類	435	-1.5	0.00	497	8.4	0.01	334	-6.3	-0.01
子供用下着類	104	-3.6	0.00	160	-10.2	-0.01	29	151.5	0.01
生地・糸類	98	*	-4.9	90	*	-21.1	96	*	6.7
他の被服	755	1.3	0.00	961	5.5	0.01	428	-6.5	-0.01
履物類	1,686	4.4	0.02	2,174	1.0	0.01	870	4.8	0.02
被服関連サービス	648	-12.1	-0.03	779	-24.0	-0.07	417	44.8	0.05
保健医療	15,748	4.7	0.23	14,425	1.1	0.04	16,406	1.3	0.08
医薬品	2,948	2.2	0.02	2,768	3.7	0.03	3,222	-0.7	-0.01
健康保持用摂取品	1,284	*	13.8	989	*	18.4	1,779	*	10.0
保健医療用品・器具	2,849	-1.0	-0.01	3,213	-4.7	-0.04	2,012	-4.0	-0.03
保健医療サービス	8,667	6.9	0.18	7,455	0.9	0.02	9,393	2.4	0.09
交通・通信	48,448	3.0	0.45	56,452	-3.3	-0.56	38,986	28.2	3.41
交通関係通費	5,318	33.0	0.42	6,970	28.1	0.44	3,419	55.2	0.49
自動車等関係購入	30,781	5.1	0.49	35,426	-3.3	-0.35	25,978	41.0	3.05
自動車等購入	9,397	-1.0	-0.03	11,278	-12.9	-0.48	8,562	146.1	2.03
自転車購入	614	-12.1	-0.02	846	-10.4	-0.03	249	-29.3	-0.04
自動車等維持	20,770	8.2	0.52	23,302	1.8	0.12	17,167	17.7	1.05
通信	12,349	-11.6	-0.49	14,056	-14.9	-0.67	9,589	-3.9	-0.14
教育	10,731	-16.7	-0.70	17,845	-14.0	-0.84	301	-46.8	-0.11
授業料等	7,627	-12.0	-0.33	12,662	-8.3	-0.33	199	-38.2	-0.05
教科書・学習参考教材	899	-1.0	0.00	1,514	-1.3	-0.01	47	28.0	0.00
補習教育	2,206	-33.7	-0.36	3,668	-32.5	-0.50	55	-73.5	-0.06
教養娯楽	31,775	10.4	0.95	34,827	7.7	0.71	26,005	9.1	0.86
教養娯楽用耐久財	3,335	-13.5	-0.16	4,319	-17.9	-0.26	1,896	-13.1	-0.11
教養娯楽用品	7,816	-5.1	-0.13	8,347	-8.3	-0.21	6,234	-2.9	-0.07
書籍・他の印刷物	3,098	-4.2	-0.04	2,730	-1.4	-0.01	3,731	-5.7	-0.09
教養娯楽サービス	17,526	29.0	1.27	19,431	26.6	1.18	14,145	25.0	1.13
宿泊料	2,897	107.2	0.49	3,084	83.4	0.41	2,356	145.1	0.57
パック旅行費	2,560	*	77.8	2,474	*	110.0	2,655	*	31.5
月謝類	2,801	9.1	0.07	3,855	11.0	0.11	1,173	-2.0	-0.01
他の教養娯楽サービス	9,268	13.2	0.35	10,018	10.9	0.28	7,961	11.6	0.33

注1 *印は対前年同月名目増減率を示す。

2 **印は前年同月の実数を示す。

3 内訳は主要項目を掲げたため、内訳を足し上げても必ずしも合計とは一致しない。

4 二人以上の世帯には、「勤労者世帯」、「無職世帯」のほか、世帯主が個人経営者、法人経営者、自由業者などの世帯が含まれる。

収入と支出 - 二人以上の世帯 - (続き)

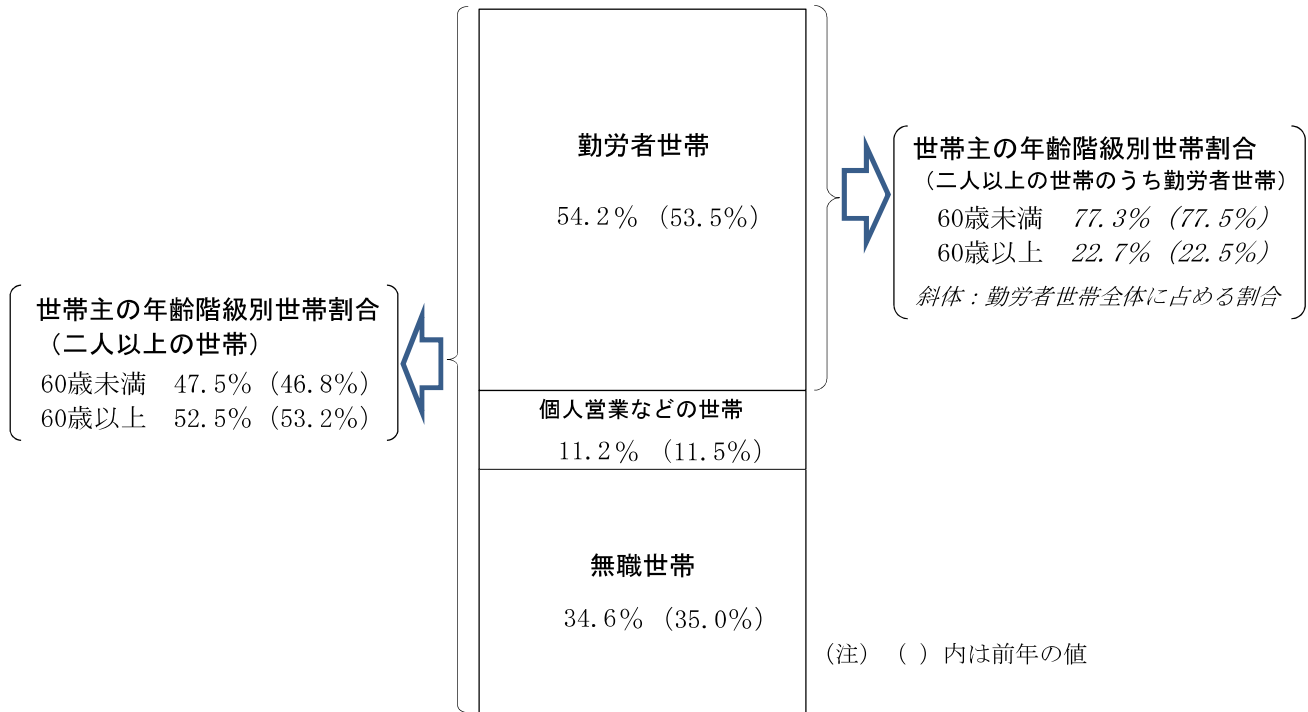
項 目 (消費支出の内訳は品目分類)	二人以上の世帯								
	対前年同月増減率			うち勤労者世帯			うち無職世帯		
	実 数	増減率		実 数	増減率		実 数	増減率	
		実 質	寄与度		実 質	寄与度		実 質	寄与度
	円	%	%	円	%	%	円	%	%
その他の消費支出 1)	49,077	-14.1	-2.53	50,830	-17.0	-2.91	47,323	-4.8	-0.92
諸 雑 費	24,994	-5.7	-0.49	26,708	-5.8	-0.48	21,074	-6.2	-0.55
理 美 容 サ ー ビ ス	3,298	-3.0	-0.03	3,519	-1.7	-0.02	2,905	-5.2	-0.06
理 美 容 用 品	4,744	2.9	0.04	5,266	-0.1	0.00	3,512	4.1	0.06
身 の 回 り 用 品	1,923	5.8	0.03	2,418	12.1	0.07	1,188	56.8	0.17
た の ば こ	1,129	-10.0	-0.04	1,263	-12.4	-0.05	858	-6.2	-0.02
他 の 諸 雑 費	13,900	-9.4	-0.47	14,243	-10.1	-0.46	12,611	-11.5	-0.66
こ づ か い (使 途 不 明)	5,944	-20.2	-0.47	7,325	-21.0	-0.55	4,572	-1.1	-0.02
交 際 費 1)	13,687	-6.5	-0.30	10,460	-10.5	-0.34	20,341	1.1	0.09
贈 与 金	10,599	-8.8	-0.32	6,273	-19.7	-0.43	18,395	1.9	0.13
他 の 交 際 費	3,088	2.6	0.02	4,188	7.9	0.09	1,945	-6.0	-0.05
仕 送 り 金	4,452	-43.6	-1.08	6,336	-43.3	-1.36	1,337	-31.0	-0.23
非 消 費 支 出	-	-	-	91,396	* 1.2	-	13,004	* -7.1	-
勤 労 所 得 税 2)	-	-	-	14,208	* -4.9	-	446	* 17.1	-
個 人 住 民 税 3)	-	-	-	18,551	* -0.2	-	890	* -15.7	-
他 の 税 4)	-	-	-	1,873	* -8.6	-	2,261	* 25.2	-
社 会 保 険 料	-	-	-	56,725	* 3.7	-	9,372	* -12.4	-
実支出以外の支払 (繰越金を除く)	-	-	-	553,791	* 1.8	-	117,310	* -9.8	-
う ち 預 貯 金	-	-	-	398,381	* -1.6	-	71,277	* -9.9	-
可 処 分 所 得	-	-	-	407,185	-5.0	-	42,476	-6.0	-
黒 字	-	-	-	67,168	-	-	-228,082	-	-
平 均 消 費 性 向 (%)	-	-	-	83.5	** 83.3	-	637.0	** 570.0	-
エ ン ゲ ル 係 数 (%) 5)	25.7	** 24.8	-	24.4	** 22.9	-	27.4	** 28.3	-
(特掲) その他の消費支出 6)	55,618	-12.0	-2.39	56,435	-15.7	-2.94	54,348	-2.5	-0.55
交 際 費 6)	20,456	-2.5	-0.17	16,290	-7.7	-0.38	27,525	4.0	0.42
食 具 ・ 家 事 用 品	4,337	* 16.4	-	3,618	* 12.7	-	4,759	* 17.7	-
被 服 及 び 履 物	241	* -27.8	-	341	* -29.3	-	121	* 5.2	-
教 養 娯 楽	351	* -2.2	-	295	* -15.5	-	388	* 32.9	-
他 の 物 品 サ ー ビ ス	1,331	* 6.4	-	1,134	* -8.0	-	1,380	* 11.6	-
(再掲) 贈 与 金	509	* 12.1	-	443	* -5.7	-	537	* 31.6	-
(再掲) 他 の 交 際 費	10,599	-8.8	-0.32	6,273	-19.7	-0.43	18,395	1.9	0.13
	3,088	2.6	0.02	4,188	7.9	0.09	1,945	-6.0	-0.05

注1 「交際費」には、他の世帯への贈答品やサービスの支出を含まない。
また、増減率の実質化には消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いた。
2 所得税法第28条第1項に定める給与所得に対して課税される所得税
3 地方税法に定める個人に対する道府県民税及び市町村民税。都民税及び特別区民税も含む。
4 「勤労所得税」、「個人住民税」に分類されない直接税
5 消費支出に占める、交際費(他の世帯への贈答品や外食等の支出)を除いた食料(=用途分類の金額)の割合(%)
6 「交際費」(特掲)には、他の世帯への贈答品やサービスの支出を含む(=用途分類)。
また、増減率の実質化には消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いた。

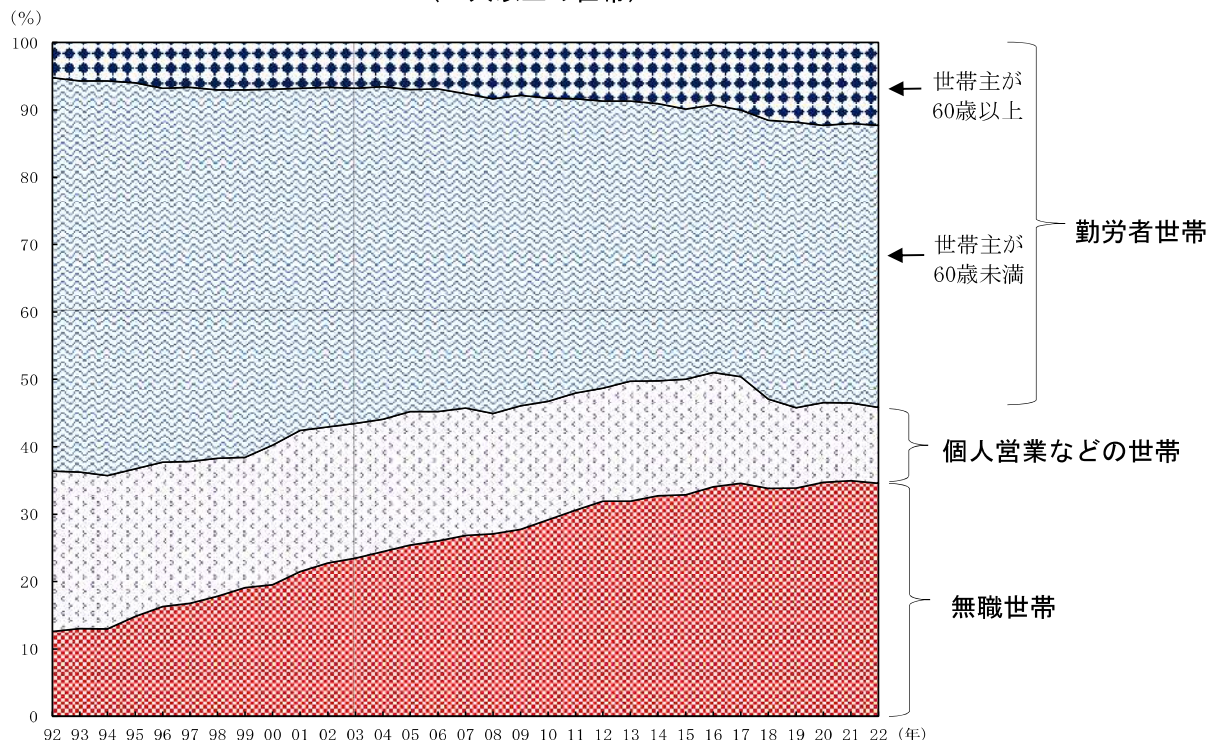
(参考1) 家計調査の結果を見る際の留意点

I 世帯区分別構成比の状況

参考図1 世帯区分別構成比 (2022年平均)
(二人以上の世帯)



参考図2 世帯区分別構成比の推移 (1992~2022年)
(二人以上の世帯)



※1999年以前は、農林漁家世帯を除く結果

II 他の統計と比較する際の留意点

○ 販売側統計との比較

家計調査の消費支出は、1世帯当たりの平均値であって、耐久財や非耐久財（消耗品）などの「財」への支出だけでなく、住居（家賃など）、交通費、教育費、診療代などの「サービス」への支出も含め、世帯が消費するものを幅広く含んでいます。また、「贈与金」や「仕送り金」といった他の世帯への移転支出も含まれています。

これに対して、販売側の統計である商業動態統計調査（経済産業省）の小売業販売額などは、総額であって、基本的に「財」に関する統計であり、家計調査の消費支出に含まれている「サービス」への支出はほとんど含まれていないことに加え、一部事業向け販売分、外国人観光客による消費分なども含まれています。

このように概念や対象とする範囲が異なるため、販売側の統計と比較する際には、留意する必要があります。

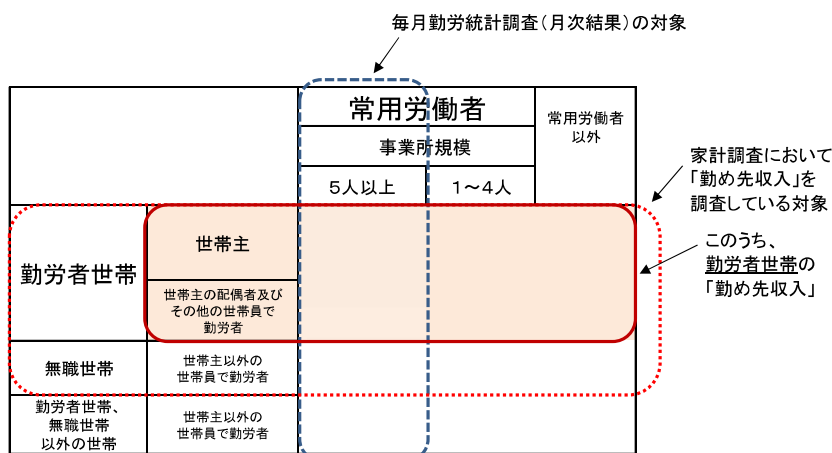
○ 賃金統計との比較

家計調査の「実収入」（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）は、全ての世帯員の収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものです。これに対して、毎月勤労統計調査（厚生労働省）の「現金給与総額」は労働者1人当たりの平均賃金を表すものです。

また、「実収入」は、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等の社会保障給付も含まれる広い概念です。

このように概念や対象とする範囲が異なるため、賃金統計と比較する際には、留意する必要があります。

参考図3 家計調査と毎月勤労統計調査（月次結果）の対象範囲の違い



注：家計調査の実収入には、「勤め先収入」のほか「事業・内職収入」、公的年金などの「社会保障給付」などが含まれる。

(参考2) 世帯主の年齢階級別世帯分布を用いた消費支出の試算(参考値)

二人以上の世帯について、世帯主の年齢階級別世帯分布に関して労働力調査の結果から得られた世帯分布を用いて推定した結果を試算し、参考値として提供しています。詳細は、次のURLを御参照ください。https://www.stat.go.jp/data/kakei/age_adjusted.html

参考表 消費支出の対前年同月実質増減率の推移（二人以上の世帯）

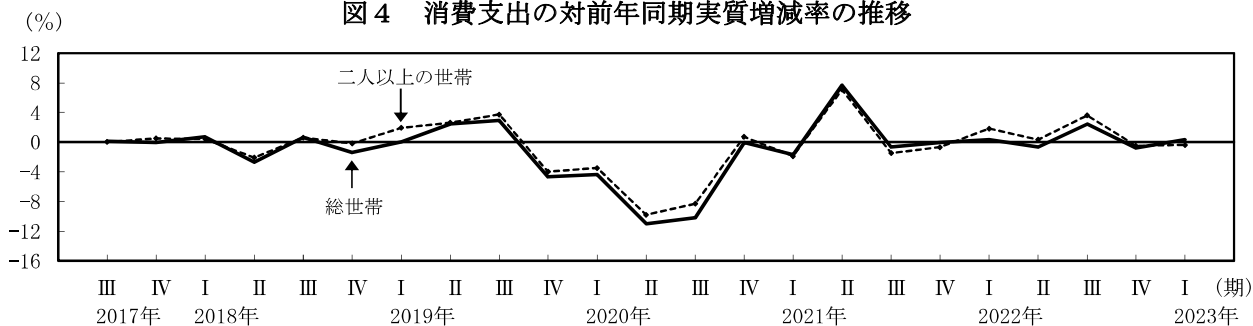
	2022年										2023年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参考値①(%)	-2.4	-2.1	-1.4	3.3	2.8	4.6	2.3	1.5	-1.0	-1.0	0.3	1.7	-1.6
公表値②(%)	-2.3	-1.7	-0.5	3.5	3.4	5.1	2.3	1.2	-1.2	-1.3	-0.3	1.6	-1.9
差(①-②)(%)	-0.1	-0.4	-0.9	-0.2	-0.6	-0.5	0.0	0.3	0.2	0.3	0.6	0.1	0.3

【Ⅱ 2023年1～3月期平均】

消費支出

・消費支出(総世帯)は、 **1世帯当たり 245,524 円**
 前年同期比 **実質 0.3%の増加** **名目 4.6%の増加**
 前期比(季節調整値) **実質 0.2%の減少**
 ・消費支出(二人以上の世帯)は、 **1世帯当たり 295,539 円**
 前年同期比 **実質 0.4%の減少** **名目 3.9%の増加**
 前期比(季節調整値) **実質 0.3%の減少**

図4 消費支出の対前年同期実質増減率の推移



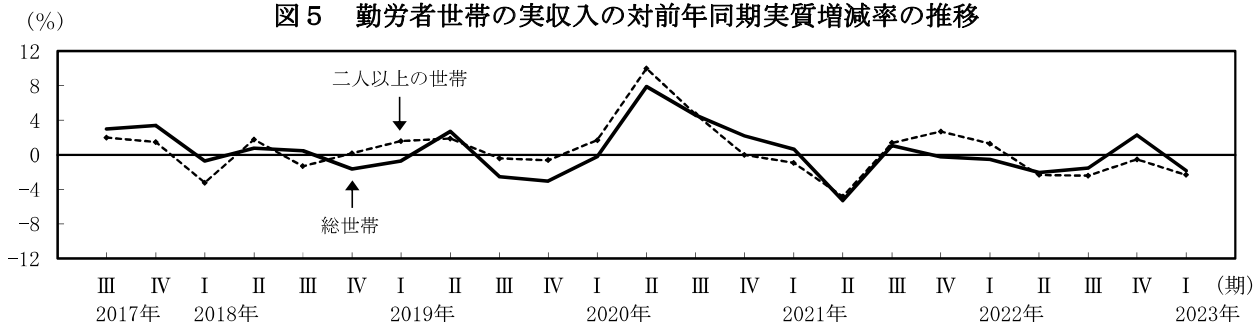
消費支出	2020年				2021年				2022年				2023年
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
総世帯(%)	-4.4	-11.0	-10.2	-0.1	-1.7	7.7	-0.7	-0.1	0.3	-0.7	2.4	-0.8	0.3
二人以上の世帯(%)	-3.5	-9.8	-8.3	0.7	-1.9	7.1	-1.5	-0.7	1.8	0.3	3.6	-0.5	-0.4

注1 Iは1～3月期、IIは4～6月期、IIIは7～9月期、IVは10～12月期を表す。
 2 2018年及び2019年は変動調整値。変動調整値の詳細は統計局ホームページに掲載している。
 【URL】<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html#hendo>

実収入

・勤労者世帯の実収入(総世帯)は、 **1世帯当たり 446,444 円**
 前年同期比 **実質 1.8%の減少** **名目 2.4%の増加**
 ・勤労者世帯の実収入(二人以上の世帯)は、 **1世帯当たり 517,314 円**
 前年同期比 **実質 2.3%の減少** **名目 1.9%の増加**

図5 勤労者世帯の実収入の対前年同期実質増減率の推移



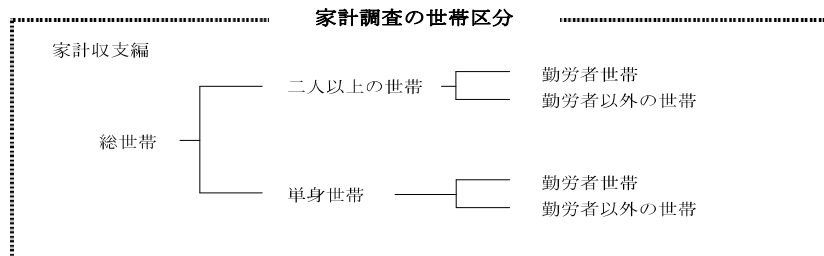
実収入	2020年				2021年				2022年				2023年
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I
総世帯(%)	-0.2	7.9	4.6	2.2	0.7	-5.3	1.1	-0.2	-0.5	-2.0	-1.5	2.3	-1.8
二人以上の世帯(%)	1.7	10.0	4.7	0.0	-0.9	-4.8	1.4	2.7	1.3	-2.3	-2.4	-0.5	-2.3

注1 Iは1～3月期、IIは4～6月期、IIIは7～9月期、IVは10～12月期を表す。
 2 2018年及び2019年は変動調整値

家計調査（家計収支編）結果の公表予定

月平均結果		四半期及び年平均結果			
二人以上の世帯		総世帯・二人以上の世帯・単身世帯			
調査月	公表月日	調査期(年)	公表月日		
2023年1月分	2023年3月10日(金)	2023年1～3月期平均及び 2022年度平均	2023年5月9日(火)		
2月分	4月7日(金)				
3月分	5月9日(火)				
4月分	6月6日(火)				
5月分	7月7日(金)				
6月分	8月8日(火)			4～6月期平均	8月8日(火)
7月分	9月5日(火)				
8月分	10月6日(金)				
9月分	11月7日(火)			7～9月期平均	11月7日(火)
10月分	12月8日(金)				
11月分	2024年1月9日(火)				
12月分	2月6日(火)			10～12月期平均及び 2023年平均	2024年2月6日(火)
2024年1月分	3月8日(金)				
2月分	4月5日(金)				

(注) 1. 家計収支編の公表時刻は8時30分です。
 2. 二人以上の世帯の貯蓄・負債の四半期平均結果は、四半期の最終月から約4か月後に公表する予定です。



＜内容に関する問合せ先＞



総務省統計局統計調査部
 消費統計課審査発表係
 電話 03(5273)1174

- ・家計調査ホームページ
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/index.html>
- * この冊子は、次のURLからダウンロードできます。
<https://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.html>
- ・政府統計の総合窓口 (e-Stat)
<https://www.e-stat.go.jp/>



- ・結果の概要は、統計メールニュースでも配信しています。
 お申込みは、統計局ホームページから。
<https://www.stat.go.jp/>
- Family Income and Expenditure Survey (in English)
<https://www.stat.go.jp/english/data/kakei/index.html>
- Summary of the latest month (in English)
<https://www.stat.go.jp/english/data/kakei/156.html>
- Portal Site of Official Statistics of Japan (in English)
<https://www.e-stat.go.jp/en/>

統計データを引用・転載する場合には、出典（府省名、統計調査名）の表記をお願いします。

神戸市の消費者物価指数

2023年（令和5年）5月分の概況

(1) 総合指数は2020年を100として104.4

前年同月比は3.6%の上昇

前月比は0.3%の上昇

(2) 生鮮食品を除く総合指数は104.1

前年同月比は3.6%の上昇

前月比は0.2%の上昇

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は104.2

前年同月比は4.7%の上昇

前月比は0.5%の上昇

(ご案内)

消費者物価指数は、2021年（令和3年）7月分から、2020年（令和2年）基準となりました。
神戸市における消費者物価指数の「中分類」、「10大費目の時系列推移」は、関連資料をご覧ください。

関連リンク

消費動向調査（令和5（2023）年5月実施分）
調査結果の要点

（※調査基準日：5月15日（月） 調査票回収期間：5月3日（水）～22日（月））

1 消費者の意識（二人以上の世帯、季節調整値）

（1）消費者態度指数

令和5（2023）年5月の消費者態度指数は、前月差0.6ポイント上昇し36.0であった（第1表参照）。

（2）消費者意識指標

消費者態度指数を構成する各消費者意識指標について、令和5（2023）年5月の動向を前月差で見ると、「耐久消費財の買い時判断」が1.1ポイント上昇し30.3、「雇用環境」が0.8ポイント上昇し42.8、「暮らし向き」が0.7ポイント上昇し32.9となった。一方、「収入の増え方」が0.2ポイント低下し37.9となった。

また、「資産価値」に関する意識指標は、前月差2.2ポイント上昇し43.4となった。

（3）基調判断

消費者態度指数の動きから見た5月の消費者マインドの基調判断は、持ち直している。（据置き）

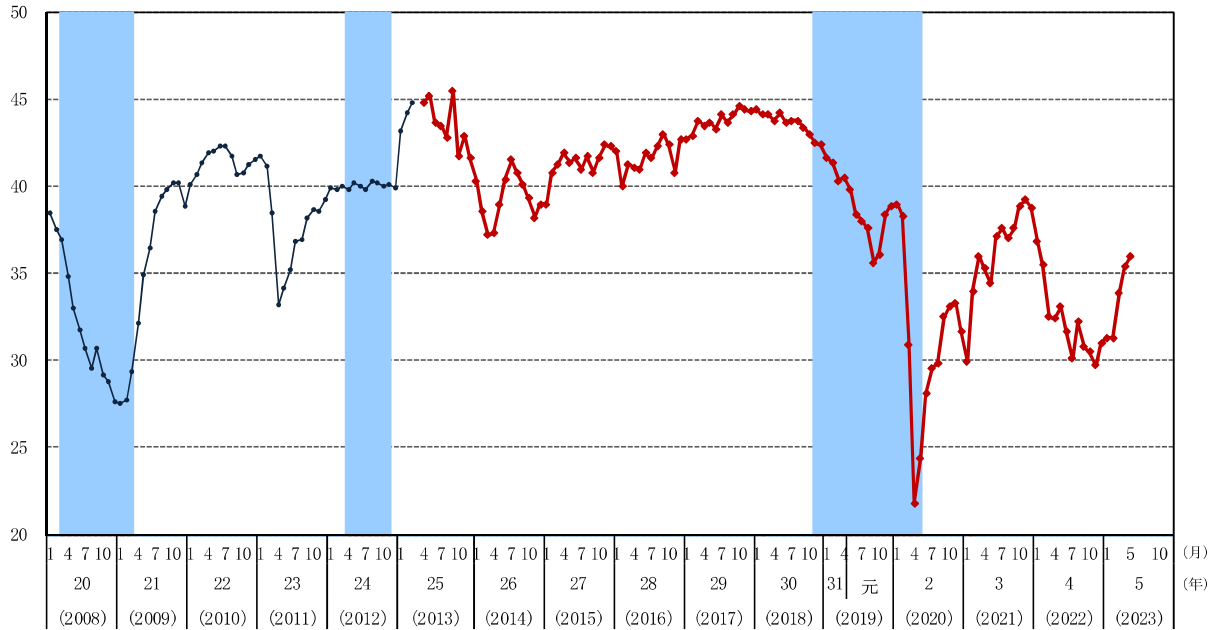
第1表 消費者態度指数と消費者意識指標（二人以上の世帯、季節調整値）

	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
消費者態度指数	29.7	31.0	31.3	31.3	33.9	35.4	36.0
（前月差）	▲ 0.8	1.3	0.3	0.0	2.6	1.5	0.6
暮らし向き	27.5	28.3	28.6	27.7	30.3	32.2	32.9
（前月差）	▲ 0.4	0.8	0.3	▲ 0.9	2.6	1.9	0.7
収入の増え方	34.4	35.3	35.6	36.1	37.4	38.1	37.9
（前月差）	▲ 1.0	0.9	0.3	0.5	1.3	0.7	▲ 0.2
雇用環境	34.8	36.5	37.2	38.3	41.3	42.0	42.8
（前月差）	▲ 0.8	1.7	0.7	1.1	3.0	0.7	0.8
耐久消費財の買い時判断	22.1	23.8	23.7	23.2	26.4	29.2	30.3
（前月差）	▲ 0.8	1.7	▲ 0.1	▲ 0.5	3.2	2.8	1.1
その他の意識指標	34.4	35.6	35.9	36.9	38.5	41.2	43.4
（前月差）	▲ 0.7	1.2	0.3	1.0	1.6	2.7	2.2

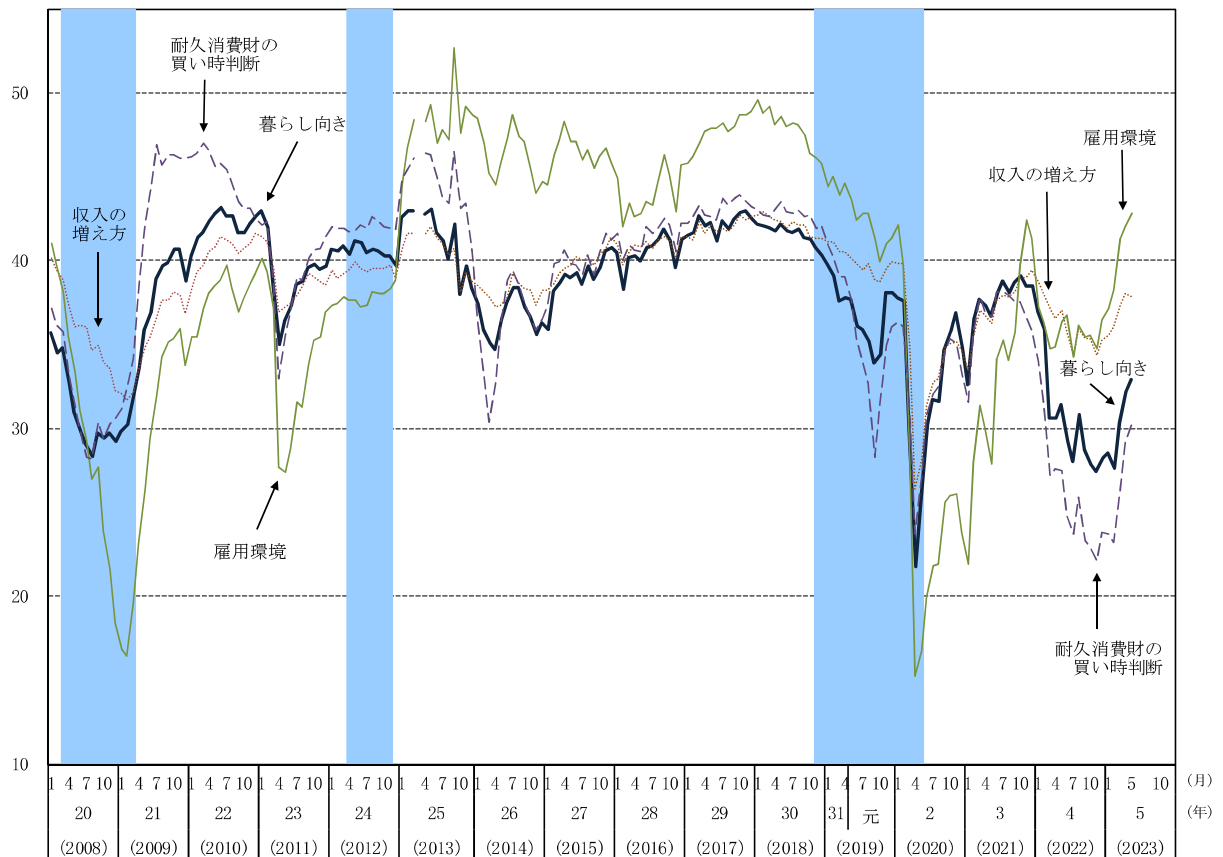
（注）消費者態度指数（季節調整値）は、「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」の4項目の消費者意識指標（季節調整値）を単純平均して算出している。

第1図 消費者態度指数と各消費者意識指標の推移（二人以上の世帯、季節調整値）

① 消費者態度指数



② 消費者態度指数を構成する消費者意識指標



(注) 1. シャドー部分は景気後退期を示す。
 2. 平成25(2013)年3月までは訪問留置調査。平成25(2013)年4月から平成30(2018)年9月までは郵送調査、平成30(2018)年10月から郵送・オンライン併用調査で実施(郵送・オンライン併用調査は同年10月調査より新規世帯に対して順次導入。ただし、調査1か月目の新規世帯には、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行うため、オンラインによる回答は同年11月調査から実施)。

参考表 消費者意識指標 回答区分別構成比（二人以上の世帯、原数値）

（１）回答区分別構成比

令和５（２０２３）年３月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.5	3.7	34.2	40.4	21.1	30.5
収入の増え方	0.4	6.2	52.6	24.3	16.5	37.4
雇用環境	0.7	12.8	47.6	27.9	11.1	41.0
耐久消費財の買い時判断	0.2	3.1	25.5	46.7	24.5	26.9
資産価値	0.6	6.8	53.9	25.8	12.8	39.1

令和５（２０２３）年４月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.5	4.2	37.5	38.3	19.5	31.9
収入の増え方	0.5	6.2	54.3	22.5	16.6	37.9
雇用環境	0.8	13.2	49.5	25.5	11.0	41.8
耐久消費財の買い時判断	0.3	3.9	27.4	46.0	22.4	28.4
資産価値	0.5	7.8	54.5	25.3	11.9	39.9

令和５（２０２３）年５月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.6	4.1	39.7	38.2	17.4	33.1
収入の増え方	0.5	5.8	55.2	23.0	15.5	38.2
雇用環境	0.7	14.8	50.5	24.1	9.9	43.1
耐久消費財の買い時判断	0.2	4.7	30.6	44.5	20.0	30.2
資産価値	0.7	8.9	56.5	23.2	10.6	41.5

（２）前月との比較（当月の構成比－前月の構成比）

令和５（２０２３）年３月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.0	0.7	6.2	▲ 1.1	▲ 5.9	3.4
収入の増え方	▲ 0.2	1.7	1.9	▲ 0.8	▲ 2.7	1.8
雇用環境	0.4	4.1	1.9	▲ 3.6	▲ 2.7	3.4
耐久消費財の買い時判断	0.1	1.0	6.6	▲ 1.5	▲ 6.1	3.7
資産価値	0.2	0.8	2.8	▲ 1.9	▲ 2.1	1.8

令和５（２０２３）年４月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.0	0.5	3.3	▲ 2.1	▲ 1.6	1.4
収入の増え方	0.1	0.0	1.7	▲ 1.8	0.1	0.5
雇用環境	0.1	0.4	1.9	▲ 2.4	▲ 0.1	0.8
耐久消費財の買い時判断	0.1	0.8	1.9	▲ 0.7	▲ 2.1	1.5
資産価値	▲ 0.1	1.0	0.6	▲ 0.5	▲ 0.9	0.8

令和５（２０２３）年５月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.1	▲ 0.1	2.2	▲ 0.1	▲ 2.1	1.2
収入の増え方	0.0	▲ 0.4	0.9	0.5	▲ 1.1	0.3
雇用環境	▲ 0.1	1.6	1.0	▲ 1.4	▲ 1.1	1.3
耐久消費財の買い時判断	▲ 0.1	0.8	3.2	▲ 1.5	▲ 2.4	1.8
資産価値	0.2	1.1	2.0	▲ 2.1	▲ 1.3	1.6

（注）「収入の増え方」と「資産価値」の回答区分の表現は以下のとおりであるが、上記表中では、便宜的に他の設問と同様の回答区分の表現を使用している。
「収入の増え方」：「大きくなる」「やや大きくなる」「変わらない」「やや小さくなる」「小さくなる」
「資産価値」：「増える」「やや増える」「変わらない」「やや減る」「減る」

2 物価の見通し（二人以上の世帯）

令和5（2023）年5月の1年後の物価に関する見通しで、最も回答が多かったのは「上昇する（5%以上）」（52.9%）であった（第2表参照）。

前月差で見ると、「変わらない」が0.3ポイント増加したのに対して、「低下する」が0.2ポイント減少、「上昇する」も0.1ポイント減少した。

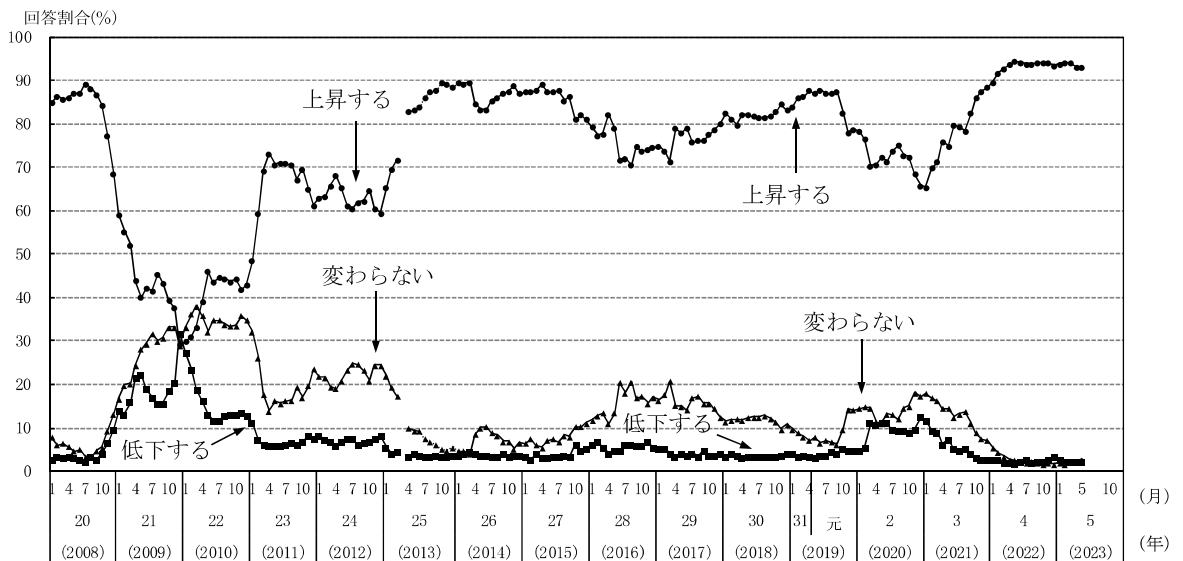
消費者の物価予想については、「**上昇する**」と見込む割合は**9割を超えている**。（据置き）

第2表 消費者が予想する1年後の物価の見通し（二人以上の世帯、原数値）

（単位：％）

		令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
低下する	▲5%以上	1.1	1.3	0.7	0.8	0.8	0.6	0.5
	▲5%未満～ ▲2%以上	0.7	0.9	0.8	0.7	0.5	0.8	0.5
	▲2%未満	0.7	1.0	1.0	0.9	1.0	1.0	1.2
	<計> (前月差)	<2.5> (0.2)	<3.2> (0.7)	<2.5> (▲0.7)	<2.4> (▲0.1)	<2.3> (▲0.1)	<2.4> (0.1)	<2.2> (▲0.2)
変わらない	0%程度	1.9	1.7	2.0	1.6	2.3	2.4	2.7
	(前月差)	(0.2)	(▲0.2)	(0.3)	(▲0.4)	(0.7)	(0.1)	(0.3)
上昇する	2%未満	5.8	6.0	6.3	4.8	5.7	8.5	9.9
	2%以上～ 5%未満	24.1	23.7	25.9	22.7	27.3	28.3	30.3
	5%以上	64.1	63.9	61.6	66.8	61.1	56.4	52.9
	<計> (前月差)	<94.0> (▲0.3)	<93.6> (▲0.4)	<93.8> (0.2)	<94.3> (0.5)	<94.1> (▲0.2)	<93.2> (▲0.9)	<93.1> (▲0.1)
分からない	1.7	1.6	1.8	1.6	1.3	2.1	1.9	

第2図 消費者が予想する1年後の物価の見通しの推移（二人以上の世帯、原数値）



（注）平成25（2013）年3月までは訪問留置調査。平成25（2013）年4月から平成30（2018）年9月までは郵送調査、平成30（2018）年10月から郵送・オンライン併用調査で実施（郵送・オンライン併用調査は同年10月調査より新規世帯に対して順次導入。ただし、調査1か月目の新規世帯には、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行うため、オンラインによる回答は同年11月調査から実施）。

管内金融経済概況

(概況)

管内の景気は、持ち直している。

個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。設備投資は、増加している。住宅投資は、概ね横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、弱めの動きとなっている。輸出は、増勢が鈍化している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回って推移している。

1. 最終需要の動向

個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。

百貨店販売額は、回復している。スーパー販売額、家電販売額は、堅調に推移している。乗用車新車登録台数は、一段と持ち直している。

県内観光地入込客数は、回復している。神戸市内主要ホテルの客室稼働率は、持ち直している。

設備投資は、増加している。

3月短観における管内企業の設備投資計画は、需要好調な分野での能増投資や、中長期的な成長に向けた研究開発・ソフトウェア投資を背景に、高水準となっている。

住宅投資は、概ね横ばい圏内の動きとなっている。

公共投資は、弱めの動きとなっている。

輸出は、増勢が鈍化している。

2. 生産の動向

生産は、横ばい圏内の動きとなっている。

主要業種別にみると、はん用・生産用・業務用機械は、増加している。化学は、高水準で推移している。電気機械は、持ち直しの動きが一服している。食料品は、持ち直しの動きが続いている。輸送機械は、持ち直している。鉄鋼は、弱めの動きが続いている。金属製品は、横ばい圏内の動きとなっている。

この間、地場産業をみると、豊岡靴は、回復している。真珠は、一段と持ち直している。播州織、ケミカルシューズ、淡路瓦は、低水準で推移している。

3. 雇用・所得の動向

雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。

4. 物価の動向

消費者物価（神戸市、除く生鮮食品）は、前年を上回って推移している。

5. 倒産の動向

企業倒産は、件数は前年を上回ったものの、負債総額は前年を下回った。

6. 金融面の動向

貸出金（末残）は、前年を上回っている。この間、貸出約定平均金利（ストック・総合）は、前月比低下した。

預金（末残）は、前年を上回っている。

以 上

本資料は、日本銀行神戸支店のホームページにも掲載しています
(<https://www3.boj.or.jp/kobe/>)。

兵庫県鉱工業指数月報

令和5年4月（速報）

令和5年6月20日公表

兵庫県企画部統計課

1 概況

生産指数は3か月ぶりに上昇（対前月比8.1%増）

4月の鉱工業指数（季節調整済）は、生産指数は前月比8.1%増で3か月ぶりに上昇、出荷指数は同4.4%増で3か月ぶりに上昇、在庫指数は同0.2%減で2か月連続低下。

原指数は、生産指数は前年同月比3.5%減で9か月ぶりに低下、出荷指数は同4.3%減で2か月ぶりに低下、在庫指数は同1.3%増で5か月ぶりに上昇した。

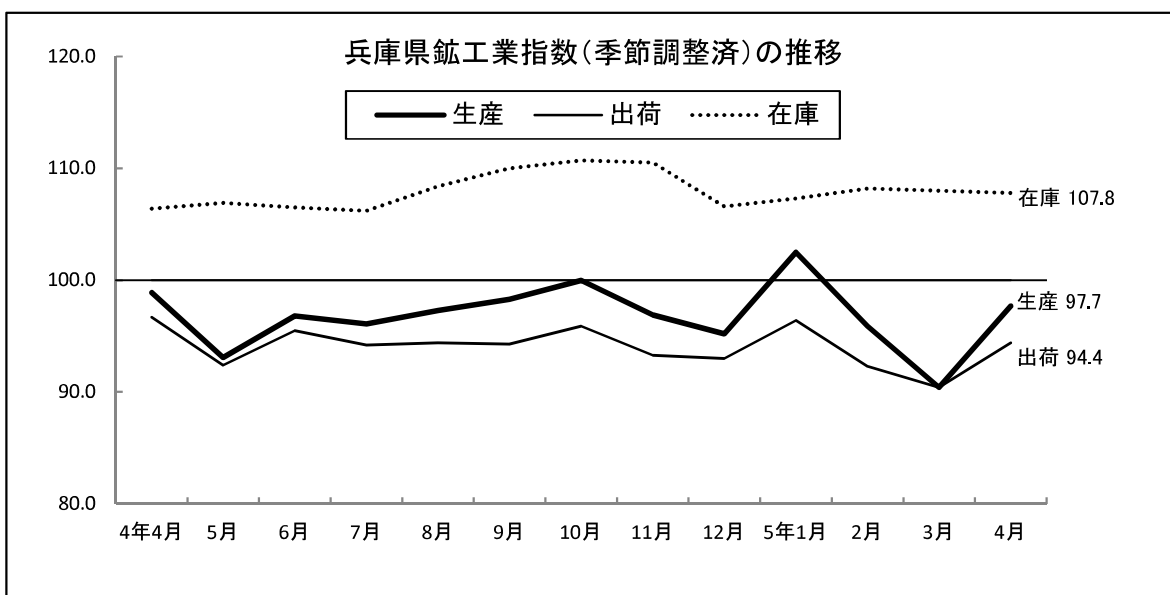
生産指数の上昇した主な業種は、化学工業、電気・情報通信機械工業、生産用機械工業。

総じてみれば兵庫県の生産活動は、一進一退で推移している。

兵庫県鉱工業指数(令和5年4月)

平成27年=100

	季節調整済指数		原指数	
	対前月比増減(%)	対前年同月比増減(%)	対前月比増減(%)	対前年同月比増減(%)
生産	97.7	▲ 8.1	90.7	▲ 3.5
出荷	94.4	▲ 4.4	86.7	▲ 4.3
在庫	107.8	▲ 0.2	106.3	▲ 1.3
在庫率	146.2	▲ 2.5	148.7	▲ 20.2



次回（令和5年5月（速報））公表予定日
令和5年7月20日（木）

2 業種別動向(季節調整済指数)《主要9業種の動向》

(1) 生産指数

業種名	ウェイト (1万分比)	対前月比 増減(%)	指数の上昇または低下に寄与した品目	
鉄鋼・非鉄 金属工業	981.4	▲ 5.5	上昇	ダイカスト、銑鉄、鋼半製品、粗鋼
			低下	普通鋼鋼帯、亜鉛めっき鋼板、普通鋼冷延広幅帯鋼、特殊鋼冷間仕上鋼材
金属製品 工業	778.4	▲ 2.8	上昇	超硬チップ、ワイヤロープ、ばね、スチール・ステンレスドア
			低下	ガス温水給湯暖房機・風呂がま、ガス湯沸器、機械刃物、PC鋼より線
生産用機 械工業	826.6	12.7	上昇	シヨベル系掘削機械、その他の超硬工具、金型、マシニングセンタ
			低下	プレイバックロボット、個装・内装機械、熱交換器、プラスチック加工機械
汎用・業務 用機械 工業	819.1	▲ 7.0	上昇	固定比減速機、汎用内燃機関、エスカレータ、工業用計重機
			低下	機械式駐車装置、油圧機器、蒸気タービン部品、ボイラ部品
電気・情報 通信機械 工業	1,583.2	9.2	上昇	リチウムイオン蓄電池、開閉制御装置、無線位置測定装置、一般用タービン発電機
			低下	海上・航空移動通信装置、搬送装置、超音波応用装置、一般用エンジン発電機
輸送機械 工業	975.2	3.6	上昇	航空機用発動機部品、航空機用機体部品、駆動伝導・操縦装置部品、二輪自動車(125ml以下)
			低下	旅客車、懸架制動装置部品、特殊自動車、内燃機関電装品
窯業・土石 製品工業	269.9	13.2	上昇	無アルカリガラス基板、ファインセラミックス(構造材)、せっこうボード、プレストレストコンクリート製品
			低下	ガラス製容器類、耐火れんが、遠心力鉄筋コンクリートパイプ、陶磁器製タイル
化学工業	1,194.6	22.7	上昇	医薬品、化粧品、溶剤系合成樹脂塗料、無水マレイン酸
			低下	メタクリル酸エステルモノマー、自動車排気ガス浄化用触媒、エポキシ樹脂、酸化チタン
食料品 工業	1,092.9	▲ 1.0	上昇	アイスクリーム、麺類、ビール、清酒
			低下	精米、肉製品、冷凍調理食品、糖類

(2) 出荷指数

業 種 名	対前月比 増減(%)
鉄鋼・非鉄金属工業	▲ 2.8
金属製品工業	▲ 2.5
生産用機械工業	▲ 15.9
汎用・業務用機械工業	▲ 8.6
電気・情報通信機械工業	8.9
輸送機械工業	21.5
窯業・土石製品工業	1.9
化学工業	▲ 10.7
食料品工業	▲ 6.3

(3) 在庫指数

業 種 名	対前月比 増減(%)
鉄鋼・非鉄金属工業	3.4
金属製品工業	7.0
生産用機械工業	9.2
汎用・業務用機械工業	▲ 6.6
電気・情報通信機械工業	▲ 3.7
輸送機械工業	▲ 26.8
窯業・土石製品工業	▲ 3.1
化学工業	▲ 1.3
食料品工業	—

3 全国の鋳工業指数との比較

(1) 全国の鋳工業指数

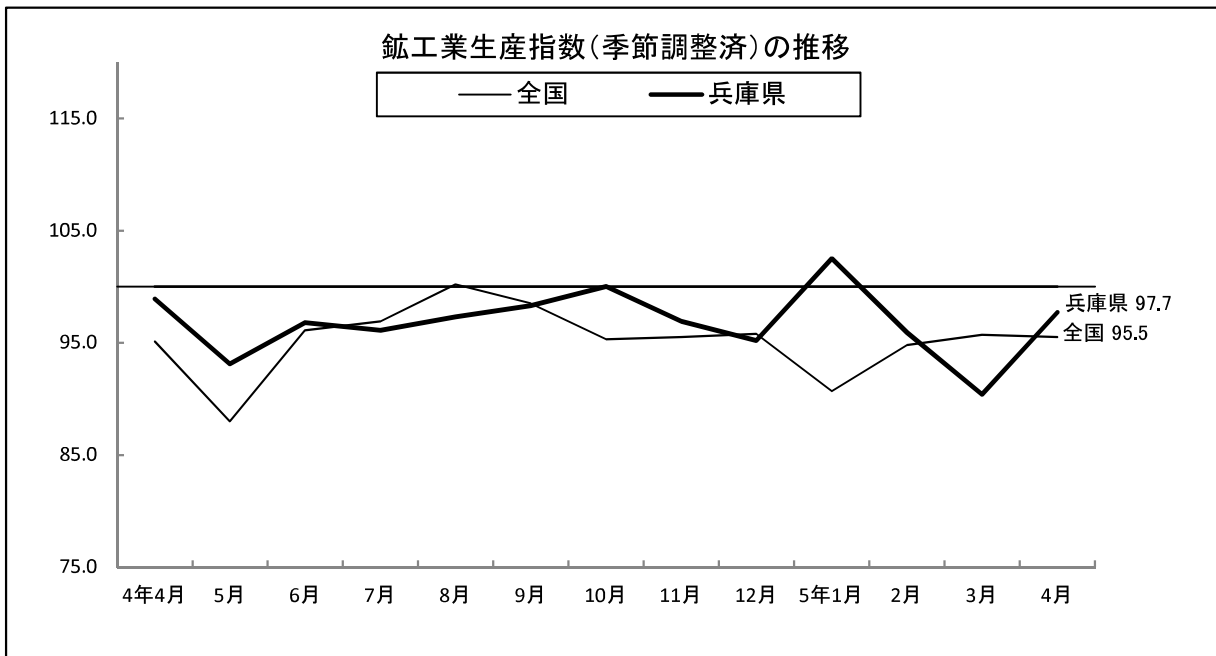
令和5年4月 (速報)

平成27年=100

	季節調整済 指数	対前月比 増減(%)	原指数	対前年同月 比増減(%)
生産	95.5	▲ 0.4	93.5	▲ 0.3
出荷	93.0	▲ 0.4	90.2	▲ 0.8
在庫	104.0	0.3	102.6	5.4

(2) 全国・兵庫県の生産指数(季節調整済)の推移

平成27年=100



出所：全国の鋳工業指数は経済産業省：鋳工業指数。

注意：①全国及び兵庫県のそれぞれにおいて、鋳工業の生産構造が異なるため、それぞれの鋳工業指数の採用品目及びウェイトは異なる。

②公表日程の都合により、令和5年2月(速報)月報から、近畿地域の情報をこのページから除いた。

利用上の注意

- 1 鉱工業指数とは
兵庫県内の鉱工業生産活動（生産・出荷・在庫）の、全体的な水準の推移を明らかにすることを目的として、月々の鉱工業生産活動数量を、ある一定時期を基準にして指数化したものである。
- 2 基準時
平成27年（2015年）を基準としている。よって、指数値は平成27年の平均値を100.0とする比率で示している。
- 3 採用品目数
参考系列を含め、生産指数及び出荷指数は313品目、在庫指数は191品目、在庫率指数は182品目を採用している。
- 4 分類
日本標準産業分類を基本とした「業種分類」と、品目の経済的用途に着目した「特殊分類」の2とおりの方法によって分類している。
- 5 ウェイト
ウェイトは、それぞれ基準時の付加価値額、生産者出荷額及び生産者製品在庫額の、県内鉱工業全体に対する各品目の1万分比である。

6 作成の方法

(1) 個別指数（品目別指数）

$$\text{個別指数} = \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times 100.0$$

(2) 総合指数

$$\text{総合指数} = \frac{\left[\frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100.0$$

$$\text{ただし、在庫率} = \frac{\text{在庫数量}}{\text{出荷数量（または生産数量）}}$$

7 季節調整

季節調整とは、原指数を季節指数で除算することにより、季節変動を除去することで、調整後の指数を季節調整済指数という。季節調整は、鉱工業、製造工業、業種分類、特殊分類等の各系列ごとに季節指数を作成して行っている。

生産、出荷指数在庫、在庫率指数については米国商務省センサス局が開発したセンサス局法（X-12-ARIMA）により季節、曜日・祝祭日調整を行っている。

8 資料出所

指数作成は、「経済産業省生産動態統計調査」を主として、関係官公庁や業界団体、事業所等からの資料による。

9 略称・記号

この月報で使用している略称及び記号は次のとおり。

略称	説明	記号	説明
生産	生産指数	0	} 表章単位未満
出荷	出荷指数	0.0	
在庫	在庫指数	—	該当なし
在庫率	在庫率指数	▲	負数

兵庫県景気総合指数（兵庫C I）

兵庫県景気動向指数（兵庫D I）

— 令和5年3月分(速報) —

令和5年5月31日

兵庫県企画部統計課

利 用 の 手 引 き

景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動での重要かつ景気に敏感に反応する指標の動きを統合することによって、景気の現状把握や将来予測及び景気転換点（景気の山・谷）の判定に資するために作成された指標である。

景気動向指数には、景気総合指数（C I）と景気動向指数（D I）がある。

C IとD Iには、それぞれ、景気に対し先行して動く先行指数、ほぼ一致して動く一致指数、遅れて動く遅行指数の3本の指数がある。景気の現状把握に一致指数を利用し、先行指数は、一般的に、一致指数に数か月先行することから、景気の動きを予測する目的で利用する。遅行指数は、一般的に、一致指数に数か月から半年程度遅行することから、事後的な確認に用いる。

1 景気総合指数（C I:Composite Index）の概要と利用の仕方

< 目的 > C Iは、主として景気変動の大きさやテンポ（量感）を測定することを目的としている。

< 作成方法 > 個々の指標の前月との変化率（上昇率、下降率）を求め、変化幅を一定の方法で調整したうえで合成し、累積する。平成31年2月分より平成22年基準から平成27年基準（平成27年=100）に変更した。

< 利用の仕方 > 一般的に、一致指数が上昇（下降）している時が、景気の拡張（後退）局面であり、一致指数の動きと景気の転換点は概ね一致する。ただし、指数には不規則な動きも含まれていることから、移動平均値をとることにより、ある程度の期間の月々の動きをならしめることが望ましい。変化表には、先行指数と遅行指数は足下の基調の変化をつかみやすい3か月後方移動平均と、足下の基調の変化が定着しつつあることを確認する7か月後方移動平均、一致指数は3か月後方移動平均と、基調判断のため5か月後方移動平均をあわせて掲載している。

なお、CIによる景気の基調判断は、以下の考え方により行っている。

- ①当月CIの前月差は一時的な要因に左右され安定しないため、3か月後方移動平均と5か月後方移動平均の前月差を中心に「基調」を判断する。
- ②当月CIの変化方向（前月差の符号）が「基調」と同方向であることを前提としている。
- ③各移動平均の変化方向（前月差の符号）に加え、過去3か月間の累積前月差を加味する。

2 景気動向指数（D I:Diffusion Index）の概要と利用の仕方

< 目的 > D Iは、景気拡張の動きの各経済部門への波及度合いを測定することを主な目的とする。

< 作成方法 > 採用系列の各月の値を3か月前の値と比較して、増加した時には+を、保合いの時には0を、減少した時には-をつける。（変化方向表）

その上で、先行、一致、遅行の系列群ごとに、採用系列数に占める拡張系列数（+の数）の割合（%）を求める。

$$D I = \text{拡張系列数} / \text{採用系列数} \times 100 (\%)$$

（保合いの場合は0.5としてカウントする。）

< 利用の仕方 > D Iは採用系列のうち改善している指標の割合のことで、景気各経済部門への波及の度合いを表す。月々の振れがあるものの、一致D Iは、景気拡張局面では50%を上回り、後退局面では下回る傾向がある。

D Iは、景気の拡張が経済活動のより多くの分野に浸透していったことを示す指標であり、景気拡張が加速していることを示すものではないことに注意が必要である。

3 累積D I

累積D Iは、基準年月（昭和59年3月）を0として、各月のD Iの値を次の式により累積したものであり、累積D Iグラフの山と谷が、景気山・谷にほぼ対応する。

$$(\text{累積D I})_t = (\text{累積D I})_{t-1} + (D I)_t - 50$$

4 景気基準日付

景気循環の局面判断や各循環における経済活動の比較等の材料として、主要経済指標の中心的な転換点である景気基準日付（景気山・谷）を設定している。

直近では、令和5年3月10日に開催した兵庫県景気動向懇話会での意見を踏まえ、兵庫県における第16循環の景気山を平成30年11月に、谷を令和2年5月に設定（確定）した。

景気循環	兵 庫 県						全 国					
	谷	山	谷	期間			谷	山	谷	期間		
				拡張	後退	全循環				拡張	後退	全循環
第11循環	S61年11月	H 3年 3月	5年10月	52ヶ月	31ヶ月	83ヶ月	S61年11月	H3年 2月	5年10月	51ヶ月	32ヶ月	83ヶ月
第12循環	5年10月	9年 4月	11年 5月	42ヶ月	25ヶ月	67ヶ月	5年10月	9年 5月	11年 1月	43ヶ月	20ヶ月	63ヶ月
第13循環	11年 5月	12年 7月	13年12月	14ヶ月	17ヶ月	31ヶ月	11年 1月	12年11月	14年 1月	22ヶ月	14ヶ月	36ヶ月
第14循環	13年12月	19年 7月	21年 3月	67ヶ月	20ヶ月	87ヶ月	14年 1月	20年 2月	21年 3月	73ヶ月	13ヶ月	86ヶ月
第15循環	21年 3月	23年 2月	25年 2月	23ヶ月	24ヶ月	47ヶ月	21年 3月	24年 4月	24年11月	37ヶ月	7ヶ月	44ヶ月
第16循環	25年 2月	30年11月	R2年 5月	69ヶ月	18ヶ月	87ヶ月	24年11月	30年10月	R2年 5月	71ヶ月	19ヶ月	90ヶ月

I 令和5年3月分（速報値^{※注1}）の概要

1 3月の兵庫C I及び兵庫D I

- (1) 兵庫C I 先行指数 86.9（前月差 2.8ポイント減、3か月連続で前月差減）
 一致指数 85.9（前月差 5.0ポイント減、2か月ぶりに前月差減）
 遅行指数 95.2（前月差 1.0ポイント減、2か月連続で前月差減）
- (2) 兵庫D I 先行指数 28.6%（3か月連続で50%を下回る）
 一致指数 11.1%（5か月連続で50%を下回る）
 遅行指数 42.9%（2か月連続で50%を下回る）

2 兵庫C I及び兵庫D Iの各系列ごとの変化方向と主な寄与項目（※注2）

(1) 兵庫C I個別系列の主な寄与度

	プラスに寄与した指標	寄与度	マイナスに寄与した指標	寄与度
先行系列	着工新設住宅戸数	1.25	日経商品指数（42種）	▲ 1.79
	新規求人数	0.81	鉱工業製品在庫率指数（逆サイクル）	▲ 1.33
			企業倒産件数（逆サイクル）	▲ 0.72
一致系列	百貨店・スーパー販売額	0.01	大口電力消費量	▲ 1.59
			鉱工業生産指数	▲ 0.86
			着工建築物床面積	▲ 0.71
遅行系列	消費者物価指数（総合）	0.23	家計消費支出（神戸市）	▲ 0.99
	資本財出荷指数	0.22	雇用保険受給者実人員（逆サイクル）	▲ 0.18
	法人事業税、特別法人事業税・地方法人特別税調定額	0.13	常用雇用指数	▲ 0.16

(2) 兵庫D I個別系列の変化方向とその継続月数（保合いは除く）

	プラスとなった指標名	プラス継続月	マイナスとなった指標名	マイナス継続月
先行系列	新車新規登録台数	4	日経商品指数（42種）	11
	着工新設住宅戸数	1	企業倒産件数（逆サイクル）	7
			生産財生産指数	4
			新規求人数	3
			鉱工業製品在庫率指数（逆サイクル）	1
一致系列	着工建築物床面積	3	機械工業生産指数	4
			輸出通関実績	4
			労働投入量指数	3
			鉱工業生産指数	2
			有効求人倍率	2
			企業収益率	2
			大口電力消費量	1
			百貨店・スーパー販売額	1
遅行系列	消費者物価指数（総合）	7	雇用保険受給者実人員（逆サイクル）	4
	鉱工業在庫指数	1	資本財出荷指数	3
	法人事業税、特別法人事業税・地方法人特別税調定額	1	家計消費支出（神戸市）	3
			常用雇用指数	1

3 兵庫C Iによる景気の基調判断

兵庫C I一致指数は、横ばい局面（下方への局面変化）を示している。

令和5年4月分速報の公表は令和5年6月30日（金）の予定です。

（注1） 未発表もしくは速報値による系列を含む。なお、基礎資料の改定等による遡及計算のため、過去の計数が既公表のものとは異なる場合がある。

（注2） 兵庫C Iは前月との変化率または変化量、兵庫D Iは3か月前（令和4年12月）に対する変化方向である。

（注3） 令和4年1月より一致系列について、「所定外労働時間指数」を「労働投入量指数」に、「実質百貨店販売額」を「百貨店・スーパー販売額」に、「輸入通関実績」を「輸出通関実績」に入れ替えるとともに、各データの季節調整替えにより遡及して改訂した。

兵庫県の経済・雇用情勢

1. 概況	1
GDP	3
2. 景気指標	4
(1) 景況等	
景気総合指数	4
企業業況判断DI	5
物価	6
(2) 需要	
商業販売	7
乗用車販売	8
住宅着工	9
輸出入	10
設備投資	11
公共工事	12
(3) 企業活動	
鉱工業指数	13
取扱貨物量	14
企業収益	15
(4) 雇用	
有効求人倍率	16
新規求人	18
常用労働者数	21
雇用者所得	22
(5) 金融	
預貸金残高	23
倒産	24
3. 県内の主要業種の概況	25
4. その他の指標等	33

産業労働部地域経済課

令和5年6月9日

1. 概 況

本県の経済・雇用情勢（全体の状況）

本県の経済・雇用情勢は、持ち直している。
 景況等…企業の業況判断は、足もと改善し、先行きは悪化すると見込んでいる。
 需 要…個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。
 輸 出は、増加している。設備投資は、減少計画にあるものの堅調である。
 生 産…生産は、一部に弱い動きが見られる。
 雇 用…有効求人倍率は、前月を上回った。雇用者所得は、弱めの動きとなっている。
 金 融…倒産件数は、前年を上回った。

主要指標の推移

① 景況

現状（良い－悪い）構成比（%ポイント）

区分	R4.6	R4.9	R4.12	R5.3	R5.6(予測)
全 産 業	▲ 3	3	2	5	2
大企業	6	8	10	6	6
中堅企業	▲ 1	10	3	11	9
中小企業	▲ 8	▲ 2	▲ 3	2	▲ 4
うち製造業	▲ 5	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 4
うち非製造業	0	10	7	17	9

出所：県内企業短期経済観測調査（日本銀行神戸支店）

② 需要

項目	R3年度	R4年度	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
商業販売額:億円	18,016	18,529	1,880	1,506	1,375	1,593	1,517
(前年度比増減率%)	(+ 0.3)	(+ 2.8)	(+ 4.8)	(+ 1.2)	(+ 2.9)	(+ 4.0)	(+ 3.7)
乗用車販売台数:台	141,627	144,966	11,679	13,417	14,454	19,021	11,868
(前年度比増減率%)	(▲ 7.3)	(+ 2.4)	(▲ 1.1)	(+9.7)	(+23.2)	(+13.2)	(+ 21.7)
新設住宅着工戸数:戸	29,844	31,911	2,651	2,775	2,081	2,635	2,685
(前年度比増減率%)	(▲ 2.3)	(+ 6.9)	(+ 2.2)	(+ 59.2)	(▲ 10.3)	(+2.1)	(▲ 18.6)
神戸港輸出額:億円	61,512	73,698	6,891	4,733	5,979	7,035	6,373
(前年度比増減率%)	(+ 23.6)	(+ 19.8)	(+19.2)	(+11.4)	(+16.5)	(+7.5)	(+14.1)

出所：商業動態統計（経済産業省）、新車登録速報（日本自動車販売協会連合会兵庫県支部）、軽自動車新車届出状況（兵庫県軽自動車協会）、住宅着工統計（国土交通省）、神戸港貿易概況（神戸税関）（商業動態統計調査の前年度比増減率は全店ベース）

項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度(見込)	R5年度(計画)
設備投資額(前年度比増減率%)	▲ 1.2	2.4	▲ 13.4	22.5	▲ 7.1
(H27年度比:H27=100)	(113.9)	(116.6)	(101.0)	(123.7)	(114.9)

出所：県内企業短期経済観測調査（日本銀行神戸支店）

③ 生産

項目	R3年度	R4年度	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
鉱工業指数:H27=100	93.9	96.5	96.9	95.2	102.5	95.9	90.5
(前月比増減率%)	(+ 0.9)	(+ 2.8)	(▲ 3.1)	(▲ 1.8)	(+ 7.7)	(▲ 6.4)	(▲ 5.6)

注) 月次は季節調整値、年度は原指数。年度増減率は前年度比較

出所：兵庫県鉱工業指数（県統計課）

④ 雇用

項目	R3年度	R4年度	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4
有効求人倍率(季節調整値):倍	0.94	1.03	1.08	1.06	1.02	1.01	1.03
新規求人数(原数値):人	28,235	29,795	28,849	31,398	28,965	29,674	28,822
(前年度比増減率%)	(+ 5.3)	(+ 5.5)	(+ 1.6)	▲ 3.1	(+ 1.7)	(▲ 3.2)	(▲ 4.6)
雇用者所得計:億円	5,340	5,510	9,324	4,741	4,639	4,964	-
(前年度比増減率%)	(▲ 1.4)	(+ 3.2)	(+ 4.4)	(+ 0.5)	(+ 0.7)	(+ 2.9)	(-)

注) 有効求人倍率の年度値は原数値、雇用者所得計の年度値は年平均 出所：一般職業紹介状況（厚生労働省兵庫労働局）、毎月勤労統計調査地方調査（県統計課）

⑤ 金融

項目	R3年度	R4年度	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5
企業倒産件数:件	329	368	35	32	48	34	45
(前年度比増減率%)	(▲ 16.9)	(+11.9)	(+45.8)	(+68.4)	(+118.2)	(+21.4)	(+136.8)
企業倒産負債総額:億円	294	649	12	138	42	11	640
(前年度比増減率%)	(▲ 50.1)	(+120.5)	(▲ 54.9)	(+2349.8)	(+96.3)	(▲ 79.0)	(+401.1)

出所：兵庫県企業倒産状況（東京商工リサーチ神戸支店）

(参考1) 全国景気の現状についての内閣府のコメント

景気は、緩やかに回復している。

- 個人消費は、持ち直している。
- 設備投資は、持ち直している。
- 輸出は、底堅い動きとなっている。
- 生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- 企業収益は、総じて見れば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている。企業の業況判断は、持ち直しの動きがみられる。
- 雇用情勢は、持ち直している。
- 消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(令和5年5月25日 内閣府「月例経済報告」)

(参考2) 県内景気の現状についての日本銀行神戸支店のコメント

管内の景気は、持ち直している。

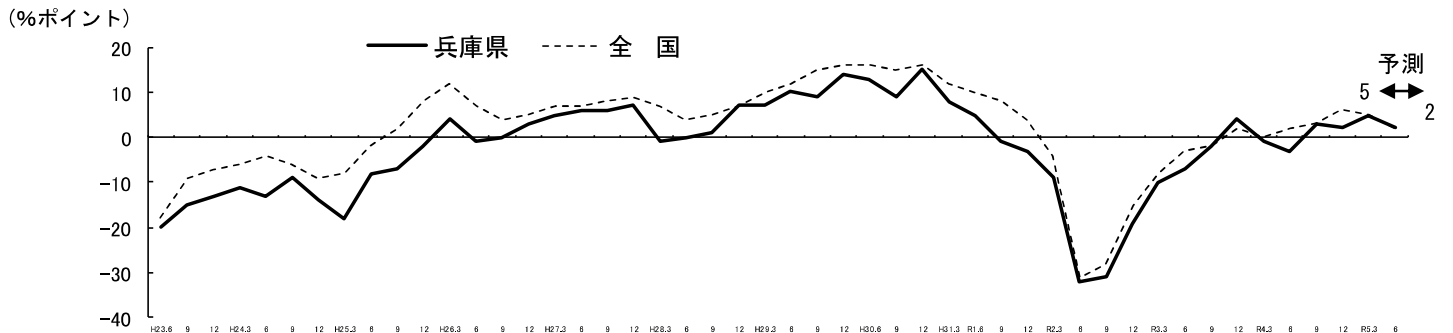
個人消費は、回復に向けた動きが広がっている。設備投資は、増加している。住宅投資は、概ね横ばい圏内の動きとなっている。公共投資は、弱めの動きとなっている。輸出は、増勢が鈍化している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回って推移している。

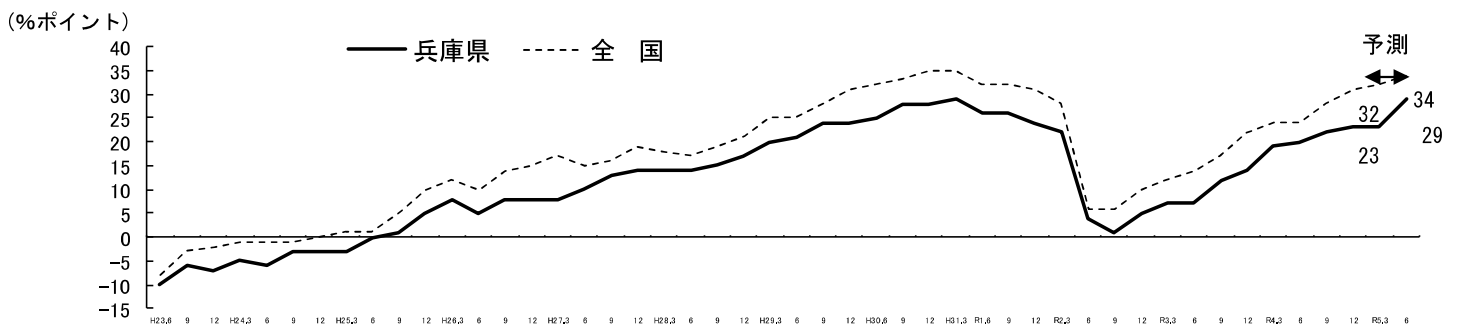
(令和5年6月7日 日本銀行神戸支店「管内金融経済概況」)

日本銀行神戸支店県内企業短期経済観測調査結果の推移

業況判断DI (良い-悪いの推移)



雇用人員判断DI (不足-過剰の推移)

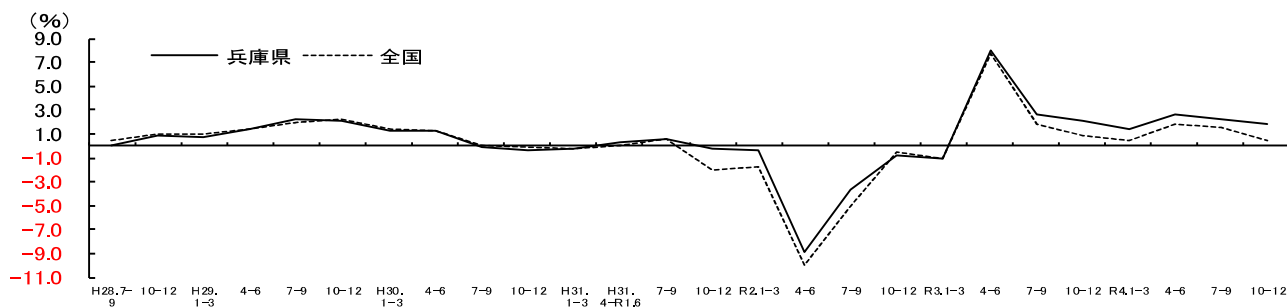


出所：令和5年3月全国・県内企業短期経済観測調査(日本銀行、同神戸支店)

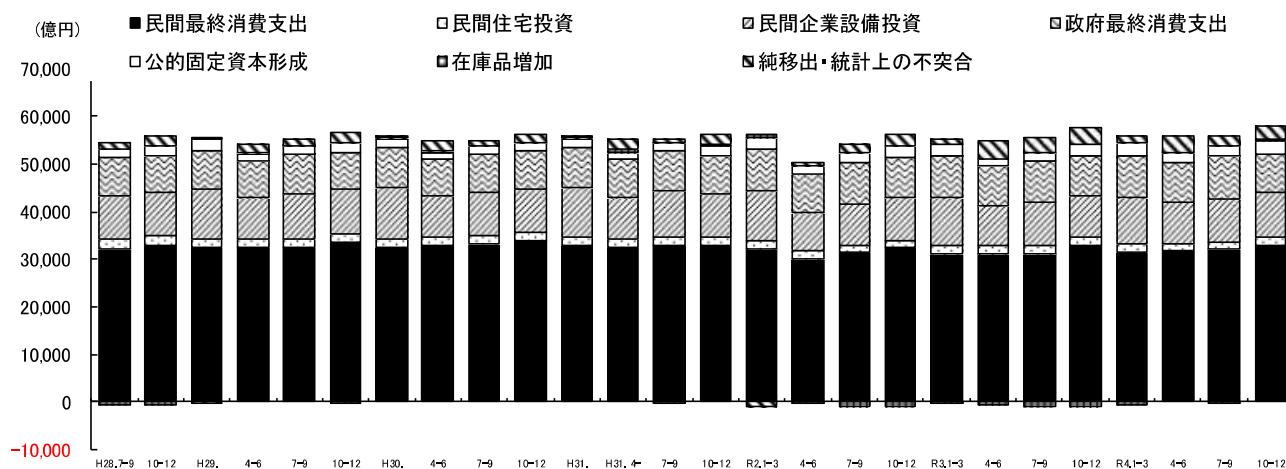
GDP

実質GDP (R4.10~12月期)は、民間住宅投資、地方政府等最終消費支出、在庫変動が対前年同期比でプラスに転じ、民間最終消費支出、民間企業設備投資、公的固定資本形成、純移出等が引き続きプラスで推移し、対前年同期比は1.9%とプラスとなった。

四半期別GDP (実質) 増減率



四半期別兵庫県GDP (実質)



出所：四半期別GDP速報（内閣府）、四半期別県内GDP速報（県統計課）

兵庫県・四半期別GDP (実質) (億円、増減率%)

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
GDP(実質)	221,675	221,885	222,083	214,240	221,442
前年度比	1.7	0.1	0.1	▲ 3.5	3.4

	R2.10-12	R3.1-3	R3.4-6	R3.7-9	R3.10-12	R4.1-3	R4.4-6	R4.7-9	R4.10-12
GDP(実質)	55,703	54,790	54,391	54,686	56,843	55,522	55,819	55,879	57,896
前年度比	▲ 0.7	▲ 1.1	8.0	2.6	2.0	1.3	2.6	2.2	1.9

兵庫県・四半期別GDP (名目) (億円、増減率%)

	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度
GDP(名目)	221,771	222,008	223,117	217,359	218,612
前年度比	1.6	0.1	0.5	▲ 2.6	0.6

	R2.10-12	R3.1-3	R3.4-6	R3.7-9	R3.10-12	R4.1-3	R4.4-6	R4.7-9	R4.10-12
GDP(名目)	56,942	54,970	54,414	53,783	56,242	54,173	53,813	52,696	56,042
前年度比	0.0	▲ 0.8	5.3	0.0	▲ 1.2	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 2.0	▲ 0.4

注1) 今後公表される年度確報値とのあいだに若干の差異が生じる場合がある。

また、推計精度をより高めるため、各計数は過去にさかのぼって変更されることがある。

前年度比は原数値の増減を示す。

注2) 数値は、平成27年基準値となっている。

注3) 令和2年度までの年度数値は「県民経済計算」(県統計課)、令和3年度の年度数値は「四半期別GDP」(県統計課)

2023年6月5日（月）

《問い合わせ先》
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

高水準の回答で「賃上げの流れ」をしっかりと引き継ぐ ～2023 春季生活闘争 第6回回答集計結果について～

連合（会長：芳野友子）は6月1日（木）10:00時点で、2023 春季生活闘争の第6回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 月例賃金改善（定昇維持含む）を要求した5,362組合中4,586組合が妥結済み（85.5%）。うち賃金改善分獲得が明らかな組合は2,616組合・57.0%で、組合数・割合とも比較可能な2013闘争以降で最も高い。
- 平均賃金方式で回答を引き出した4,475組合の「定昇相当込み賃上げ計」は加重平均で10,807円・3.66%（昨年同時期比4,758円増・1.57ポイント増）、うち300人未満の中小組合3,144組合は8,328円・3.36%（同3,471円増・1.39ポイント増）となった。5月末時点の結果としてはいずれも、比較可能な2013闘争以降で最も高く、依然「賃上げの流れ」はしっかりと引き継がれている。
賃上げ分が明確に分かる2,919組合の「賃上げ分」は6,029円・2.14%、うち中小組合1,808組合は5,050円・1.98%となり、依然高い水準を保っている。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給52.78円（同29.03円増）・月給6,982円（同2,993円増）である。引上げ率は概算でそれぞれ5.01%・3.24%となり、比較可能な2015闘争以降で最も高く、時給は一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。
加えて、4月末時点でとりまとめた「具体的な取り組み内容」をあわせて公表する。



添付資料：

1. 平均賃金方式	6
2. 個別賃金A方式	8
3. 個別賃金B方式	12
4. 個別賃金C方式	14
5. 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ（時給・月給）	15
6. 夏季一時金	16
7. 初任給	18
8. 労働条件に関する 2023 春季生活闘争および通年の各種取り組み	20
9. 時間外・休日労働の賃金割増率	23
10. 2023 春季生活闘争および通年（2022 年 9 月～）における「すべての労働者の立場に たった働き方」の見直しとジェンダー平等・多様性の推進に向けた具体的な取り組み 内容（2023 年 4 月末時点）	24

●連合ホームページにも掲載：

連合ホームページ>主な活動>労働・賃金・雇用>春闘（春季生活闘争）>2023 年春闘
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2023.html>

●今後の公表予定：

7月 5日（水） 第7回（最終）回答集計結果（6月末）

連合ホームページ掲載



回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式	2023回答（2023年6月5日公表）				昨年対比	2022回答（2022年6月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	4,475 組合 2,729,728 人	10,807 円	3.66 %		4,758 円 1.57	4,331 組合 2,584,591 人	6,049 円	2.09 %			
300人未満 計	3,144 組合 308,148 人	8,328 円	3.36 %		3,471 円 1.39	3,078 組合 295,441 人	4,857 円	1.97 %			
~99人	1,857 組合 79,661 人	7,167 円	3.10 %		2,769 円 1.21	1,846 組合 75,313 人	4,398 円	1.89 %			
100~299人	1,287 組合 228,487 人	8,748 円	3.45 %		3,728 円 1.46	1,232 組合 220,128 人	5,020 円	1.99 %			
300人以上 計	1,331 組合 2,421,580 人	11,147 円	3.69 %		4,933 円 1.59	1,253 組合 2,289,150 人	6,214 円	2.10 %			
300~999人	885 組合 475,020 人	9,647 円	3.53 %		4,232 円 1.53	818 組合 442,667 人	5,415 円	2.00 %			
1,000人~	446 組合 1,946,560 人	11,519 円	3.73 %		5,104 円 1.60	435 組合 1,846,483 人	6,415 円	2.13 %			

※ 2023年と2022年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2023回答（2023年6月5日公表）				賃上げ分 昨年対比	2022回答（2022年6月3日公表）					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	2,919 組合 2,272,962 人	11,094 円	3.71 %	6,029 円	2.14 %	4,167 円 1.51	2,073 組合 1,915,160 人	6,477 円	2.20 %	1,862 円 0.63 %	
300人未満 計	1,808 組合 216,387 人	9,240 円	3.60 %	5,050 円	1.98 %	3,279 円 1.26	1,259 組合 155,577 人	5,774 円	2.26 %	1,771 円 0.72 %	
~99人	856 組合 43,640 人	8,354 円	3.37 %	4,424 円	1.81 %	2,661 円 1.06	567 組合 28,260 人	5,446 円	2.22 %	1,763 円 0.75 %	
100~299人	952 組合 172,747 人	9,467 円	3.65 %	5,208 円	2.02 %	3,435 円 1.31	692 組合 127,317 人	5,847 円	2.27 %	1,773 円 0.71 %	
300人以上 計	1,111 組合 2,056,575 人	11,304 円	3.73 %	6,132 円	2.15 %	4,262 円 1.53	814 組合 1,759,583 人	6,544 円	2.19 %	1,870 円 0.62 %	
300~999人	727 組合 391,612 人	10,185 円	3.69 %	5,733 円	2.09 %	3,976 円 1.44	510 組合 279,533 人	6,063 円	2.24 %	1,757 円 0.65 %	
1,000人~	384 組合 1,664,963 人	11,573 円	3.73 %	6,226 円	2.17 %	4,334 円 1.56	304 組合 1,480,050 人	6,637 円	2.18 %	1,892 円 0.61 %	

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2023回答（2023年6月5日公表）				引上げ額/率 昨年対比	2022回答（2022年6月3日公表）			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額		集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	額
A方式35歳	207 組合 125,379 人	5,233 円 1.90 %	274,969 円 280,228 円	3,041 円 1.12	235 組合 145,767 人	2,192 円 0.78 %	279,998 円 282,184 円		
A方式30歳	201 組合 141,365 人	4,145 円 1.69 %	245,733 円 249,878 円	2,506 円 1.03	232 組合 160,058 人	1,639 円 0.66 %	246,944 円 248,582 円		
B方式35歳	163 組合 93,648 人	9,696 円 3.64 %	266,021 円 275,570 円	2,997 円 1.13	193 組合 104,693 人	6,699 円 2.51 %	266,720 円 273,419 円		
B方式30歳	129 組合 49,819 人	11,612 円 4.98 %	233,041 円 244,653 円	2,531 円 1.10	159 組合 65,583 人	9,081 円 3.88 %	234,055 円 243,136 円		
C方式35歳	142 組合 287,353 人		288,562 円 298,379 円		29 組合 23,566 人		294,199 円 301,252 円		
C方式30歳	0 組合 0 人		0 円 0 円		0 組合 0 人		0 円 0 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技能職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくら引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技能職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくら引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくらにするかを要求する方式。



回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給	2023回答 (2023年6月5日公表)			昨年対比	2022回答 (2022年6月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	平均時給 (参考値)
単純平均	373 組合	39.53 円	1,094.11 円	17.38 円	287 組合	22.15 円	1,064.19 円
加重平均	808,237 人	52.78 円	1,095.65 円	29.03 円	712,106 人	23.75 円	1,048.50 円
月給	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
	単純平均	132 組合	6,703 円		3.11 %	102 組合	3,737 円
加重平均	28,256 人	6,982 円	3.24 %	2,993 円	27,732 人	3,989 円	1.85 %

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※ (月数)集計と(金額)集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金	2023回答 (2023年6月5日公表)		昨年対比	2022回答 (2022年6月3日公表)		
	集計組合数 集計組合員数	回答		集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	1,968 組合 1,862,317 人	4.87 月	▲ 0.01 月	1,806 組合 1,698,233 人	4.88 月
	金額	1,070 組合 955,648 人	1,595,525 円	16,741 円	1,055 組合 964,564 人	1,578,784 円
季別	月数	1,984 組合 1,564,783 人	2.38 月	▲ 0.01 月	1,844 組合 1,558,435 人	2.39 月
	金額	1,340 組合 915,694 人	738,357 円	11,995 円	1,303 組合 842,816 人	726,362 円

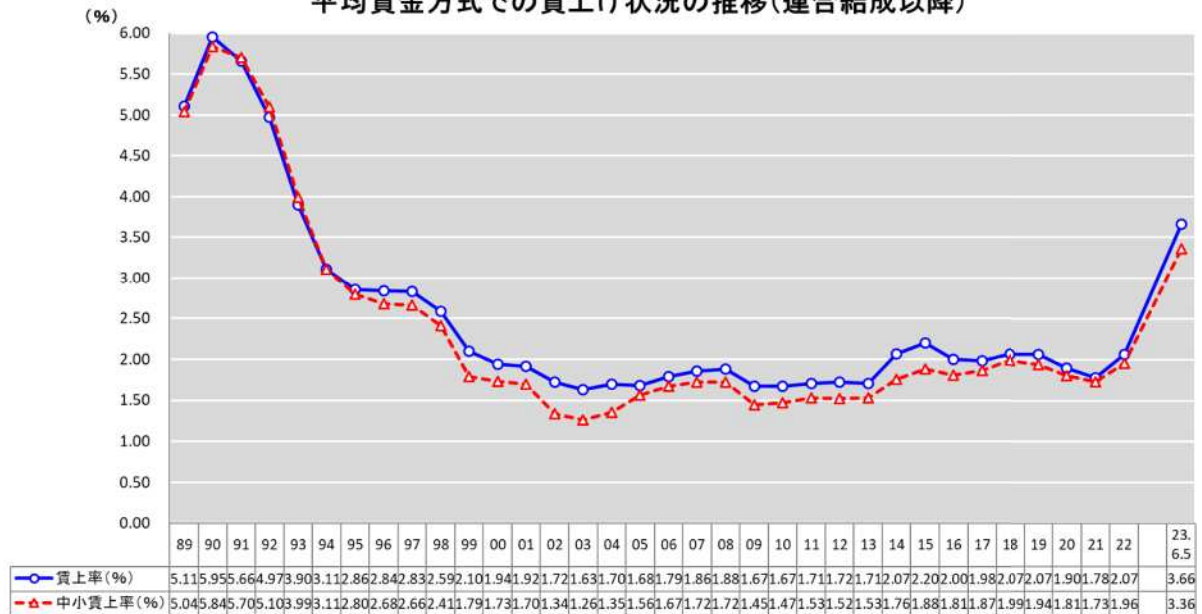
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある

	2023回答 (2023年6月5日公表)		2022回答 (2022年6月3日公表)		
	組合数	率	組合数	率	
集計組合 計	7,851 組合		7,870 組合		
要求を提出 (賃金に限らず全ての要求)のうち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求	6,526 組合	83.1 %	6,305 組合	80.1 %	
要求検討中・要求状況不明	1,325 組合	16.9 %	1,565 組合	19.9 %	
要求提出組合 (月例賃金改善限定)	5,362 組合		5,081 組合		
妥結済	ヤマ場週より前 (2023:3/10まで・2022:3/11まで)	243 組合	4.5 %	138 組合	2.7 %
	先行組合回答ゾーン (2023:3/11-17・2022:3/12-18)	916 組合	17.1 %	838 組合	16.5 %
	3月内決着回答ゾーン《前半》 (2023:3/18-24・2022:3/19-25)	856 組合	16.0 %	814 組合	16.0 %
	3月内決着回答ゾーン《後半》 (2023:3/25-31・2022:3/26-31)	960 組合	17.9 %	743 組合	14.6 %
	4月中	1,150 組合	21.4 %	1,153 組合	22.7 %
	5月中	418 組合	7.8 %	619 組合	12.2 %
	確認中	43 組合	0.8 %	51 組合	1.0 %
	小計	4,586 組合	85.5 %	4,356 組合	85.7 %
	未妥結	776 組合	14.5 %	725 組合	14.3 %
	妥結済組合 (月例賃金改善限定)	4,586 組合		4,356 組合	
賃金改善分獲得	2,616 組合	57.0 %	1,831 組合	42.0 %	
定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	265 組合	5.8 %	795 組合	18.3 %	
定昇相当分確保未達成	5 組合	0.1 %	21 組合	0.5 %	
確認中	1,700 組合	37.1 %	1,709 組合	39.2 %	

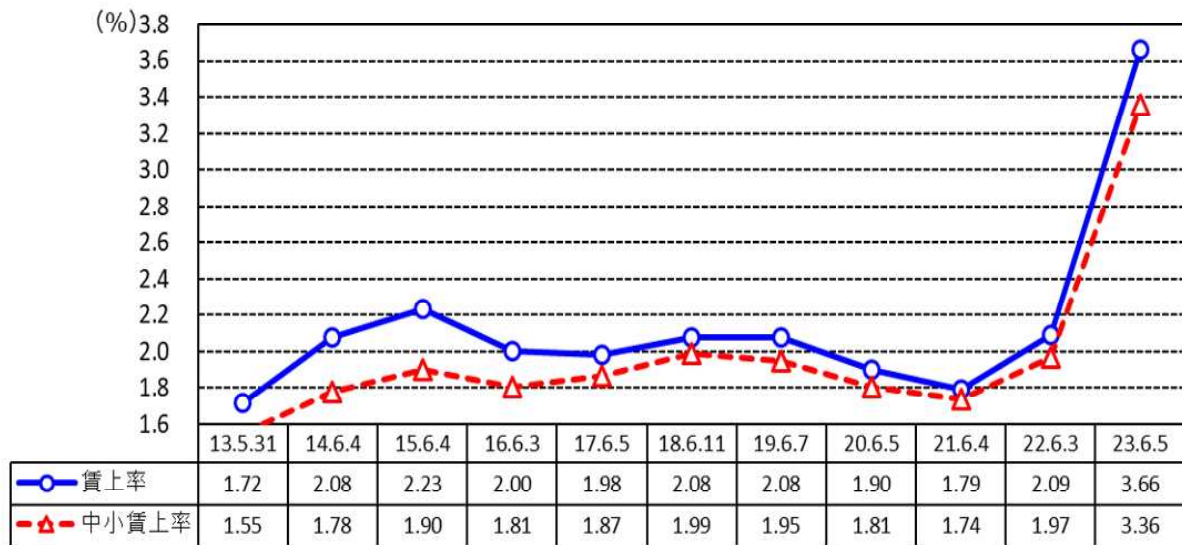


平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注) 1989～2021年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

2013以降の第6回回答集計結果の推移



※各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率



2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結合](加重平均)

2023年6月23日

(一社)日本経済団体連合会

[第1回集計]

業 種		2023年			2022年		
		社 数	回答額 (了承・妥結合) 円	アップ率 %	社 数	回答額 (了承・妥結合) 円	アップ率 %
製 造 業	鉄鋼・非鉄金属	12 社	7,744	2.93	12 社	5,254	1.98
	機械金属	59	8,229	3.11	62	5,704	2.14
	電気機器	9	7,196	2.74	6	6,517	2.30
	輸送用機器	9	7,814	3.03	12	5,541	2.14
	化学	18	7,520	2.81	12	4,874	1.87
	紙・パルプ	9	8,049	3.19	7	4,650	1.77
	窯業	6	7,507	2.86	8	5,043	1.79
	繊維	13	5,923	2.62	13	3,796	1.62
	印刷・出版	5	8,870	2.69	7	5,815	1.94
	食品	12	7,507	2.79	8	4,216	1.68
	その他製造業	23	11,169	3.78	22	5,669	1.99
製造業平均		175	8,349	3.10	169	5,434	2.03
			(7,771)	(3.00)		(5,155)	(2.00)
非 製 造 業	商業	31	8,179	3.06	18	5,131	2.00
	金融	5	4,761	2.11	3	3,354	1.48
	運輸・通信	27	6,004	2.31	27	4,079	1.60
	土木・建設	12	8,851	3.30	10	6,907	2.59
	ガス・電気	10	6,806	2.40	4	5,380	1.62
	その他非製造業	17	6,955	2.60	18	5,010	1.90
非製造業平均		102	7,076	2.68	80	4,791	1.85
			(7,000)	(2.71)		(4,647)	(1.82)
総平均		277	<u>7,864</u>	<u>2.94</u>	249	5,219	1.97
			(7,487)	(2.90)		(4,992)	(1.94)

- (注) 1)本調査は、地方別経済団体の協力により、従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
 2)17業種288社(38.2%)の回答を把握しているが、うち11社は平均金額不明等のため、集計より除外
 3)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
 4)製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
 5)2022年の数値は、2022年6月10日付第1回集計結果

2023 春季生活闘争 第6个回答集計 平均賃金方式(兵庫県構成組織2023年6月1日10時時点)

業種別	集計組合			組合員1人あたり平均(加重平均)														
				2023要求					2023回答					率				
	平均年齢	平均勤続	要求ベース	計	定額相当分	賃上げ分	計	定額相当分	賃上げ分	計	定額相当分	賃上げ分	計	定額相当分	賃上げ分			
製造業	～99	2,200	13.24	251,674	11,690	4,161	8,658	4.57	1.48	3.50	8,316	4,196	4,604	3.34	1.44	1.96		
	100～299	6,483	14.17	265,442	12,425	4,316	8,414	4.74	1.59	3.29	9,231	4,278	5,708	3.53	1.57	2.18		
	300未満計	94	13.98	262,520	12,224	4,280	8,465	4.70	1.57	3.33	8,992	4,260	5,471	3.49	1.54	2.14		
	300～999	11,741	14.14	281,695	13,379	5,077	8,435	4.68	1.78	3.03	11,873	5,021	7,280	4.14	1.74	2.58		
	1,000～	9,529	15.26	332,927	12,302	4,791	9,906	3.71	1.47	3.04	11,202	5,920	5,704	3.21	1.71	1.78		
	計	123	29,953	14.43	294,302	12,664	4,750	8,669	4.32	1.66	3.13	10,720	4,956	6,287	3.69	1.67	2.20	
商業流通	～99	20	8.00	244,330	10,000	5,000		4.09			10,000	5,000		4.09				
	100～299	218	13.41	259,544	26,207	4,464	8,750	10.24	1.28	3.29	5,701	4,469	2,488	2.19	1.28	0.94		
	300未満計	3	37.04	258,266	24,845	4,509	8,750	9.72	1.28	3.29	6,062	4,573	2,488	2.35	1.28	0.94		
	300～999	2	12.92	273,476	13,835	6,470	9,493	5.07	2.39	3.50	18,225	6,010	18,164	6.69	2.22	6.70		
	1,000～	3	4,164	18.52	317,187	8,978	4,256	8,105	2.89	1.37	2.61	5,642	4,256	2,378	1.80	1.37	0.75	
	計	8	5,694	18.22	304,806	10,744	4,619	8,468	3.67	1.53	2.85	8,514	4,547	6,280	2.94	1.50	2.22	
交通運輸	～99	10	48.13	177,301	11,600						3,517			2.22				
	100～299	1	160								3,600							
	300未満計	11	521	14.06	177,301	11,600					3,543			2.22				
	300～999	5	2,837	39.48	236,491	8,089	4,701	3,388	3.35	1.92	1.43	5,745	4,701	2,240	2.36	1.92	0.90	
	1,000～	2	2,458	40.50	23,000							3,000		9,000				
	計	18	5,816	39.90	236,069	8,418	4,701	3,388	3.35	1.92	1.43	4,709	4,701	4,565	2.36	1.92	0.90	
サービス・ホテル	300～999	1	371	33.60	5,40	218,465	2,910	2,410	500	1.33	1.10	2,910	2,410	500	1.33	1.10	0.23	
	計	1	371	33.60	5,40	218,465	2,910	2,410	500	1.33	1.10	2,910	2,410	500	1.33	1.10	0.23	
	～99	4	248	36.17	9,91	253,823	10,407	4,688	5,102	4.01	1.82	2.12	8,826	4,688	3,370	3.39	1.82	1.58
	300未満計	4	248	36.17	9,91	253,823	10,407	4,688	5,102	4.01	1.82	2.12	8,826	4,688	3,370	3.39	1.82	1.58
	300～999	3	1,612	41.86	9,00	242,122	9,177	3,433	7,782	3.69	1.36	3.14	5,286	3,433	1,889	1.98	1.36	0.67
	計	7	1,860	41.30	9,09	243,682	9,287	3,579	7,327	3.72	1.41	2.97	5,696	3,579	2,087	2.15	1.41	0.75
その他	～99	74	2,829	39.97	12,89	251,268	11,590	4,219	8,164	4.51	1.52	3.24	7,726	4,251	4,431	3.32	1.49	1.91
	100～299	38	6,861	38.39	14.14	265,221	12,925	4,323	8,420	4.97	1.58	3.29	8,978	4,286	5,646	3.48	1.56	2.15
	300未満計	112	9,690	38.76	13.86	261,937	12,525	4,297	8,360	4.86	1.57	3.28	8,610	4,278	5,357	3.44	1.55	2.10
	300～999	34	17,853	38.99	12.62	270,100	11,977	4,884	7,573	4.33	1.79	2.78	10,574	4,813	6,448	3.79	1.75	2.31
	1,000～	11	16,151	41.13	16.95	328,140	11,291	4,492	9,140	3.46	1.41	2.86	8,246	5,105	5,309	2.64	1.54	1.53
	300以上計	45	34,004	39.99	14.65	296,348	11,651	4,745	7,994	3.91	1.65	2.80	9,587	4,928	5,963	3.33	1.67	1.99
計	157	43,694	39.71	14.47	289,422	11,852	4,633	8,090	4.10	1.63	2.91	9,339	4,765	5,831	3.35	1.64	2.01	

2023 春季生活闘争 第6个回答集計 平均賃金方式 (兵庫県構成組織2023年6月1日10時時点)

業種別	集計組合		1組合あたり平均(単純平均)														
			2023要求					2023回答									
			平均年齢	平均勤続	要求ベース	額		率		額		率					
組合数	人員	計	定昇相当分	賞上げ分	計	定昇相当分	賞上げ分	計	定昇相当分	賞上げ分	計	定昇相当分	賞上げ分				
製造業	～99	2,200	40.68	13.57	247,487	11,193	4,076	8,341	4.63	3.51	7,945	3,908	4,458	3.37	1.40	1.95	
	100～299	35	38.43	14.05	263,314	12,221	4,269	8,255	4.75	3.32	9,040	4,221	5,588	3.48	1.55	2.16	
	300未満計	94	39.68	13.79	254,236	11,551	4,160	8,300	4.68	3.41	8,338	4,045	4,979	3.42	1.47	2.05	
	300～999	23	38.75	14.22	283,203	13,694	5,096	8,636	4.77	3.08	12,095	5,024	7,364	4.21	1.74	2.60	
	1,000～	6	41.02	15.80	340,416	12,869	4,731	9,849	3.85	3.05	10,858	5,937	5,027	3.14	1.72	1.52	
	計	123	29,953	39.55	13.99	266,261	11,978	4,384	8,434	4.64	3.30	9,088	4,338	5,532	3.57	1.55	2.16
商業流通	～99	20	37.00	8.00	244,330	10,000	5,000		4.09		10,000	5,000		4.09			
	100～299	2	37.03	13.42	259,603	26,079	4,454	8,750	10.19	3.29	5,703	4,459	2,488	2.20	1.28	0.94	
	300未満計	3	37.02	11.61	254,512	20,719	4,636	8,750	8.15	3.29	7,135	4,639	2,488	2.83	1.28	0.94	
	300～999	2	1,292		274,376	12,982	6,470	9,493	4.75	3.50	15,837	6,010	18,164	5.81	2.22	6.70	
	1,000～	3	41.64	42.03	313,645	9,745	4,268	8,215	3.19	2.69	5,820	4,268	2,328	1.89	1.39	0.75	
	計	8	5,694	39.53	15.16	281,653	14,670	4,740	8,668	5.44	3.04	8,818	4,676	6,327	3.22	1.53	2.28
交通運輸	～99	10	51.80	22.90	174,065	11,600					3,203			2.16			
	100～299	1	160								3,600						
	300未満計	11	51.80	22.90	174,065	11,600					3,239			2.16			
	300～999	5	42.60	11.06	244,375	8,836	5,170	3,667	3.54	2.05	5,462	5,170	2,500	2.22	2.05	0.98	
	1,000～	2	40.50	23.00							3,000		9,000				
	計	18	5,816	44.64	15.51	216,251	10,679	5,170	3,667	3.54	2.05	3,879	5,170	4,125	2.20	2.05	0.98
サービス・ホテル	300～999	1	37.1	33.60	5.40	218,465	2,910	2,410	500	1.33	1.10	2,910	2,410	500	1.33	1.10	0.23
	計	1	37.1	33.60	5.40	218,465	2,910	2,410	500	1.33	1.10	2,910	2,410	500	1.33	1.10	0.23
	～99	4	36.15	9.90	257,370	11,523	4,378	6,359	4.40	1.68	10,333	4,378	4,966	3.94	1.68	2.26	
	300未満計	4	36.15	9.90	257,370	11,523	4,378	6,359	4.40	1.68	10,333	4,378	4,966	3.94	1.68	2.26	
	300～999	3	41.60	9.30	254,182	9,784	4,176	9,000	3.69	1.54	7,226	4,176	2,700	2.56	1.54	0.95	
	計	7	1,860	39.42	9.54	256,003	10,653	4,297	7,239	4.04	1.62	9,090	4,297	3,995	3.39	1.62	1.60
その他	～99	74	40.89	13.70	245,085	11,226	4,123	8,132	4.60	1.54	7,422	3,971	4,510	3.37	1.43	1.99	
	100～299	38	38.34	14.01	263,074	13,061	4,281	8,271	5.14	1.57	8,704	4,237	5,488	3.39	1.54	2.11	
	300未満計	112	39.79	13.84	252,328	11,826	4,191	8,196	4.81	1.55	7,845	4,085	4,943	3.38	1.48	2.04	
	300～999	34	39.53	12.86	273,979	12,319	4,979	7,896	4.39	1.79	10,608	4,908	6,514	3.76	1.76	2.31	
	1,000～	11	41.30	17.57	331,492	11,828	4,500	9,195	3.63	1.43	8,306	5,222	4,849	2.67	1.58	1.30	
	300以上計	45	34,004	39.95	13.98	286,920	12,199	4,886	8,087	4.20	1.72	10,077	4,977	6,154	3.52	1.72	2.11
計	157	43,694	39.84	13.89	264,154	11,926	4,408	8,160	4.60	1.61	8,433	4,365	5,362	3.43	1.57	2.07	

2023年度 春季賃上げ状況

2023/6/21
兵庫県経営者協会調査

業種	全体					組合がある企業					組合がない企業				
	社数	年齢	勤続	基礎賃金	昇給総額	昨年実績	社数	基礎賃金	昇給総額	昨年実績	社数	基礎賃金	昇給総額	昨年実績	
製造業	49人以下	5	49.2	13.0	228,058	8,280	1	260,000	5,000	4,209	4	220,073	9,101	2,667	
	50～99人	8	41.6	14.7	267,506	7,537	5	266,689	8,528	5,396	3	268,869	5,886	4,457	
	100～299人	16	41.6	16.9	269,953	7,883	10	281,509	7,192	5,565	6	250,693	9,034	4,311	
	300～499人	8	40.3	14.1	271,165	12,004	6	271,625	12,292	5,592	2	269,786	11,140	3,214	
	500～999人	3	38.5	13.5	324,191	12,574	3	324,191	12,574	6,302					
1,000人以上	5	40.8	15.6	322,820	11,526	5	322,820	11,526	7,336						
499人以下小計	37	42.3	15.3	264,025	8,753	4,814	22	274,467	8,787	5,468	15	248,709	8,703	3,833	
500人以上小計	8	39.8	14.7	323,334	11,919	6,948	8	323,334	11,919	6,948					
製造業合計	45	41.9	15.2	274,568	9,316	5,211	30	287,498	9,622	5,877	15	248,709	8,703	3,833	
非製造業	49人以下	13	43.9	11.4	283,503	6,518	5	280,750	10,868	4,397	8	285,223	3,800	3,436	
	50～99人	5	46.0	13.4	325,308	9,004	3	375,738	8,984	13,839	2	249,664	9,034	3,466	
	100～299人	10	39.1	13.4	309,224	8,334	8	296,395	7,924	6,068	2	360,540	9,974	9,172	
	300～499人	3	39.1	12.7	284,319	11,379	3,280				3	284,319	11,379	3,280	
	500～999人	4	39.2	15.3	256,981	6,785	10,135	4	256,981	6,785	10,135				
1,000人以上	2	48.4	17.4	302,814	3,544	3,619	2	302,814	3,544	3,619					
499人以下小計	31	42.2	12.5	298,622	7,975	5,634	16	306,383	9,043	7,003	15	290,343	6,837	4,173	
500人以上小計	6	42.3	16.0	272,259	5,704	7,963	6	272,259	5,704	7,963					
非製造業合計	37	42.2	13.1	294,347	7,607	6,011	22	297,076	8,132	7,265	15	290,343	6,837	4,173	
総合計	82	42.1	14.2	283,493	8,545	5,581	52	291,551	8,992	6,475	30	269,526	7,770	4,009	

☆賃金テーブル“有”と回答した企業の「ペア」実施状況

業種	社数	基礎賃金	賃上額平均	賃上げ率	前年	
					実施額	実施率
全体	82	283,493	8,545	3.04%	5,581	2.03
製造業	45	274,568	9,316	3.39%	5,211	2.00
非製造業	37	294,347	7,607	2.62%	6,011	2.06
組合有	52	291,551	8,992	3.10%	6,475	2.32
組合無	30	269,526	7,770	2.95%	4,009	1.52

業種	テーブル有	ペア実施	基礎賃金	実施率	昇給総額	基礎賃金	昇給総額	内ペア額	昇給総額	ペア率	昨年総額
製造業	29	19	294,769	65.5%	11,147	6,449	2.15%	6,049			
非製造業	27	14	301,931	51.9%	8,475	4,527	1.55%	5,204			
全体	56	33	297,808	58.9%	10,014	5,633	1.90%	5,691			

【過去の実績推移】

年度	社数	基礎賃金	昇給総額	賃上率(%)
2015	85	273,549	4,677	1.70
2016	81	273,553	4,721	1.72
2017	98	271,964	4,768	1.76
2018	99	271,020	5,061	1.87

年度	社数	基礎賃金	昇給総額	賃上率(%)
2019	109	273,272	5,019	1.86
2020	93	274,582	4,535	1.66
2021	100	281,518	4,501	1.62
2022	102	276,849	5,042	1.83



兵庫労働局発表
令和5年5月30日(火)
午前8時30分 解禁

【照会先】
職業安定部職業安定課
職業安定課長 高野 英樹
地方労働市場情報官 木田 佳伯
電話 078-367-0792

一般職業紹介状況(令和5年4月分)

～県内の雇用情勢の概況～

有効求人倍率等(季節調整値)の動向

◎ 有効求人倍率は**1.03倍**で、前月と比べて0.02ポイント上回りました。

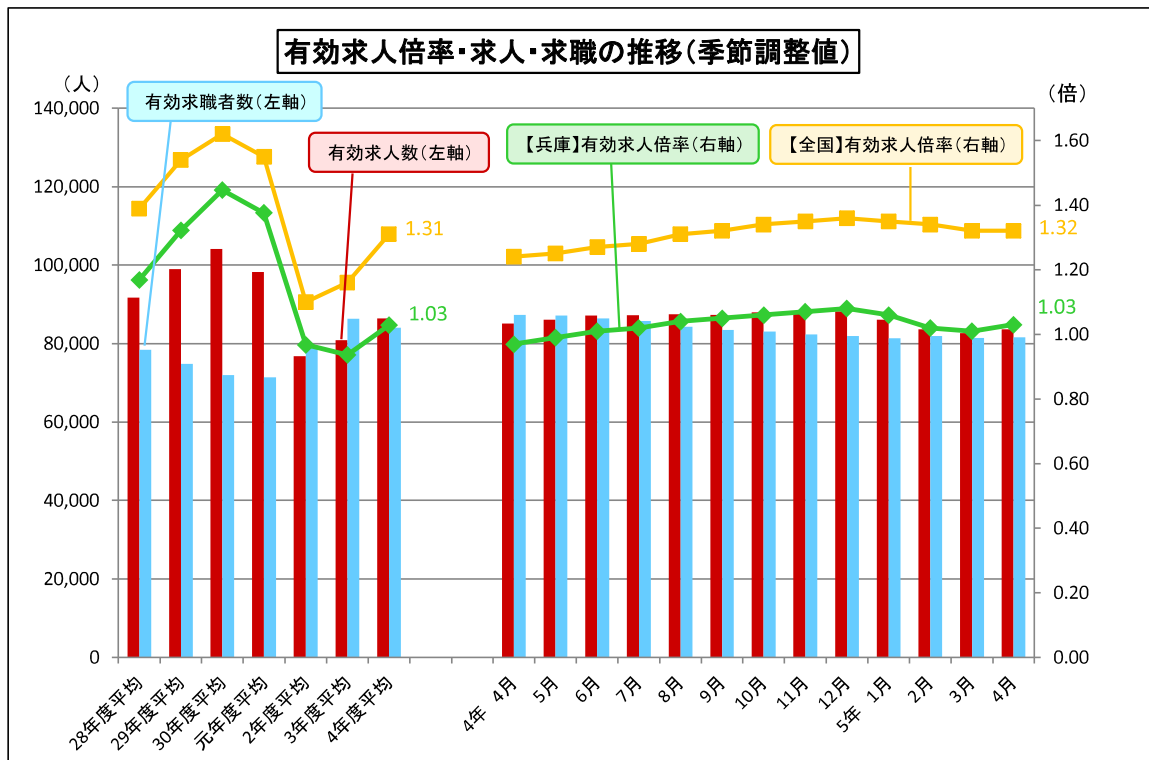
○ 有効求人数は83,670人で、前月と比べて1.2%増となりました。

○ 有効求職者数は81,619人で、前月と比べて0.2%増となりました。

○ 新規求人倍率は1.75倍で、前月と比べて0.09ポイント下回りました。

◎ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、持ち直しの動きにやや弱さがみられる。

物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



(注) 年度平均の数値は原数値で月別の数値は季節調整値である。令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

次回公表予定日 令和5年6月30日(金)

本資料における令和3年9月以降の数値については、ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う「オンライン登録者」及び「オンライン自主応募による就職件数」等が含まれている。

前月との比較(季節調整値)

1 新規求人・新規求職の動き

新規求人数は28,842人で、前月比0.9%増と2か月連続して増加し、新規求職者数は16,450人で、前月比6.0%増と2か月ぶりに増加しました。

今月の新規求人倍率は1.75倍となり、前月と比べて0.09ポイント下回り、2か月ぶりに減少しました。

2 有効求人・有効求職の動き

有効求人数は83,670人で、前月比1.2%増と4か月ぶりに増加し、有効求職者数は81,619人で、前月比0.2%増と2か月ぶりに増加しました。

今月の有効求人倍率は1.03倍となり、前月と比べて0.02ポイント上回り、4か月ぶりに増加しました。

第1表 求人・求職・求人倍率の状況(時系列)(季節調整値)

	新規求人数		新規求職者数		新規求人倍率		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率	
		前月比		前月比		前月差		前月比		前月比		前月差
4年 4月	30,238	0.6	16,695	0.3	1.81	0.01	85,079	0.3	87,332	▲ 0.8	0.97	0.01
5月	29,721	▲ 1.7	16,630	▲ 0.4	1.79	▲ 0.02	86,065	1.2	87,148	▲ 0.2	0.99	0.02
6月	30,327	2.0	16,639	0.1	1.82	0.03	87,130	1.2	86,393	▲ 0.9	1.01	0.02
7月	30,656	1.1	16,232	▲ 2.4	1.89	0.07	87,233	0.1	85,766	▲ 0.7	1.02	0.01
8月	29,475	▲ 3.9	15,906	▲ 2.0	1.85	▲ 0.04	87,466	0.3	84,327	▲ 1.7	1.04	0.02
9月	30,015	1.8	16,234	2.1	1.85	0.00	87,290	▲ 0.2	83,514	▲ 1.0	1.05	0.01
10月	30,517	1.7	16,133	▲ 0.6	1.89	0.04	87,950	0.8	83,032	▲ 0.6	1.06	0.01
11月	29,818	▲ 2.3	15,683	▲ 2.8	1.90	0.01	87,888	▲ 0.1	82,312	▲ 0.9	1.07	0.01
12月	29,890	0.2	16,052	2.4	1.86	▲ 0.04	88,218	0.4	81,915	▲ 0.5	1.08	0.01
5年 1月	29,248	▲ 2.1	15,479	▲ 3.6	1.89	0.03	86,059	▲ 2.4	81,389	▲ 0.6	1.06	▲ 0.02
2月	28,411	▲ 2.9	15,797	2.1	1.80	▲ 0.09	83,679	▲ 2.8	81,915	0.6	1.02	▲ 0.04
3月	28,577	0.6	15,523	▲ 1.7	1.84	0.04	82,684	▲ 1.2	81,470	▲ 0.5	1.01	▲ 0.01
4月	28,842	0.9	16,450	6.0	1.75	▲ 0.09	83,670	1.2	81,619	0.2	1.03	0.02

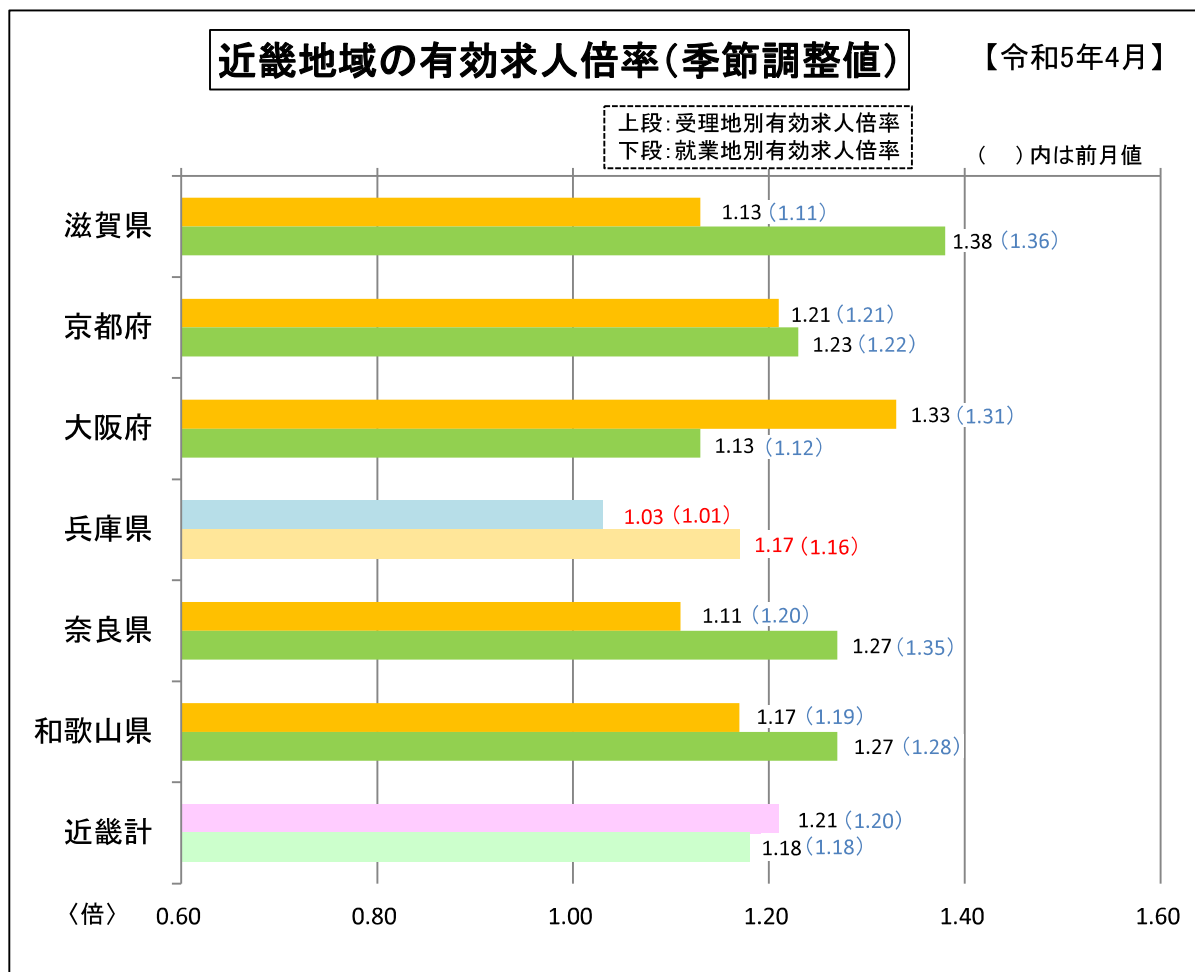
※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。▲は減少である。

※令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(参考) 就業地別新規求人・有効求人の動き

就業地別の新規求人数は33,712人で、前月比4.3%増と3か月ぶりに増加し、新規求人倍率は2.05倍となり、前月と比べて0.03ポイント下回り、3か月連続して減少しました。

また、有効求人数は95,864人で、前月比1.2%増と6か月ぶりに増加し、有効求人倍率は1.17倍となり、前月と比べて0.01ポイント上回り、5か月ぶりに増加しました。



第2表 受理地別・就業地別有効求人倍率の推移(季節調整値)

【受理地別】有効求人倍率(季節調整値)

	4年										5年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
兵庫県	0.97	0.99	1.01	1.02	1.04	1.05	1.06	1.07	1.08	1.06	1.02	1.01	1.03	
	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	▲0.02	▲0.04	▲0.01	0.02	
近畿計	1.12	1.13	1.15	1.17	1.19	1.20	1.21	1.23	1.23	1.22	1.21	1.20	1.21	
	0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.00	▲0.01	▲0.01	▲0.01	0.01	

【就業地別】有効求人倍率(季節調整値)

	4年										5年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
兵庫県	1.10	1.12	1.14	1.15	1.17	1.18	1.19	1.20	1.20	1.19	1.17	1.16	1.17	
	0.01	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01	0.01	0.01	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.01	0.01	
近畿計	1.09	1.10	1.12	1.14	1.16	1.17	1.18	1.19	1.20	1.19	1.18	1.18	1.18	
	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	▲0.01	▲0.01	0.00	0.00	

※新規学卒者を除き、パートタイムを含む。下段は前月差。

※令和4年12月以前の季節調整値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(注) 受理地別求人数: 各地域(府県)内のハローワークで受理した求人数
 就業地別求人数: 全国のハローワークで受理した求人のうち就業地が各地域(府県)内の求人数

$$\left[\begin{array}{l} \text{受理地別有効求人倍率} = \text{受理地別有効求人人数} / \text{各地域(府県)内の有効求職者数} \\ \text{就業地別有効求人倍率} = \text{就業地別有効求人人数} / \text{各地域(府県)内の有効求職者数} \end{array} \right]$$

前年同月との比較(原数値)

1 求人の動き

新規求人数は28,822人で、1,404人(4.6%)減と2か月連続して減少しました。

この新規求人数を産業別にみると、主要産業で増加したのは、「卸売業,小売業」596人(18.2%)、「サービス業(他に分類されないもの)」236人(5.8%)、「教育,学習支援業」26人(6.3%)などです。

一方、減少したのは、「医療,福祉業」729人(7.6%)、「製造業」554人(16.1%)、「建設業」306人(11.2%)などです。

なお、有効求人数は83,678人で、1,534人(1.8%)減と3か月連続して減少しました。

2 求職の動き

新規求職者数は22,146人で、603人(2.7%)減と2か月連続して減少しました。

この新規求職者数を雇用形態別にみると、一般常用希望者は12,176人で、63人(0.5%)減と2か月連続して減少し、常用的パート希望者は9,850人で、546人(5.3%)減と2か月連続して減少しました。

また、一般常用希望者のうち、事業主都合離職者は2,463人で、51人(2.0%)減と3か月ぶりに減少しました。

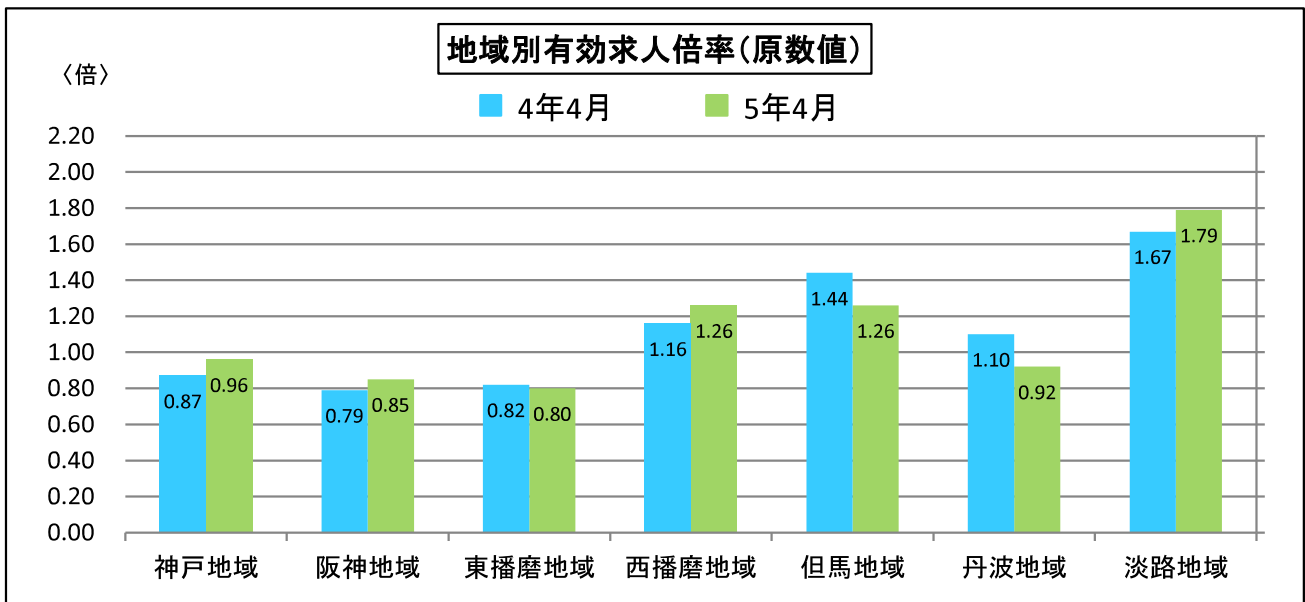
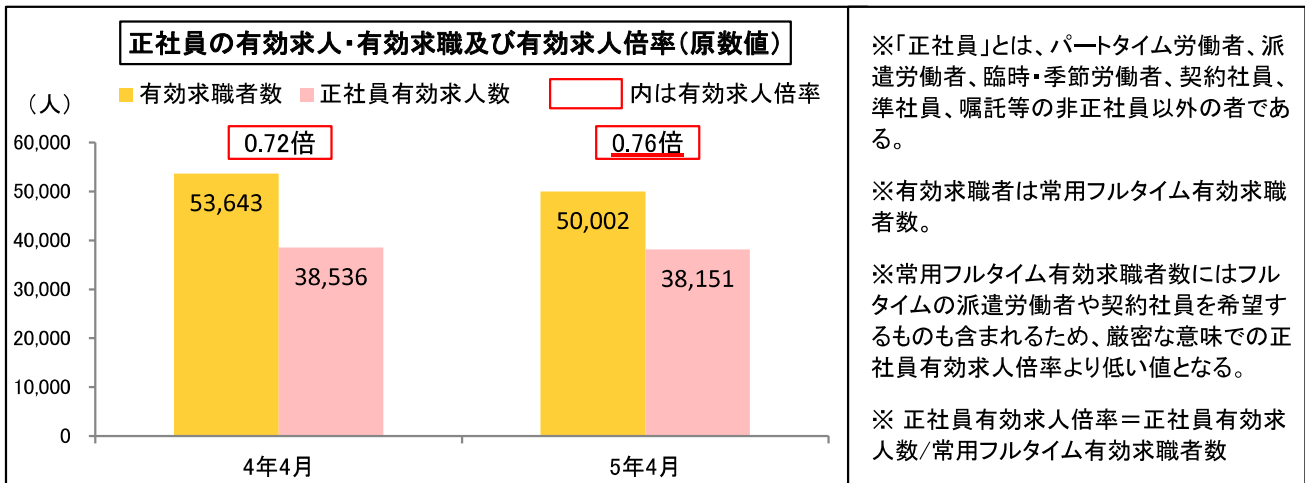
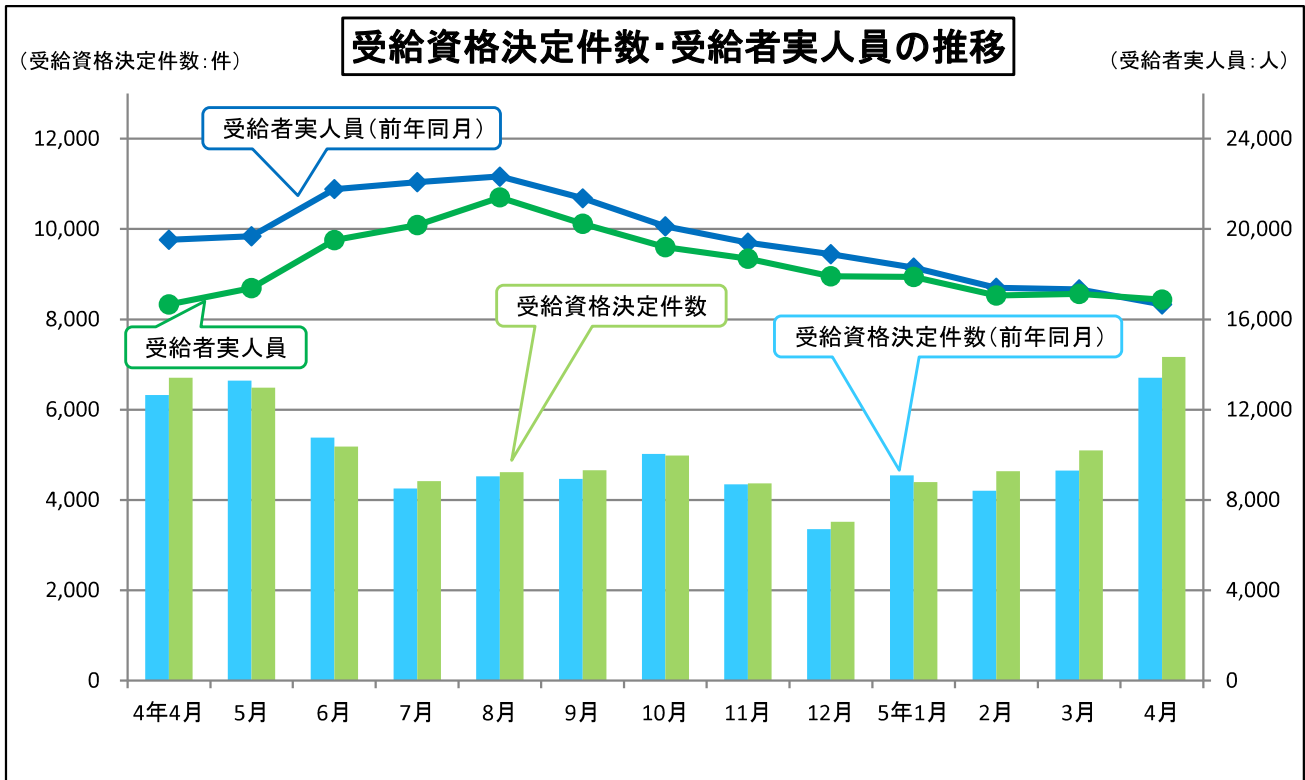
なお、有効求職者数は86,451人で、6,278人(6.8%)減と9か月連続して減少しました。

第3表 求人・求職・求人倍率等の状況(時系列)(原数値)

	新規求人数		新規求職者数		有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		雇用保険 被保険者数
	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	前年度差	前年度(前年 同月)比	前年度(前年 同月)比	
令和2年度	26,812	▲ 20.0	15,663	▲ 1.9	76,824	▲ 21.8	79,387	11.2	0.97	▲ 0.41	0.5
令和3年度	28,235	5.3	16,233	3.6	80,846	5.2	86,313	8.7	0.94	▲ 0.03	▲ 0.3
令和4年度	29,795	5.5	16,164	▲ 0.4	86,426	6.9	84,013	▲ 2.7	1.03	0.09	▲ 0.5
4年 4月	30,226	11.3	22,749	1.3	85,212	7.4	92,729	3.5			▲ 0.9
5月	26,839	13.6	17,419	21.5	83,849	10.6	93,161	5.1			▲ 0.7
6月	30,896	9.1	16,884	4.8	85,335	12.0	91,546	4.2			▲ 0.4
7月	30,377	10.4	14,965	▲ 3.1	84,870	10.5	86,882	2.3			▲ 0.3
8月	28,326	10.1	15,417	▲ 1.8	86,603	10.8	85,030	▲ 1.2			▲ 0.2
9月	30,042	2.3	15,506	0.4	86,375	7.6	83,197	▲ 3.7			▲ 0.2
10月	32,540	6.3	15,986	▲ 5.2	88,734	10.2	83,289	▲ 5.0			▲ 0.4
11月	29,402	10.8	13,679	▲ 7.6	88,792	8.4	80,947	▲ 6.6			▲ 0.4
12月	28,849	1.6	11,661	▲ 5.2	87,533	6.7	75,849	▲ 8.3			▲ 0.3
5年 1月	31,398	▲ 3.1	16,333	▲ 6.3	87,040	2.7	76,058	▲ 8.7			▲ 0.4
2月	28,965	1.7	16,424	4.0	86,399	▲ 0.2	78,057	▲ 7.0			▲ 0.5
3月	29,674	▲ 3.2	16,945	▲ 6.5	86,372	▲ 1.7	81,405	▲ 7.5			▲ 0.5
4月	28,822	▲ 4.6	22,146	▲ 2.7	83,678	▲ 1.8	86,451	▲ 6.8			0.1

※新規学卒者を除く、パートタイムを含む全数。各年度は月平均値(ただし、雇用保険被保険者数は期末現在の数値)。

▲は減少である。



経済財政運営と改革の基本方針 2023 について

〔 令和 5 年 6 月 16 日 〕
〔 閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2023 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義

～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～

令和5年6月16日

経済財政運営と改革の基本方針 2023 (目次)

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方 ————— 1

1. 本基本方針の考え方
2. 環境変化に対応したマクロ経済運営
3. 持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化

第2章 新しい資本主義の加速 ————— 4

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成
2. 投資の拡大と経済社会改革の実行
 - (1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化
 - (2) グリーントランスフォーメーション(GX)、デジタルトランスフォーメーション(DX)等の加速
 - (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進
 - (4) 官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進
 - (5) インバウンド戦略の展開
3. 少子化対策・こども政策の抜本強化
4. 包摂社会の実現
5. 地域・中小企業の活性化

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 25

1. 国際環境変化への対応
 - (1) 外交・安全保障の強化
 - (2) 経済安全保障政策の推進
 - (3) エネルギー安全保障の強化
 - (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進
 - (5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進
2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興
3. 国民生活の安全・安心

第4章 中長期の経済財政運営 34

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営
2. 持続可能な社会保障制度の構築
3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備
4. 国と地方の新たな役割分担等
5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方 44

1. 当面の経済財政運営について
2. 令和6年度予算編成に向けた考え方

ル社会に対応し大胆に社会変革を進めつつ、変革に即した大胆な行財政改革に取り組む。

経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組むとの考え方の下、財政への信認を確保していく。

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。あわせて、賃金の底上げや金融資産所得の拡大等により家計所得の増大を図るとともに、多様な働き方の推進等を通じ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことで企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げにつながる社会を創る。

(三位一体の労働市場改革)

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方の下、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。また、地方、中小・小規模企業について、三位一体の労働市場改革と並行して、生産性向上を図るとともに、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」については、職務給（ジョブ型人事）の日本企業の人材確保の上での目的、人材の配置・育成・評価方法、リ・スキリングの方法、賃金制度、労働条件変更と現行法制・判例との関係などについて事例を整理し、個々の企

業が制度の導入を行うために参考となるよう、中小・小規模企業の導入事例も含めて、年内に事例集を取りまとめる。

「成長分野への労働移動の円滑化」については、失業給付制度において、自己都合による離職の場合に失業給付を受給できない期間に関し、失業給付の申請前にリ・スキリングに取り組んでいた場合などについて会社都合の離職の場合と同じ扱いにするなど、自己都合の場合の要件を緩和する方向で具体的設計を行う。また、自己都合退職の場合の退職金の減額といった労働慣行の見直しに向けた「モデル就業規則」の改正や退職所得課税制度の見直しを行う。さらに、求職・求人に関して官民が有する基礎的情報を加工して集約し、共有して、キャリアコンサルタントが、その基礎的情報に基づき、働く方々のキャリアアップや転職の相談に応じられる体制の整備等に取り組む。

これらの労働市場改革の際、官民でその進捗を確認し、計画的に見直しを行っていく。

（家計所得の増大と分厚い中間層の形成）

今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

公的セクターの賃上げを進めるに当たり、2022年10月からの処遇改善の効果が現場職員に広く行き渡るようになっているかどうかの検証を行い、経営情報の見える化を進める。

2,000兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて2024年中に結論を得るとともに、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充・恒久化、

金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」³を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

これらによる家計所得の増大と併せて、持続可能な社会保障制度の構築、少子化対策・こども政策の抜本強化、質の高い公教育の再生等に取り組むことを通じ、分厚い中間層を復活させ、格差の拡大と固定化による社会の分断を回避し、持続可能な経済社会の実現につなげる。

（多様な働き方の推進）

三位一体の労働市場改革と併せて、人手不足への対応も視野に入れ、多様な人材がその能力を最大限いかして働くことができるよう、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、個々のニーズ等に基づいて多様な働き方を選択でき、活躍できる環境を整備する。このため、週所定労働時間20時間未満の労働者に対する雇用保険の適用拡大について検討し、2028年度までを目途に実施する。あわせて、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークやビジネスケアラーの増大等を踏まえた介護と仕事の両立支援を推進するほか、勤務間インターバル制度の導入促進、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めながら、副業・兼業の促進、選択的週休3日制度の普及等に取り組む。また、フリーランスが安心して働くことができる環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法⁴の十分な周知・啓発、同法の執行体制や相談体制の充実等に取り組む。

国家公務員については、デジタル環境の整備、業務の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の充実等により働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大や中途採用の活用、職員としての成長に資する業務経験やスキルアップ機会の付与、民間知見の習得など人材の確保・育成に戦略的に取り組む。

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

新しい資本主義の下、従来「コスト」と認識されてきた賃上げと設備投資を「未来への投資」と再認識し、人への投資や国内投資の促進を展開している。こうした政策的後押しを受ける中で経団連がバブル期以降最高水準となる民間設備投資115兆円の早期実現という目標を掲げるなど企業部門において高い投資意欲が醸成されてきている。長期にわたる賃金の停滞とデフレの継続という悪循環を断ち切る挑戦が動き始めている今こそ、こうした前向きな動きを更に加速させるときである。予算・税制、規制・制度改革を総動員して、国が呼び水となる政策を集中的に展開することにより、質の高い雇用を生み出し、構造的賃上げを実現するとともに、国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。これにより、日本経済再生に向けた動きを加速させ、人口減少・人手不足、地球環境問題

³ 令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定。

⁴ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）。

新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
2023改訂版

令和5年6月16日

教育訓練事業者からの意見を直接聴取する仕組みの導入等を速やかに実現する。

また、ハローワークにおいて推薦する職種について、転職前後の賃金を捕捉・比較する方法を検討する。その上で、転職前後の賃金上昇可能性やその後の熟練度に応じた更なる上昇可能性まで考慮に入れた推薦が行われるよう、制度の運営改善を行う。

なお、求職者が中小・小規模企業を選択肢の一つとして検討できるように、個々の中小・小規模企業の強みや魅力についての定性的情報をキャリアコンサルタントが求職者に対し効果的に提供する方途について検討を行う。

⑤副業・兼業の奨励

成長分野への円滑な労働移動を図るための端緒としても、副業・兼業を奨励する。このため、副業・兼業人材を受け入れる企業又は送り出す企業への支援等、労働者個人が新たなキャリアに安心して移行できるようにするためのトライアル環境を整備する。

また、産業雇用安定助成金を活用し、企業の在籍型出向を推進する。

⑥非正規雇用労働者等への支援

非正規雇用労働者等の雇用保険対象外の求職者の労働移動についても、助言・コンサル等の支援を行う。

⑦厚生労働省関係の情報インフラ整備

厚生労働省が運営する職場情報提供サイト（しょくばらぼ）の機能強化と利用促進を図る。また、日本版O-NET（job tag）の機能強化と多様な属性の利用者に対する利便性の向上を図る。

（7）多様性の尊重と格差の是正

①最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等

中小・小規模企業の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。

i) 適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進

中小・小規模企業の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必



兵労発基 0703 第 1 号
令和 5 年 7 月 3 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
金刺 義行

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針2023（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

今後の予定案（令和5年度、兵庫県最低賃金の改正関係）

7月14日（金）午前 第661回兵庫地方最低賃金審議会

7月31日（月）午前 第662回兵庫地方最低賃金審議会

同日、本審後 第1回兵庫県最低賃金専門部会

8月2日（水）～8月7日（月）の間

第2回～第4（5）回 兵庫県最低賃金専門部会

8月7日（月）午後 第663回兵庫地方最低賃金審議会

8月23日（水）午前 第664回兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、
中小企業支援の拡充、地域間格差の解消、
全国一律最低賃金制度を求める要請書

兵庫労働局長 殿
兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

2023年6月22日

今回提出 3038 筆

合計 3038 筆

取扱団体 兵庫県労働組合総連合
(国民春闘兵庫県共闘委員会)

〒650-0023

神戸市中央区栄町通3丁目6-7 大栄ビル10F

TEL078-335-3770 FAX078-335-3830

兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、 中小企業支援を拡充、地域間格差の解消、 全国一律最低賃金制度を求める要請書

2023年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

請願趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。コロナ禍においてもコロナ禍だからこそ、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

兵庫労働局長
金刺 義行 殿

2023年 6月 22日

兵庫県労働組合総連合
議長 成山 大志

要 請 書

● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円（税込）程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。

これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のもので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 4、審議会委員の改選が行われ、私達は4名を推薦しましたが、1名も選任されませんでした。今年度の専門部会委員の選任にあたり、より開かれた審議会とするため、公正な選任を求めます。

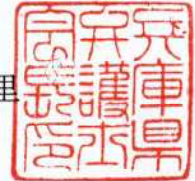
以上



兵弁相談発第109号
2023年(令和5年)6月29日

兵庫県地方最低賃金審議会 御中

兵庫県弁護士会
会長 柴田 眞 里



会長声明のご送付について

当会は、2023年(令和5年)6月29日付で下記の会長声明を発表いたしました。

ここに会長声明をご送付申し上げますので、趣旨をご理解賜り、よろしくご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

兵庫県地域別最低賃金の大幅引上げを求めるとともに、
中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める会長声明

以上



兵庫県地域別最低賃金の大幅引上げを求めるとともに、
中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める会長声明

2023年（令和5年）6月29日

兵庫県弁護士会

会長 柴田 眞里

第1 声明の趣旨

- 1 兵庫県地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の答申にかかわらず、兵庫県地方最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める
- 2 厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める

第2 声明の理由

- 1 2011年における兵庫県の最低賃金は739円、東京都の最低賃金は837円であり、最低賃金格差は98円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、東京都の最低賃金は1072円であり、最低賃金格差は112円であって、10年間で1.14倍以上となっている。

また、2011年における兵庫県の最低賃金は739円と大阪府の最低賃金は786円であり、最低賃金格差は47円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、大阪府の最低賃金は1023円であり、最低賃金格差は63円であって、10年間で1.34倍以上となっている。

最近の調査では、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、多くの地方で自動車の保有を余儀なくされることもあり、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが確認されている。したがって、兵庫県においても、県北・淡路と神戸・阪神等の区域差を考慮することなく、大阪府の最低賃金額と同程度となるよう大幅な最低賃金の引上げがなされるべきである。

- 2 また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連商品やサービスの価格が全国的に急上昇し、電気料金など今後も値上げが

予定されるものも生じている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、この点でも最低賃金額が大きく引き上げられなければならない。

しかし、兵庫県の最低賃金額は現在960円であり、2021年から2022年の上昇幅は過去最大となったものの、この賃金額を前提とすれば、フルタイム（1日8時間、週40時間、月173時間）で働いたとしても、月収約16万6080円、年収約199万円程度に止まる。

そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回することは許されず、直ちに、全ての労働者の生活を保障するため、今年度の兵庫県地方最低賃金については、大幅引上げの答申が必要である。

- 3 一方で、最低賃金の引上げにあたっては、現実に労働者に賃金を支払っている事業者、特に中小企業に対する手厚い支援が必要不可欠である。

厚生労働省が実施する最低賃金引上げのための支援策である事業者に対する業務改善助成金の制度は、実際に支援されるか不透明なまま、事業者が設備投資を行わなければならない、最低賃金の引上げに対する不安を十分に払拭できていないと思われる。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げながら、円滑に事業を継続できるように、現在の「業務改善助成金」制度に加え、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料や税の負担軽減策などの支援策を直ちに講じる必要がある。

- 4 以上のとおり、当会は、兵庫県地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の答申にかかわらず、兵庫県地方最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業に対する十分な支援を直ちに講じるように求める次第である。